

# 熊本県地域防災計画修正 新旧対照表

令和8年5月14日現在

目次

修正前	修正後	修正理由等	P
第 27 節 保健衛生 <u>(新規)</u>	第 27 節 保健衛生、 <u>福祉</u>	①R7.7 防災基本計画修正（新旧表 P46）の反映	目次

※右欄の P は R7 県地域防災計画の該当ページ

第 1 編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>第 1 章 総則</p> <p>第 3 節 関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>2. 処理すべき事務又は業務</p> <p>指定公共機関及び指定地方機関名</p> <p><u>西日本電信電話株式会社（熊本支店）</u></p> <p>第 4 節 熊本県の災害要因と被害状況</p> <p>2. 被害状況</p> <p>(略)</p> <p>また、令和 2 年 7 月豪雨においては、16 市町村（八代市、人吉市、水俣市、上天草市、天草市、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町）に本県で初めてとなる大雨特別警報が発表され、河川の氾濫や土砂災害等が発生し、死者 65 名、行方不明者 2 名を出す被害が発生した。（令和 4 年 3 月 31 日時点）</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>第 1 章 総則</p> <p>第 3 節 関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>2. 処理すべき事務又は業務</p> <p>指定公共機関及び指定地方機関名</p> <p><u>NTT 西日本株式会社（熊本支店）</u></p> <p>第 4 節 熊本県の災害要因と被害状況</p> <p>2. 被害状況</p> <p>(略)</p> <p>また、令和 2 年 7 月豪雨においては、16 市町村（八代市、人吉市、水俣市、上天草市、天草市、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町）に本県で初めてとなる大雨特別警報が発表され、河川の氾濫や土砂災害等が発生し、死者 65 名、行方不明者 2 名を出す被害が発生した。（令和 4 年 3 月 31 日時点）</p> <p><u>令和 7 年 8 月豪雨においては、熊本地方、天草・芦北地方を中心に線状降水帯発生による猛烈な雨が降り、県内 7 市町（玉名市、八代市、宇城市、上天草市、天草市、長洲町、氷川町、）に大雨特別警報が発表されるなど、日最大 1 時間降水量が複数の観測点で観測史上 1 位の記録を更新した。この大雨により、県内では死者 4 名、行方不明者 1 名、負傷者 25 名の人的被害が発生し、8,667 棟の住家が被害を受けた。（令和 8 年 4 月 9 日現在）</u></p>	<p>④その他修正 社名変更に伴う修正</p> <p>③県独自の修正 令和 7 年 8 月豪雨における初動対応（ソフト面）の検証結果Ⅲ気象状況及び令和 7 年 8 月豪雨からの復旧・復興プラン〇気象情報と主な被害情報を反映</p>	<p>6</p> <p>11</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>第2章 災害予防</p> <p>第1節 公共施設等災害予防（県知事公室、県土木部、県農林水産部、県企業局、県健康福祉部、<u>(新規)</u>、県総務部、県教育庁、県警察本部、九州地方整備局、市町村、指定公共機関）</p> <p>1. 道路・橋梁（県土木部、九州地方整備局）</p> <p>(1) 道路</p> <p>法面の崩壊・落石、路面の損壊、道路施設の変状・破壊等の被害が想定される危険個所について、落石対策や砂防関係事業などの補強対策を実施するとともに、幹線道路の整備を促進して、道路網の多重化（リダンダンシー）を図るものとする。</p> <p>特に、緊急輸送道路等については、災害に強い舗装の整備や道路に存する電線類について可能な限り地中化に努めるとともに、必要な耐震対策や適正な維持管理・更新を行う。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>2. 河川・砂防・空港・港湾・海岸・漁港（県土木部、県農林水産部、九州地方整備局）</p> <p>(略)</p> <p>(4) 港湾</p>	<p>第2章 災害予防</p> <p>第1節 公共施設等災害予防（県知事公室、県土木部、県農林水産部、県企業局、県健康福祉部、<u>県環境生活部</u>、県総務部、県教育庁、県警察本部、九州地方整備局、市町村、指定公共機関）</p> <p>1. 道路・橋梁（県土木部、九州地方整備局）</p> <p>(1) 道路</p> <p>法面の崩壊・落石、路面の損壊、道路施設の変状・破壊等の被害が想定される危険個所について、落石対策や砂防関係事業などの補強対策を実施するとともに、幹線道路の整備を促進して、道路網の多重化（リダンダンシー）を図るものとする。</p> <p>特に、緊急輸送道路等については、災害に強い舗装の整備や道路に存する電線類について可能な限り地中化に努めるとともに、必要な耐震対策や適正な維持管理・更新を行う。</p> <p><u>道路管理者は、自然災害発生後の道路の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、火山災害においては火山噴出物等の道路の障害物除去、雪害においては道路の除雪を含む。）による道路啓開を迅速に行うため、道路法等に基づき、協議会の設置によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開計画を作成するとともに、定期的な見直しを行うものとする。また、道路管理者は、当該計画も踏まえて、道路啓開、応急復旧等（以下「道路啓開等」という。）に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結を推進するものとする。</u></p> <p>2. 河川・砂防・空港・港湾・海岸・漁港（県土木部、県農林水産部、九州地方整備局）</p> <p>(略)</p> <p>(4) 港湾</p>	<p>④その他の修正 令和6年4月より水道行政が厚労省から国交省に移管され公共土木施設に位置づけられたため</p> <p>①R7.7 防災基本計画修正（新旧表 P23）の反映</p>	<p>13</p> <p>13</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>(略)</p> <p>また、近年発生する大規模地震・津波に鑑み、通常の地震ばかりでなく大規模地震・津波発生時においても、緊急物資及び避難者の輸送を行い、さらに被災した港湾施設が復旧するまでの間、港湾施設が麻痺することを避け、背後地域の経済活動を維持する機能を発揮することが求められている。緊急輸送道路ネットワーク計画には19港湾が防災拠点として位置づけられている。<u>(新規)</u></p> <p>このうち、県内の人口集積度及び地域性等を考慮し、熊本港、本渡港において耐震強化岸壁の整備を進めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>また、近年発生する大規模地震・津波に鑑み、通常の地震ばかりでなく大規模地震・津波発生時においても、緊急物資及び避難者の輸送を行い、さらに被災した港湾施設が復旧するまでの間、港湾施設が麻痺することを避け、背後地域の経済活動を維持する機能を発揮することが求められている。緊急輸送道路ネットワーク計画には19港湾が防災拠点として位置づけられている。<u>災害時の海上からの円滑な輸送のため、港湾管理者は、港湾の防災拠点機能を確保するものとする。</u></p> <p>このうち、県内の人口集積度及び地域性等を考慮し、熊本港、本渡港において耐震強化岸壁の整備を進めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>①R7.7 防災基本計画修正（新旧表P6）の反映</p>	<p>14</p>
<p>(6) 漁港</p> <p>漁港施設は、「漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）」により国が定めた基本方針のうち、「漁港漁場整備事業の施行上必要とされる技術的指針に関する事項」に基づき、地域の自然条件や環境に及ぼす影響及び漁港施設の機能確保等を考慮し整備を行うものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(6) 漁港</p> <p>漁港施設は、「漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）」により国が定めた基本方針のうち、「漁港漁場整備事業の施行上必要とされる技術的指針に関する事項」に基づき、地域の自然条件や環境に及ぼす影響及び漁港施設の機能確保等を考慮し整備を行うものとする。<u>また、漂流物対策フェンスの再設置を進めることで、漁業環境の保全と漁業活動の安定化を図るものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>③県独自の修正 令和7年8月豪雨からの復旧・復興プラン3社会・産業インフラの機能回復の11を反映</p>	<p>15</p>
<p><u>(新規)</u></p>	<p><u>3. 上水道（県環境生活部、市町村）</u></p> <p><u>上水道は、健康で快適な生活を支えるために必要不可欠なライフラインであり、生命、健康を守ることはもとより日常生活や産業活動の発展、地域経済活動の維持に欠くことのできない社会基盤として重要な役割を担っている。このため、災害による水道施設の損壊、断水等が発生した場合、住民生活等に重大な影響を及ぼすことにな</u></p>	<p>④その他の修正 令和6年4月より水道行政が厚労省から国交省に移管され公共土木施設に位置づけられた</p>	<p>15</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p><u>3.</u> 下水道(県土木部、市町村)</p> <p>下水道は、し尿・家庭雑排水を処理浄化することにより生活環境を改善し、また河川等の公共用水域の水質保全を図るとともに、雨水の排除による浸水の防除や資源の有効利用をするなどその役割は多方面にわたっている。災害発生時にその機能が麻痺した場合、市民生活に与える影響は極めて大きいため、下水道管理者は発災に備えて、終末処理場や内水排除施設等を良好な状態に保つように維持管理するとともに、非常用発電装置の準備やその他所要の被災防止措置など、災害に対して必要な対策を講じるものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p><u>4.</u> 下水道(県土木部、市町村)</p> <p>下水道は、し尿・家庭雑排水を処理浄化することにより生活環境を改善し、また河川等の公共用水域の水質保全を図るとともに、雨水の排除による浸水の防除や資源の有効利用をするなどその役割は多方面にわたっている。災害発生時にその機能が麻痺した場合、市民生活に与える影響は極めて大きいため、下水道管理者は発災に備えて、終末処理場や内水排除施設等を良好な状態に保つように維持管理するとともに、非常用発電装置の準備やその他所要の被災防止措置など、災害に対して必要な対策を講じるものとする。</p> <p><u>なお、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。</u></p>	<p>①R7.7 防災基本計画修正(新旧表 P21)の反映</p>	<p>15</p>
<p><u>4.</u> 公営企業関係施設(県企業局)</p> <p>(1) 電気事業関係施設</p> <p>(略)</p> <p>イ 発電等施設</p> <p>県営発電所は県内に<u>8</u>箇所あり、これらの発電所の施設は電気事業法による技術基準に基づいて耐震設計がなされており、耐震性に優れた施設であると考え、電気事業法に基づく保安点検を計画的に実施し、また各施設ごとに十分な検討と分析を行い、保安管理に万全を期するものとする。</p>	<p><u>5.</u> 公営企業関係施設(県企業局)</p> <p>(1) 電気事業関係施設</p> <p>(略)</p> <p>イ 発電等施設</p> <p>県営発電所は県内に<u>7</u>箇所あり、これらの発電所の施設は電気事業法による技術基準に基づいて耐震設計がなされており、耐震性に優れた施設であると考え、電気事業法に基づく保安点検を計画的に実施し、また各施設ごとに十分な検討と分析を行い、保安管理に万全を期するものとする。</p>	<p>④その他修正 時点修正</p>	<p>16</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>5. 社会福祉施設（県健康福祉部、市町村）            県及び市町村は、施設の災害予防対策を推進するため、各事業者に対して、次の事項を必要に応じて指導、助言するとともに、被災情報の収集に必要となる連絡網の整備や災害復旧を含めた補助制度等の周知を行うものとする。<u>（新規）</u></p> <p style="text-align: center;">（略）</p>	<p>6. 社会福祉施設（県健康福祉部、市町村）            県及び市町村は、施設の災害予防対策を推進するため、各事業者に対して、次の事項を必要に応じて指導、助言するとともに、被災情報の収集に必要となる連絡網の整備や災害復旧を含めた補助制度等の周知を行うものとする。<u>また、耐災害性の向上を推進するため、非常用自家発電の整備や老朽化した設備の更新を支援するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">（略）</p>	<p>③県独自の修正 令和7年8月豪雨からの復旧・復興プラン1被災者の救済・生活支援の2を反映</p>	17
<p>8. 学校施設（県教育庁、県総務部、健康福祉部、市町村）            災害発生時における児童生徒及び教職員の安全を図るため、県立学校及び市町村立学校について、設置者は、次に掲げる対策を講じるものとする。            また、県は、私立学校等に対し、助成制度の利用促進や、指導、助言を行うなどして、非構造部材を含む施設の耐震化の取組<u>み</u>を支援するものとする。</p> <p>(1) 校舎等の耐震性の確保            新耐震基準導入前に建築された校舎等について、積極的に耐震診断を実施し、耐震診断基準に達していない場合は、耐震改修又は改築を実施するものとする。            また、体育館等の天井材や内装材、照明器具等といった非構造部材については、点検のうえ落下防止等の対策を講じるものとする。  <u>（新規）</u></p> <p>(2) 設備、備品の安全管理等</p>	<p>9. 学校施設（県教育庁、県総務部、健康福祉部、市町村）            災害発生時における児童生徒及び教職員の安全を図るため、県立学校及び市町村立学校について、設置者は、次に掲げる対策を講じるものとする。            また、県は、私立学校等に対し、助成制度の利用促進や、指導、助言を行うなどして、非構造部材を含む施設の耐震化の取組<u>み</u>を支援するものとする。</p> <p>(1) 校舎等の耐震性の確保            新耐震基準導入前に建築された校舎等について、積極的に耐震診断を実施し、耐震診断基準に達していない場合は、耐震改修又は改築を実施するものとする。            また、体育館等の天井材や内装材、照明器具等といった非構造部材については、点検のうえ落下防止等の対策を講じるものとする。</p> <p>(2) 学校施設の浸水対策  <u>大規模な浸水被害を防止するため、県立学校施設については、受電設備、非常用電源等重要設備の高所設置、又は止水板の設置、嵩上げ等により、浸水被害の軽減及び早期の教育活動再開が図られるよう整備を推進する。</u></p> <p>(3) 設備、備品の安全管理等</p>	<p>④その他修正 用字修正</p> <p>③県独自の修正 熊本県国土強靱化地域計画P39を反映</p>	18

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>コンピューターをはじめ、テレビ、ロッカー、書棚、書架、下駄箱、薬品棚、実験実習機器等の転倒落下等の防止について、その防災対策を強化するとともに、児童生徒、教職員の安全と避難経路が確保できるように設置方法、場所等について十分配慮するものとする。</p> <p>なお、転倒落下等の防止対策については、定期的に確認するものとする。</p> <p><u>9～11</u> (略)</p> <p>第3節 風水害・土砂災害予防（県知事公室、県商工労働部、県農林水産部、県土木部、市町村、九州森林管理局、九州地方整備局）</p> <p>2. 土砂災害対策（九州地方整備局、県知事公室、県企画振興部、県商工労働部、県農林水産部、県土木部、市町村）</p> <p>(1) 土石流対策（九州地方整備局、県土木部、市町村）</p> <p>(略)</p> <p>県では、「砂防法（明治30年法律第29号）」に基づき、溪流の流出土砂量、災害の状況、流域の地質状況及び経済効果等を検討して砂防指定地に指定し（<u>令和6年12月31日現在1,989箇所、11,990ha</u>）、指定地内における行為の制限を行うとともに、国と連携し土石流対策施設の整備を推進している。</p> <p>また、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という）に基づき、土石流の発生の危険性があり人家に被害を及ぼすおそれのある <u>5,779箇所</u>を土砂災害警戒区域（土石流）に指定し（<u>令和6年12月31日現在</u>）、警戒避難体制の整備の支援及び危険区域への新規住宅等の立地抑制を図っている。</p> <p>(略)</p> <p>加えて、土砂災害から住民の生命、財産を守るためには、「災害から守る」「災害から逃げる」という二つの取り</p>	<p>コンピューターをはじめ、テレビ、ロッカー、書棚、書架、下駄箱、薬品棚、実験実習機器等の転倒落下等の防止について、その防災対策を強化するとともに、児童生徒、教職員の安全と避難経路が確保できるように設置方法、場所等について十分配慮するものとする。</p> <p>なお、転倒落下等の防止対策については、定期的に確認するものとする。</p> <p><u>10～12</u> (略)</p> <p>第3節 風水害・土砂災害予防（県知事公室、県商工労働部、県農林水産部、県土木部、市町村、九州森林管理局、九州地方整備局）</p> <p>2. 土砂災害対策（九州地方整備局、県知事公室、県企画振興部、県商工労働部、県農林水産部、県土木部、市町村）</p> <p>(1) 土石流対策（九州地方整備局、県土木部、市町村）</p> <p>(略)</p> <p>県では、「砂防法（明治30年法律第29号）」に基づき、溪流の流出土砂量、災害の状況、流域の地質状況及び経済効果等を検討して砂防指定地に指定し（<u>令和7年12月31日現在2,005箇所、12,016ha</u>）、指定地内における行為の制限を行うとともに、国と連携し土石流対策施設の整備を推進している。</p> <p>また、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という）に基づき、土石流の発生の危険性があり人家に被害を及ぼすおそれのある <u>5,988箇所</u>を土砂災害警戒区域（土石流）に指定し（<u>令和7年12月31日現在</u>）、警戒避難体制の整備の支援及び危険区域への新規住宅等の立地抑制を図っている。</p> <p>(略)</p> <p>加えて、土砂災害から住民の生命、財産を守るためには、「災害から守る」「災害から逃げる」という二つの取り</p>	<p>④その他修正 時点修正</p> <p>④その他修正 時点修正</p>	<p>22</p> <p>22</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>組みが必要であり、緊急度に応じたハード対策（施設整備）、土砂災害の発生のおそれがある箇所におけるソフト対策（警戒避難等）両面からの総合的な土砂災害対策に取り組むものとする。</p> <p>なお、土砂災害に対する警戒避難に関する基準は資料編の<u>土砂災害警戒情報</u>のとおりである。</p> <p>(2)地すべり防止対策</p> <p>ア 砂防地すべり対策</p> <p>砂防地すべり（山地、農地を除く）については、「地すべり等防止法（昭和33年法律第30条）」に基づき、地すべり防止区域に指定し（<u>令和6年12月31日現在</u> 92箇所、1,585ha）、区域内における行為の制限や地すべり防止工事を行っている。</p> <p>また、本県において地すべりの危険性があり人家に被害を及ぼすおそれのある箇所については、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、<u>220箇所</u>を土砂災害警戒区域（地すべり）に指定している（<u>令和6年12月31日現在</u>）。</p> <p>地すべり防止区域92地区のうち地すべり活動が顕著な区域を対象として重点的に地すべり防止対策を推進するとともに地すべりに関する防災知識の普及、警戒避難体制の整備の支援等ソフト面の対策についても整備促進を図る。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 急傾斜地崩壊（がけ崩れ）防止対策（県土木部、市町村）</p> <p>(略)</p> <p>県では、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）」に基づき急傾斜地崩壊危険区域に指定し（<u>令和6年12月31日現在</u> 1,048箇所指定、1,815ha）、… (略)</p> <p>また、急傾斜地崩壊の危険性があり人家に被害を及ぼすおそれのある箇所については「土砂災害防止法」に基</p>	<p>組みが必要であり、緊急度に応じたハード対策（施設整備）、土砂災害の発生のおそれがある箇所におけるソフト対策（警戒避難等）両面からの総合的な土砂災害対策に取り組むものとする。</p> <p>なお、土砂災害に対する警戒避難に関する基準は資料編の<u>レベル4土砂災害危険警報</u>のとおりである。</p> <p>(2)地すべり防止対策</p> <p>ア 砂防地すべり対策</p> <p>砂防地すべり（山地、農地を除く）については、「地すべり等防止法（昭和33年法律第30条）」に基づき、地すべり防止区域に指定し（<u>令和7年12月31日現在</u> 92箇所、1,585ha）、区域内における行為の制限や地すべり防止工事を行っている。</p> <p>また、本県において地すべりの危険性があり人家に被害を及ぼすおそれのある箇所については、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、<u>224箇所</u>を土砂災害警戒区域（地すべり）に指定している（<u>令和7年12月31日現在</u>）。</p> <p>地すべり防止区域92地区のうち地すべり活動が顕著な区域を対象として重点的に地すべり防止対策を推進するとともに地すべりに関する防災知識の普及、警戒避難体制の整備の支援等ソフト面の対策についても整備促進を図る。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 急傾斜地崩壊（がけ崩れ）防止対策（県土木部、市町村）</p> <p>(略)</p> <p>県では、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）」に基づき急傾斜地崩壊危険区域に指定し（<u>令和7年12月31日現在</u> 1,050箇所指定、1,816ha）、… (省)</p> <p>また、急傾斜地崩壊の危険性があり人家に被害を及ぼすおそれのある箇所については「土砂災害防止法」に基</p>	<p>②防災気象情報の改善を踏まえた修正</p> <p>④その他修正 時点修正</p> <p>④その他修正 時点修正</p> <p>④その他修正 時点修正</p>	<p>23</p> <p>23</p> <p>23</p> <p>24</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>づき、<u>19,611箇所</u>を土砂災害警戒区域（急傾斜）に指定している（<u>令和6年12月31日現在</u>）。</p> <p>（略）</p> <p>(8) 住民の早期避難対策（予防的避難の推進）（県知事公室、市町村）</p> <p>（略）</p> <p>大雨等が予想される際の「予防的避難」に取り組む市町村への支援等を通じて「予防的避難」の取組<u>み</u>を進めてきた。</p> <p>（略）</p> <p>3. 治水対策（九州地方整備局、県土木部、市町村）</p> <p>（略）</p> <p>また、気候変動による水害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の取組<u>み</u>だけでなく、…</p> <p>（略）</p> <p>5. 河川防災ステーション（九州地方整備局）</p> <p>直轄河川については、災害時の防災活動及び物資の集積・備蓄等の場としての機能や<u>平常時</u>の研修や訓練の場としての機能をもつ河川防災ステーションの整備を図る。</p> <p>7. 内水氾濫対策（<u>新規</u>）</p> <p>本県でも、近年の気候変動による集中豪雨の多発や都市化の進展による雨水流出量の増大等により、内水氾濫の被害リスクが大きくなっていることから、浸水被害軽減に向けて排水路や雨水貯留施設、排水ポンプ場の整備を進めるものとする。</p> <p>特に、県及び市町村が管理する公共下水道等の排水施</p>	<p>づき、<u>20,092箇所</u>を土砂災害警戒区域（急傾斜）に指定している（<u>令和7年12月31日現在</u>）。</p> <p>（略）</p> <p>(8) 住民の早期避難対策（予防的避難の推進）（県知事公室、市町村）</p> <p>（略）</p> <p>大雨等が予想される際の「予防的避難」に取り組む市町村への支援等を通じて「予防的避難」の取組<u>み</u>を進めてきた。</p> <p>（略）</p> <p>3. 治水対策（九州地方整備局、県土木部、市町村）</p> <p>（略）</p> <p>また、気候変動による水害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の取組<u>み</u>だけでなく、…</p> <p>（略）</p> <p>5. 河川防災ステーション（九州地方整備局）</p> <p>直轄河川については、災害時の防災活動及び物資の集積・備蓄等の場としての機能や<u>平時</u>の研修や訓練の場としての機能をもつ河川防災ステーションの整備を図る。</p> <p>7. 内水氾濫対策（<u>県知事公室・県農林水産部・県土木部、市町村</u>）</p> <p>本県でも、近年の気候変動による集中豪雨の多発や都市化の進展による雨水流出量の増大等により、内水氾濫の被害リスクが大きくなっていることから、浸水被害軽減に向けて排水路や雨水貯留施設、排水ポンプ場の整備を進めるものとする。</p>	<p>④その他修正 時点修正</p> <p>④その他修正 用字修正</p> <p>④その他修正 用字修正</p> <p>①R7.7 防災基本計画修正の反映（用字修正）</p> <p>③県独自の修正 熊本県国土強靱化地域計画P39を反映</p>	<p>25</p> <p>26</p> <p>27</p> <p>29</p> <p>29</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等においてこれを把握・管理できる設備や体制の整備を進めるものとする。また、当該排水施設等については、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定最大規模降雨により雨水を排除できなくなった場合又は河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、それを公表するとともに一般住民へ周知することとする。</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>特に、県及び市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等においてこれを把握・管理できる設備や体制の整備を進めるものとする。また、当該排水施設等については、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定最大規模降雨により雨水を排除できなくなった場合又は河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、それを公表するとともに一般住民へ周知することとする。</p> <p><u>さらに、県は令和7年8月豪雨からの復旧・復興プラン「浸水対策（内水氾濫対策含む）の推進」や、以下の熊本県国土強靱化地域計画「内水氾濫対策の推進」を参考に浸水対策に取り組むとともに、市町村が主体的に進める内水氾濫対策を支援するものとする。</u></p> <p><u>i) 大規模な内水氾濫発生時の被害を軽減するため、浸水被害の多い河川や、市街化区域を流下する河川の整備等、ハード対策を重点的に実施する。</u></p> <p><u>ii) 市町村の意向に基づいた特定都市河川の指定により、浸水被害の軽減につながる雨水流出抑制対策を促進する。</u></p> <p><u>iii) 逃げ遅れ等を防止するため、市町村での内水ハザードマップ作成を促進するとともに、当該マップ等の情報を踏まえ、公共施設や要配慮者利用施設等について、災害リスクの低い安全な土地利用の検討を促す。</u></p> <p><u>iv) 市町村での下水道による都市浸水対策に係る中長期的な計画（雨水管理総合計画）策定の促進や、排水対策に資する下水道施設の整備・機能強化等について技術的支援を行う。</u></p> <p><u>v) 農地等の浸水被害を軽減するため、浸水リスクに対</u></p>	<p>③県独自の修正 令和7年8月豪雨からの復旧・復興プラン4 防災・減災の取組の18を反映</p> <p>③県独自の修正 熊本県国土強靱化地域計画 P37・P39を反映</p> <p>③県独自の修正 令和7年8月豪雨における初動対応（ソフト面）の検証結果Ⅶ早期に講じる対策④を反映</p>	<p>30</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>第4節火災予防（県<u>総務部</u>、県農林水産部）                  2. 森林火災予防（県農林水産部）                  (2) 防火施設                  イ 防火施設の整備                  (イ) <u>防火林の造成</u>  <u>(新規)</u> 防火線敷には、火に抵抗性のある樹種を植栽し、延焼の防止及び火勢の抑圧をするための防火林或いは防火樹帯を設定する。                  (略)</p>	<p><u>応じた農業用排水機場の整備を進めるとともに、BCPの検証・見直しに取り組む。</u>  <u>vi) 大規模な内水氾濫発生時の被害を軽減するため、SNS等での予防的避難の呼びかけや訓練を通じた初動体制の強化など早期避難につながるソフト対策を市町村と連携して実施する。</u></p> <p>第4節火災予防（県<u>知事公室</u>、県農林水産部）                  2. 森林火災予防（県農林水産部）                  (2) 防火施設                  イ 防火施設の整備                  (イ) <u>防火林道や防火林帯等の整備</u>  <u>県及び市町村は、消火活動の円滑な実施のための防火林道の整備等を実施するものとし、</u>防火線敷には、火に抵抗性のある樹種を植栽し、延焼の防止及び火勢の抑圧をするための防火林或いは防火樹帯を設定する。                  (略)</p>	<p>④その他修正 R8.4 組織改正の反映</p> <p>①R7.7 防災基本計画修正（新旧表 P93）の反映</p>	<p>31</p> <p>33</p>
<p>第5節 危険物等災害予防（県<u>総務部</u>、県警察本部、九州産業保安監督部、消防機関）                  1. 危険物の災害予防対策                  (1) 施設の現況  <u>令和6年3月31日現在</u>の県下の危険物製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「製造所等」という。）の数は<u>5,065</u>件で許可区分件数は、製造所<u>42</u>件、貯蔵所<u>3,058</u>件、取扱所<u>1,965</u>件となっている。これを施設の規模別（最大貯蔵量又は最大取扱量）で見ると、全体の約75.3%の<u>3,812</u>件が指定数量（消防法別表に掲げる数量をいう。）50倍以下の比較的小規模な施設であり、1,000倍を超える大規模な施設は約1.6%の<u>82</u>件である。</p>	<p>第5節 危険物等災害予防（県<u>知事公室</u>、県警察本部、九州産業保安監督部、消防機関）                  1. 危険物の災害予防対策                  (1) 施設の現況  <u>令和7年3月31日現在</u>の県下の危険物製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「製造所等」という。）の数は<u>5,027</u>件で許可区分件数は、製造所<u>43</u>件、貯蔵所<u>3,050</u>件、取扱所<u>1,934</u>件となっている。これを施設の規模別（最大貯蔵量又は最大取扱量）で見ると、全体の約75.6%の<u>3,801</u>件が指定数量（消防法別表に掲げる数量をいう。）50倍以下の比較的小規模な施設であり、1,000倍を超える大規模な施設は約1.6%の<u>80</u>件である。</p>	<p>④その他修正 R8.4 組織改正の反映</p> <p>④その他修正 時点修正</p>	<p>34</p> <p>34</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>2. 高圧ガスの災害予防対策</p> <p>(1) 施設の現況</p> <p><u>令和6年3月31日現在</u>で高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号。以下「液石法」という。)に基づき、許可等した高圧ガス製造事業所、販売事業所及び貯蔵所(以下「製造事業所等」という。)の件数は、製造事業所<u>1,681</u>件、販売事業所<u>995</u>件(うち液石法分<u>344</u>件)、貯蔵所<u>238</u>件となっている。</p> <p>(略)</p>	<p>2. 高圧ガスの災害予防対策</p> <p>(1) 施設の現況</p> <p><u>令和7年3月31日現在</u>で高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号。以下「液石法」という。)に基づき、許可等した高圧ガス製造事業所、販売事業所及び貯蔵所(以下「製造事業所等」という。)の件数は、製造事業所<u>1,216</u>件、販売事業所<u>1,104</u>件(うち液石法分<u>364</u>件)、貯蔵所<u>222</u>件となっている。</p> <p>(略)</p>	<p>④その他修正 時点修正</p>	<p>35</p>
<p>3. 火薬類の災害予防対策</p> <p>(1) 施設の現況</p> <p><u>令和6年3月31日現在</u>で火薬類取締法(昭和25年法律第149号。)に基づき、許可した火薬類製造事業所、販売所及び貯蔵施設(以下「製造事業所等」という。)の件数は、製造事業所2件、販売所<u>33</u>件、貯蔵施設51件となっている。</p> <p>(略)</p>	<p>3. 火薬類の災害予防対策</p> <p>(1) 施設の現況</p> <p><u>令和7年3月31日現在</u>で火薬類取締法(昭和25年法律第149号。)に基づき、許可した火薬類製造事業所、販売所及び貯蔵施設(以下「製造事業所等」という。)の件数は、製造事業所2件、販売所<u>34</u>件、貯蔵施設51件となっている。</p> <p>(略)</p>	<p>④その他修正 時点修正</p>	<p>37</p>
<p>第6節 文化財災害予防(県教育庁)</p> <p>1. 文化財の災害予防対策</p> <p>(1) 防災意識の向上への取組<u>み</u></p> <p>災害による文化財への被害を防ぐため、日頃から業務に携わる職員及び文化財所有者等の防災への意識を向上させることが重要である。県と市町村では分担して所有者等に対する防災意識の向上を図る取組<u>み</u>を行う。</p> <p>ア 県は、各種研修会の開催等を通じて、市町村文化財</p>	<p>第6節 文化財災害予防(県教育庁)</p> <p>1. 文化財の災害予防対策</p> <p>(1) 防災意識の向上への取組<u>み</u></p> <p>災害による文化財への被害を防ぐため、日頃から業務に携わる職員及び文化財所有者等の防災への意識を向上させることが重要である。県と市町村では分担して所有者等に対する防災意識の向上を図る取組<u>み</u>を行う。</p> <p>ア 県は、各種研修会の開催等を通じて、市町村文化財</p>	<p>④その他修正 用字修正</p> <p>④その他修正 用字修正</p>	<p>39</p> <p>39</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>保護担当部局及び文化財所有者等に対して文化財防災についての意識を向上させる機会を提供する。</p> <p>イ 市町村は、国、県主催の各種研修会等に参加するとともに、毎年1月26日に定められている「文化財防火デー」の取組<del>み</del>を通じて所有者等に情報提供と助言を行う。</p> <p>(2) 平時における災害への備え</p> <p>ア 文化財の所在及び所有者の把握 県では文化財の所在把握のため、文化財類型<del>毎</del>に属性情報をリスト化する悉皆調査を順次進めていく。</p> <p>イ (略)</p> <p>また、学術的調査としての記録作成の成果は、詳細な復元の根拠となるとともに、文化財が滅失した際に現物に代えて次世代へ残すという次善の策となることも想定して取組<del>み</del>を進めていく。</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 日常的な防災対策の促進 文化財の日常的な防災対策については、文化財の種類や災害の種別<del>毎</del>に文化庁からのガイドラインが出されている。</p>	<p>保護担当部局及び文化財所有者等に対して文化財防災についての意識を向上させる機会を提供する。</p> <p>イ 市町村は、国、県主催の各種研修会等に参加するとともに、毎年1月26日に定められている「文化財防火デー」の取組<del>み</del>を通じて所有者等に情報提供と助言を行う。</p> <p>(2) 平時における災害への備え</p> <p>ア 文化財の所在及び所有者の把握 県では文化財の所在把握のため、文化財類型<del>ごと</del>に属性情報をリスト化する悉皆調査を順次進めていく。</p> <p>イ (略)</p> <p>また、学術的調査としての記録作成の成果は、詳細な復元の根拠となるとともに、文化財が滅失した際に現物に代えて次世代へ残すという次善の策となることも想定して取組<del>み</del>を進めていく。</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 日常的な防災対策の促進 文化財の日常的な防災対策については、文化財の種類や災害の種別<del>ごと</del>に文化庁からのガイドラインが出されている。</p>	<p>④その他修正 用字修正</p> <p>①R7.7 防災基本計画修正の反映 (用字修正)</p> <p>④その他修正 用字修正</p> <p>①R7.7 防災基本計画修正の反映 (用字修正)</p>	<p>39</p> <p>39</p> <p>39</p> <p>39</p>
<p>第8節 防災業務施設整備 (関係機関)</p> <p>2. 消防設備 (県<del>総務部</del>、熊本海上保安部)</p> <p>4. 通信設備 (関係機関)</p> <p>(1) 県、市町村、関係機関は、災害時の情報通信手段について、<del>平常時より</del>その確保に努め、その整備・運用・管理等に当たっては、次の点について十分考慮するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>オ <del>平常時より</del>災害対策を重視した無線設備の総点検</p>	<p>第8節 防災業務施設整備 (関係機関)</p> <p>2. 消防設備 (県<del>知事公室</del>、熊本海上保安部)</p> <p>4. 通信設備 (関係機関)</p> <p>(1) 県、市町村、関係機関は、災害時の情報通信手段について、<del>平時から</del>その確保に努め、その整備・運用・管理等に当たっては、次の点について十分考慮するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>オ <del>平時から</del>災害対策を重視した無線設備の総点検を</p>	<p>④その他修正 R8.4 組織改正の反映</p> <p>①R7.7 防災基本計画修正の反映 (用字修正)</p> <p>①R7.7 防災基本計画修正の反映 (用字修正)</p>	<p>42</p> <p>43</p> <p>43</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P																		
<p>を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向けて、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加すること。</p> <p>(略)</p> <p>コ <u>日本電信電話株式会社</u>等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めること。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくこと。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図ること。</p> <p>サ <u>日本電信電話株式会社</u>等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めること。</p> <p>(略)</p> <p>シ 情報通信手段の施設については、<u>平常時より</u>管理・運用体制を構築しておくこと。</p>	<p>定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向けて、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加すること。</p> <p>(略)</p> <p>コ <u>NTT株式会社</u>等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めること。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくこと。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図ること。</p> <p>サ <u>NTT株式会社</u>等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めること。</p> <p>(略)</p> <p>シ 情報通信手段の施設については、<u>平時から</u>管理・運用体制を構築しておくこと。</p>	<p>正の反映（用字修正）</p> <p>④その他修正 社名変更に伴う修正</p> <p>①R7.7 防災基本計画修正の反映（用字修正）</p>	<p>43</p> <p>43</p>																		
<p>5. 防災活動拠点施設</p> <p>(略)</p> <p>(2) 地域別広域防災活動拠点</p> <p>ア 災害想定規模：広域の市町村に及ぶ大規模な災害</p> <p>イ 応援の規模：県外からの応援</p> <p>ウ 役割：広域本部管内をカバーする広域的な活動拠点</p> <p>エ 拠点数：県内に数箇所程度（一つの地域が集中的に被災する場合に備え、地域間のバランスを考慮することとする。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>対象地区</th> <th>施設名等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県央広域防災活動拠点</td> <td>県央広域本部管内</td> <td>道の駅「うき」</td> </tr> <tr> <td>県北広域防災活動拠点</td> <td>県北広域本部管内</td> <td>道の駅「阿蘇」 道の駅「きくすい」</td> </tr> </tbody> </table>	名称	対象地区	施設名等	県央広域防災活動拠点	県央広域本部管内	道の駅「うき」	県北広域防災活動拠点	県北広域本部管内	道の駅「阿蘇」 道の駅「きくすい」	<p>5. 防災活動拠点施設</p> <p>(略)</p> <p>(2) 地域別広域防災活動拠点</p> <p>ア 災害想定規模：広域の市町村に及ぶ大規模な災害</p> <p>イ 応援の規模：県外からの応援</p> <p>ウ 役割：広域本部管内をカバーする広域的な活動拠点</p> <p>エ 拠点数：県内に数箇所程度（一つの地域が集中的に被災する場合に備え、地域間のバランスを考慮することとする。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>対象地区</th> <th>施設名等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県央広域防災活動拠点</td> <td>県央広域本部管内</td> <td>道の駅「うき」</td> </tr> <tr> <td>県北広域防災活動拠点</td> <td>県北広域本部管内</td> <td>道の駅「阿蘇」 道の駅「きくすい」</td> </tr> </tbody> </table>	名称	対象地区	施設名等	県央広域防災活動拠点	県央広域本部管内	道の駅「うき」	県北広域防災活動拠点	県北広域本部管内	道の駅「阿蘇」 道の駅「きくすい」	<p>④その他修正</p>	<p>45</p>
名称	対象地区	施設名等																			
県央広域防災活動拠点	県央広域本部管内	道の駅「うき」																			
県北広域防災活動拠点	県北広域本部管内	道の駅「阿蘇」 道の駅「きくすい」																			
名称	対象地区	施設名等																			
県央広域防災活動拠点	県央広域本部管内	道の駅「うき」																			
県北広域防災活動拠点	県北広域本部管内	道の駅「阿蘇」 道の駅「きくすい」																			

第1編 共通対策編

修正前			修正後			修正理由等	P
県南広域 防災活動拠点	県南広域 本部管内	道の駅「たのうら」 道の駅「錦」			<u>道の駅「ウェルネスあら お」</u>	「道の駅」における防災機能付加施設整備が実施されたことによる	
			県南広域 防災活動拠点	県南広域 本部管内	道の駅「たのうら」 道の駅「錦」		
<p>第9節 防災知識普及（県知事公室、県健康福祉部、県土木部、県教育庁、市町村、関係機関）</p> <p>3. 住民に対する防災知識の普及（県知事公室、県健康福祉部、県警察本部、市町村、関係機関）</p> <p>(1) 普及の内容</p> <p>ア 県地域防災計画の概要</p> <p>災害対策基本法第40条第4項に基づく「熊本県地域防災計画」要旨の公表は、防災会議事務担当課（知事公室 <u>危機管理防災課</u>）が県防災情報ホームページにおいて行い、適宜周知を図るものとする。</p> <p>イ 災害予防及び応急措置の概要</p> <p>(コ) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、<u>ラジオ</u>、乾電池、<u>健康保険証</u>・おくすり手帳（コピーでも可）等）の準備</p>			<p>第9節 防災知識普及（県知事公室、県健康福祉部、県土木部、県教育庁、市町村、関係機関）</p> <p>3. 住民に対する防災知識の普及（県知事公室、県健康福祉部、県警察本部、市町村、関係機関）</p> <p>(1) 普及の内容</p> <p>ア 県地域防災計画の概要</p> <p>災害対策基本法第40条第4項に基づく「熊本県地域防災計画」要旨の公表は、防災会議事務担当課（知事公室 <u>危機管理防災局防災推進課</u>）が県防災情報ホームページにおいて行い、適宜周知を図るものとする。</p> <p>イ 災害予防及び応急措置の概要</p> <p>(コ) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、<u>ラジオ(周波数帯76MHz～99MHz対応機種)</u>、乾電池、<u>マイナンバーカード</u>、おくすり手帳（コピーでも可）等）の準備</p>			④その他修正 R8.4 組 織改正の反映	48
<p>11. 災害記録の保存と災害の教訓の伝承等（県知事公室、県観光文化部、県教育庁、市町村、関係機関） (略)</p>			<p>11. 災害記録の保存と災害の教訓の伝承等（県知事公室、県観光文化部、県教育庁、市町村、関係機関） (略)</p>			④その他修正 令和7年 4月10日付「無線設備 規則及び特定無線設備 の技術基準適合証明等 に関する規則の一部を 改正する省令案等に係 る意見募集の結果及び 電波監理審議会からの 答申」に伴う修正及びマ イナ保険証利用移行に 伴う修正	48

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>また、<u>(新規)</u> 災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うとともに、住民による災害教訓を伝承する取組みを支援するものとする。</p> <p>第10節 地域防災力強化（県民、県、市町村等、関係機関）</p> <p>(略)</p> <p>また、県及び市町村は、地域における自助・共助の推進について、大雨や台風などの災害に備え、住民一人ひとりがあらかじめ災害時の避難行動を時系列にまとめる「マイタイムライン（一人ひとりの防災行動計画）」の普及を始めとして県民や事業者に対して啓発を行うとともに、<u>(新規)</u> 自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう地震・水害・土砂災害・福祉・防災気象情報等に関する専門家を活用し、地域防災リーダーや、率先して自ら避難することで他の県民の避難を誘発する「率先避難者（ファーストペンギン）」の育成を図るものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>また、<u>住民は、語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、自ら災害教訓の伝承に努めるものとし、県及び市町村は、</u>災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うとともに、住民による災害教訓を伝承する取組みを支援するものとする。</p> <p>第10節 地域防災力強化（県民、県、市町村等、関係機関）</p> <p>(略)</p> <p>また、県及び市町村は、地域における自助・共助の推進について、大雨や台風などの災害に備え、住民一人ひとりがあらかじめ災害時の避難行動を時系列にまとめる「マイタイムライン（一人ひとりの防災行動計画）」の普及を始めとして県民や事業者に対して啓発を行うとともに、<u>令和7年8月豪雨における県民アンケートの分析結果を踏まえ、「避難場所を決め、避難する」ための項目に絞ったマイタイムライン様式を作成し、その普及を図る。</u></p> <p><u>さらに、</u>自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう地震・水害・土砂災害・福祉・防災気象情報等に関する専門家を活用し、地域防災リーダーや、率先して自ら避難することで他の県民の避難を誘発する「率先避難者（ファーストペンギン）」の育成を図るとともに、<u>自主防災組織の活動活性化及び地域間の取組の底上げに向け、地域防災リーダーを対象とした研修及び全体会議を実施し、県内の地域防災リーダーの育成・連携強化を進める。加えて、県民の防災情報収集手段として幅広い年代でスマートフォン等の利用が進んでいることを踏まえ、SNSやWEB広告等によるプッシュ型の情報発信を行い、自助の促進に向けては「避難場所の決定」を、共助の促進に向けては「自主防災組織の活動活性化」に資</u></p>	<p>①R7.7 防災基本計画修正（新旧表 P12）の反映</p> <p>④その他修正 用字修正</p> <p>③県独自の修正 令和7年8月豪雨における初動対応（ソフト面）の検証結果Ⅶ早期に講じる対策⑤を反映</p>	<p>53</p> <p>53</p> <p>54</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>1. 自助 (略)</p> <p>(1) 平時の取組 (略)</p> <p>イ 事前の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・命を守る「マイタイムライン」の作成</li> <li>・<u>指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、避難方法、災害危険箇所</u></li> <li>・家族等との連絡方法や集合方法</li> <li>・就寝場所の安全確認</li> <li>・災害情報の入手方法</li> <li>・近隣の井戸の位置等の確認</li> <li>・防災行政無線戸別受信機等のスイッチ確認 <u>(新規)</u></li> </ul> <p>ウ 事前の備え (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常持ち出し品（非常食品、<u>健康保険証、お薬手帳、着替え、懐中電灯、ラジオ等</u>）の準備</li> </ul>	<p><u>する内容を重点的に発信する。</u> <u>また、県及び市町村は、国と連携して、避難生活に必要な物資の備蓄、避難所環境の整備、地域のボランティア人材の確保・育成や災害発生時における官民連携の強化など、地域防災力の向上に努めるものとする。市町村は、駐車場利用協定を締結するなど車両避難先の確保に努めるものとする。</u></p> <p>1. 自助 (略)</p> <p>(1) 平時の取組 (略)</p> <p>イ 事前の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・命を守る「マイタイムライン」の作成</li> <li>・<u>自宅周辺のハザード</u></li> <li>・<u>避難するタイミング</u></li> <li>・<u>避難場所及び避難方法（指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、災害危険箇所）</u></li> <li>・家族等との連絡方法や集合方法</li> <li>・就寝場所の安全確認</li> <li>・災害情報の入手方法</li> <li>・近隣の井戸の位置等の確認</li> <li>・防災行政無線戸別受信機等のスイッチ確認</li> <li>・<u>自家用車も含めた事前避難先の確保</u></li> </ul> <p>ウ 事前の備え (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常持ち出し品（非常食品、<u>マイナンバーカード、おくすり手帳（コピーでも可）</u>、着替え、懐中電灯、ラ</li> </ul>	<p>①R7.7 防災基本計画修正（新旧表 P13）の反映</p> <p>③県独自の修正 令和7年8月豪雨における初動対応（ソフト面）の検証結果Ⅶ早期に講じる対策③を反映</p> <p>③県独自の修正 令和7年8月豪雨における初動対応（ソフト面）の検証結果Ⅶ早期に講じる対策⑤を反映</p> <p>③県独自の修正 令和7年8月豪雨における初動対応（ソフト面）の検証結果Ⅶ早期に講じる対策③を反映</p> <p>④その他修正 マイナ保険証利用移行に伴う</p>	<p>54</p> <p>54</p> <p>54</p> <p>54</p> <p>55</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>3. 事業所による防災活動 (2) (略) カ 取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続に必要な取組<del>み</del>を継続的に実施</p>	<p>ジオ等) の準備</p> <p>3. 事業所による防災活動 (2) (略) カ 取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続に必要な取組<del>み</del>を継続的に実施</p>	<p>修正</p> <p>④その他修正 用字修正</p>	56
<p>第11節 自主防災組織等育成（県知事公室、市町村、関係機関等） 1. 自主防災組織の方針 (2) (略) また、市町村は、<u>自主防災組織</u>と消防団や事業者等との連携体制の構築に努めるとともに、災害時に自主防災組織と連携して地域住民の安否確認や避難行動要支援者等の避難支援、避難所の自主運営等が円滑に行われるよう、平時からその活動状況を把握<del>する</del>とともに、地区防災計画の作成推進や訓練等を通して連携体制を確保するものとする。 (3) 県は、市町村による自主防災組織育成の取組<del>み</del>や… (略)</p>	<p>第11節 自主防災組織等育成（県知事公室、市町村、関係機関等） 1. 自主防災組織の方針 (2) (略) また、市町村は、<u>自主防災組織や防災士等の多様な主体</u>と消防団や事業者等との連携体制の構築に努めるとともに、災害時に自主防災組織と連携して地域住民の安否確認や避難行動要支援者等の避難支援、避難所の自主運営等が円滑に行われるよう、平時からその活動状況を把握<del>し</del>、地区防災計画の作成推進や訓練等を通して連携体制を確保するものとする。 (3) 県は、市町村による自主防災組織育成の取組<del>み</del>や… (略)</p>	<p>①R7.7 防災基本計画修正（新旧表P9）の反映</p> <p>④その他修正 用字修正</p>	57
<p>第12節 防災訓練（県知事公室、県総務部、県教育庁、市町村、関係機関） 1. 総合防災訓練 (2) 訓練計画 ア 情報収集伝達（津波情報伝達を含む）イ 安否確認、避難所運営 ウ 避難誘導 エ 災害警備 オ 救出・救助 カ 医療救護 キ 消防 ク 水防 ケ 道路啓開 コ 防疫 <u>(新規)</u></p>	<p>第12節 防災訓練（県知事公室、県総務部、県教育庁、市町村、関係機関） 1. 総合防災訓練 (2) 訓練計画 ア 情報収集伝達（津波情報伝達を含む）イ 安否確認、避難所運営 ウ 避難誘導 エ 災害警備 オ 救出・救助 カ 医療救護 キ 消防 ク 水防 ケ 道路啓開 コ 防疫 <u>サ 燃料供給</u></p>	<p>④その他修正 時点修正</p>	62

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>第13節 物資・資機材整備・調達（県知事公室、県健康福祉部、県環境生活部、県商工労働部、県農林水産部、農林水産省（農産局長）、日本赤十字社熊本県支部、九州森林管理局、<u>（新規）</u>、関係機関）</p> <p>1. 基本方針            (1)～(4) (略)  <u>（新規）</u></p> <p><u>（新規）</u></p>	<p>第13節 物資・資機材整備・調達（県知事公室、県健康福祉部、県環境生活部、県商工労働部、県農林水産部、農林水産省（農産局長）、日本赤十字社熊本県支部、九州森林管理局、<u>市町村</u>、関係機関）</p> <p>1. 基本方針            (1)～(4) (略)  <u>(5) 県は、避難生活に必要な物資について、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って、市町村が推計した想定し得る最大規模の災害における想定避難者数に対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）と、市町村により備蓄される量とを勘案し不足が懸念される物資や、市町村の区域を越えた利用が想定される物資を備蓄するよう努めるものとし、その備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。</u>  <u>(6) 市町村は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレトーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする。ま</u></p>	<p>④その他修正 対応機関として記載</p> <p>①R7.7 防災基本計画修正（新旧表 P27）の反映</p>	<p>65</p> <p>65</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>(5)・(6) (略)</p> <p>(7) 県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる<u>食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他</u>の物資についてあらかじめ<u>備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。</u> (略)</p>	<p><u>た、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。</u></p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>(9) 県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる<u>(削る)物資</u>についてあらかじめ<u>備蓄するとともに、災害時における調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくよう努めるものとする。</u> (略)</p>	<p>①R7.7 防災基本計画修正（新旧表 P28）の反映</p>	65
<p><u>(新規)</u></p>	<p><u>(10) 県は、国の新物資システム（B-P L o）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。</u></p>	<p>①R7.7 防災基本計画修正（新旧表 P28）の反映</p>	66
<p>(8) 県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。</p>	<p>(11) 県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に<u>新物資システム（B-P L o）</u>を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。</p>	<p>①R7.7 防災基本計画修正（新旧表 P31）の反映</p>	66
<p>(9)・(10) (略)</p>	<p>(12)・(13) (略)</p>		
<p>2. 食料・生活必需品に関する供給方針（県知事公室、関係各部、<u>(新規)</u>）</p> <p>(略)</p> <p>(5) 飲料水以外の生活用水の確保          県、市町村及び関係機関は、上水道の断水に備えて、地下水採取者の協力を得て、断水時に地域住民の生活用水を確保する体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>2. 食料・生活必需品に関する供給方針（県知事公室、関係各部、<u>市町村</u>）</p> <p>(略)</p> <p>(5) 飲料水以外の生活用水の確保          県、市町村及び関係機関は、上水道の断水に備えて、地下水採取者の協力を得て、断水時に地域住民の生活用水を確保する体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>①R7.7 防災基本計画修正（新旧表 P7）の反映</p>	66

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p><u>(新規)</u></p> <p>(7) 食料・生活必需品等の備蓄（県健康福祉部、日本赤十字社熊本県支部）</p> <p>災害時における応急救助を迅速に実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図るための応急救助に要する食料・生活必需品等の救助物資は、県及び日本赤十字社熊本県支部 <u>(新規)</u> において備蓄しているが、それらの現状は次のとおりである。</p> <p>ア 県における備蓄</p> <p>県における食料・生活必需品等の備蓄物資の在庫場所、物資名及び数量は、資料編第12-2(1)のとおりである。</p> <p>イ 日赤県支部における備蓄</p> <p><u>日本赤十字社熊本県支部</u> において所管している備蓄救援物資の種類及び数量は、資料編第12-2(2)のとおりである。</p> <p>第14節 避難収容（県知事公室、県健康福祉部、県環境生活部、県農林水産部、県土木部、県教育庁、県警察本部、市町村）</p> <p>1 緊急避難場所、避難所、避難路の整備及び選定（県土木部、県知事公室、県農林水産部、県健康福祉部、市町村）</p> <p>(1)緊急避難場所及び避難所</p> <p>イ 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定</p> <p>市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、災害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切</p>	<p><u>また、市町村は、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努めるものとする。</u></p> <p>(7) 食料・生活必需品等の備蓄（県健康福祉部、日本赤十字社熊本県支部）</p> <p>災害時における応急救助を迅速に実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図るための応急救助に要する食料・生活必需品等の救助物資は、県及び日本赤十字社熊本県支部 <u>(以下「日赤県支部」という。)</u> において備蓄しているが、それらの現状は次のとおりである。</p> <p>ア 県における備蓄</p> <p>県における食料・生活必需品等の備蓄物資の在庫場所、物資名及び数量は、資料編第12-2(1)のとおりである。</p> <p>イ 日赤県支部における備蓄</p> <p><u>日赤県支部</u> において所管している備蓄救援物資の種類及び数量は、資料編第12-2(2)のとおりである。</p> <p>第14節 避難収容（県知事公室、県健康福祉部、県環境生活部、県農林水産部、県土木部、県教育庁、県警察本部、市町村）</p> <p>1 緊急避難場所、避難所、避難路の整備及び選定（県土木部、県知事公室、県農林水産部、県健康福祉部、市町村）</p> <p>(1)緊急避難場所及び避難所</p> <p>イ 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定</p> <p>市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、災害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切</p>	<p>①R7.7 防災基本計画修正（新旧表 P7）の反映</p> <p>④その他修正 組織名の修正</p> <p>④その他修正 組織名の修正</p>	<p>67</p> <p>67</p> <p>67</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、<u>平常時</u>から、指定避難所等の場所、収容人数、家庭動物の受け入れ方法等について、住民への周知徹底を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>さらに、感染症対策のため、<u>平常時</u>から、指定避難所のレイアウトや動線等を確保しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、ホテル・旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</p>	<p>迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、<u>平時</u>から、指定避難所等の場所、収容人数、家庭動物の受け入れ方法等について、住民への周知徹底を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>さらに、感染症対策のため、<u>平時</u>から、指定避難所のレイアウトや動線等を確保しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、ホテル・旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</p>	<p>①R7.7 防災基本計画修正の反映（用字修正）</p> <p>①R7.7 防災基本計画修正の反映（用字修正）</p>	<p>70</p> <p>70</p>
<p>(3) 避難所の環境整備等（県知事公室、県健康福祉部、県商工労働部、県土木部、<u>(新規)</u>、市町村）</p> <p>(略)</p> <p>また、パーティションや段ボールベッド、仮設トイレ、感染症対策に必要な物資の備蓄に努めるものとする。備品等の調達にあたっては、要配慮者、女性、<u>子供</u>にも配慮するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、<u>子供</u>にも配慮するものとし、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>(3) 避難所の環境整備等（県知事公室、県健康福祉部、県商工労働部、県土木部、<u>県環境生活部</u>、市町村）</p> <p>(略)</p> <p>また、パーティションや段ボールベッド、仮設トイレ、感染症対策に必要な物資の備蓄に努めるものとする。備品等の調達にあたっては、要配慮者、女性、<u>こども</u>にも配慮するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、<u>こども</u>にも配慮するものとし、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。</p> <p><u>さらに、発災後にトイレ・キッチン・ベッド（TKB）関係資機材を迅速かつ効果的に活用できるよう、企業や団体との協定締結を進めるなど、避難所の環境改善に努めるものとする。</u></p>	<p>③県独自の修正 熊本県国土強靱化地域計画P53を反映</p> <p>①R7.7 防災基本計画修正の反映（用字修正）</p> <p>①R7.7 防災基本計画修正の反映（用字修正）</p> <p>③県独自の修正 令和7年8月豪雨における初動対応（ソフト面）の検証結果Ⅶ早期に講じる対策⑦を反映</p>	<p>71</p> <p>71</p> <p>72</p> <p>72</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>2. 避難指示等の発令の判断基準の整理（県知事公室、市町村）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>そのため、避難指示等の発令・伝達に関し、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の住民に対して避難指示等を発令すべきか等の判断基準（具体的な考え方）について、「避難情報に関するガイドライン」<u>（令和3年5月）</u>を参考にマニュアルを整備し、空振りをおそれず躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平時から災害における優先すべき業務を絞り込み、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努めるものとする。<u>（新規）</u>なお、令和2年7月豪雨の経験を踏まえ、特に球磨川流域の市町村においては、国の助言を受け、「球磨川水害タイムライン」の不断の見直しに取り組むものとする。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>	<p>2. 避難指示等の発令の判断基準の整理（県知事公室、市町村）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>そのため、避難指示等の発令・伝達に関し、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の住民に対して避難指示等を発令すべきか等の判断基準（具体的な考え方）について、「避難情報に関するガイドライン」<u>（令和8年3月）</u>を参考にマニュアルを整備し、空振りをおそれず躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平時から災害における優先すべき業務を絞り込み、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努めるものとする。<u>特に、令和7年8月豪雨では避難所開設判断に市町村間でばらつきがみられ、また多くの市町村において半日前の線状降水帯発生予測情報への対応ルールが未策定といった課題が浮き彫りになったため、これらの課題を踏まえた体制整備に努めるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">（略）</p>	<p>④その他修正 避難情報に関するガイドラインの改定に伴う修正 72</p> <p>③県独自の修正 令和7年8月豪雨における初動対応（ソフト面）の検証結果Ⅶ早期に講じる対策①を反映 72</p>	<p>P</p>
<p>3. 避難誘導の事前措置（県知事公室、<u>県総務部</u>、県健康福祉部、県教育庁、県警察本部、市町村、消防機関、関係機関）</p> <p>(2) 情報伝達手段の整備</p> <p>県及び市町村は、防災行政無線（戸別受信機を含む。）の整備や、I P通信網、ケーブルテレビ網等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努めるとともに、定期的な訓練等を通じた<u>平常時</u>からの連携体制の構築を図る。</p> <p>また、市町村は、過去の災害における住民の避難状況等を踏まえ、戸別受信機の設置、警報サイレン・警告灯の増設等、その地域の特性に適したあらゆる手段を講じて避難の発信力強化を進めるものとする。</p>	<p>3. 避難誘導の事前措置（県知事公室、<u>（削る）</u>、県健康福祉部、県教育庁、県警察本部、市町村、消防機関、関係機関）</p> <p>(2) 情報伝達手段の整備</p> <p>県及び市町村は、防災行政無線（戸別受信機を含む。）の整備や、I P通信網、ケーブルテレビ網等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努めるとともに、定期的な訓練等を通じた<u>平時</u>からの連携体制の構築を図る。</p> <p>また、市町村は、過去の災害における住民の避難状況等を踏まえ、戸別受信機の設置、警報サイレン・警告灯の増設等、その地域の特性に適したあらゆる手段を講じて避難の発信力強化を進めるものとする。</p>	<p>④その他修正 R8.4 組織改正の反映 72</p> <p>①R7.7 防災基本計画修正の反映（用字修正） 73</p>	<p></p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>(6) 児童生徒等の対策            県、市町村は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。            また、市町村は、小学校就学前の<u>子ども</u>たちの安全で確実な避難等のため、災害発生時における幼稚園・保育所等の施設、市町村間及び県の相互連絡・連携体制の構築に努めるものとする。</p> <p>5. 避難所運営マニュアルの作成等（県知事公室、県健康福祉部、県環境生活部、市町村）            市町村は、災害時に設置される避難所について、要配慮者への支援、プライバシーや<u>子供</u>の居場所の確保、男女共同参画、感染症予防・まん延防止、食中毒発生予防及びペット同行など多様な視点に配慮した避難所運営マニュアルや体調・栄養管理ができる医療関係者の配置計画・巡回基準等をあらかじめ作成し、関係者への周知を図るものとする。</p> <p>6. 避難所における男女共同参画の推進（県環境生活部、市町村）            県及び市町村は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点と</p>	<p><u>さらに、スマートフォンやSNS等の多様な情報伝達ツールを積極的に活用し、平時から住民への情報提供・周知を強化することで、災害時における迅速かつ確実な情報伝達体制の構築を推進するものとする。</u></p> <p>(6) 児童生徒等の対策            県、市町村は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。            また、市町村は、小学校就学前の<u>こども</u>たちの安全で確実な避難等のため、災害発生時における幼稚園・保育所等の施設、市町村間及び県の相互連絡・連携体制の構築に努めるものとする。</p> <p>5. 避難所運営マニュアルの作成等（県知事公室、県健康福祉部、県環境生活部、市町村）            市町村は、災害時に設置される避難所について、要配慮者への支援、プライバシーや<u>こども</u>の居場所の確保、男女共同参画、感染症予防・まん延防止、食中毒発生予防及びペット同行など多様な視点に配慮した避難所運営マニュアルや体調・栄養管理ができる医療関係者の配置計画・巡回基準等をあらかじめ作成し、関係者への周知を図るものとする。</p> <p>6. 避難所における男女共同参画の推進（県環境生活部、市町村）            県及び市町村は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点と</p>	<p>③県独自の修正 令和7年8月豪雨における初動対応（ソフト面）の検証結果Ⅶ早期に講じる対策⑤を反映</p> <p>①R7.7 防災基本計画修正の反映（用字修正）</p> <p>①R7.7 防災基本計画修正の反映（用字修正）</p>	<p>73</p> <p>74</p> <p>74</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>なるよう、<u>平常時</u>及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。</p>	<p>なるよう、<u>平時</u>及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。</p>	<p>①R7.7 防災基本計画修正の反映（用字修正）</p>	75
<p>8. 車中避難者等を含む指定避難所外避難者への対応（県知事公室、<u>（新規）</u>、市町村） （略） 県及び市町村は、<u>（新規）</u>在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</p>	<p>8. 車中避難者等を含む指定避難所外避難者への対応（県知事公室、<u>県健康福祉部</u>、市町村） （略） 県及び市町村は、<u>指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</u></p>	<p>④その他修正 時点修正 ①R7.7 防災基本計画修正（新旧表 P25）の反映</p>	75 75
<p>11. 帰宅困難者対策（県知事公室、市町村） (3) 避難所等の提供 市町村は、避難所に帰宅困難者が来訪した場合の対応方法をあらかじめ定めておくよう努めるものとする。特に主要駅等の周辺地域においては、多くの帰宅困難者の発生が見込まれることから、<u>（新規）</u>既に指定している避難所のほか、帰宅困難者が一時的に滞在できる施設の確保を検討するものとする。</p>	<p>11. 帰宅困難者対策（県知事公室、市町村） (3) 避難所等の提供 市町村は、避難所に帰宅困難者が来訪した場合の対応方法をあらかじめ定めておくよう努めるものとする。特に主要駅等の周辺地域においては、多くの帰宅困難者の発生が見込まれることから、<u>火山災害における降灰の影響を受けている場合を含め、既に指定している避難所のほか、帰宅困難者が一時的に滞在できる施設の確保を検討するものとする。</u></p>	<p>①R7.7 防災基本計画修正（新旧表 P45）の反映</p>	77
<p>15. 感染症の自宅療養者への対応について（県健康福祉部、市町村） 県及び保健所設置市の保健所は、感染症の自宅療養者</p>	<p>15. 感染症の自宅療養者への対応について（県健康福祉部、市町村） 県及び保健所設置市の保健所は、感染症の自宅療養者</p>		

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>等の被災に備えて、<u>平常時</u>から、防災担当部局（県の保健所にあつては、管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。</p>	<p>等の被災に備えて、<u>平時</u>から、防災担当部局（県の保健所にあつては、管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。</p>	<p>①R7.7 防災基本計画修正の反映（用字修正）</p>	<p>78</p>
<p>第15節 避難行動要支援者等支援（県知事公室、県健康福祉部、市町村）</p> <p>避難行動要支援者（高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者や外国人等の要配慮者のうち、特に避難支援を要する者）等の避難支援対策は、本節の定めるところによる。</p> <p><u>（新規）</u></p>	<p>第15節 避難行動要支援者等支援（県知事公室、県健康福祉部、市町村）</p> <p>避難行動要支援者（高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者や外国人等の要配慮者のうち、特に避難支援を要する者）等の避難支援対策は、本節の定めるところによる。</p> <p><u>市町村は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平時から、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図るものとする。</u></p>	<p>①R7.7 防災基本計画修正（新旧表P58）の反映</p>	<p>79</p>
<p>1. 避難行動要支援者等支援体制の整備</p> <p>(4) 避難誘導の支援、安否確認の体制づくり</p> <p>ウ 避難誘導の支援体制づくり</p> <p>（略）</p> <p>地域おこしのための活動やボランティアとの連携を検討するなど避難支援等関係者を拡大するための取組<u>み</u></p>	<p>1. 避難行動要支援者等支援体制の整備</p> <p>(4) 避難誘導の支援、安否確認の体制づくり</p> <p>ウ 避難誘導の支援体制づくり</p> <p>（略）</p> <p>地域おこしのための活動やボランティアとの連携を検討するなど避難支援等関係者を拡大するための取組<u>み</u></p>	<p>④その他修正 用字修</p>	<p>81</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>を行っていくよう努めるものとする。さらに、… (略)</p> <p>(5) 福祉避難所を含めた避難所の確保 (略)</p> <p>また、県は、要配慮者の避難に対する支援を円滑に実施するため、あらかじめ、旅館、ホテル等との災害時における宿泊施設等の提供に関する協定の締結や、宿泊施設提供事業マニュアルの作成など、関係団体と連携して必要な取組<u>み</u>を行うものとする。</p> <p>2. 避難行動要支援者支援の円滑な実施のための方策 (1) 避難支援計画の策定 (略)</p> <p><u>市町村は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u>また、県は、市町村が取り組む実効性の高い個別避難計画の作成や訓練実施を支援する<u>する</u>。市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会<u>(新規)</u>の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。</p> <p>(3) 避難行動要支援者情報の取扱い (略)</p> <p>さらに、市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、<u>平常時</u>から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。</p> <p>第16節 医療保健（県健康福祉部、市町村、日赤県支部</p>	<p>を行っていくよう努めるものとする。さらに、… (略)</p> <p>(5) 福祉避難所を含めた避難所の確保 (略)</p> <p>また、県は、要配慮者の避難に対する支援を円滑に実施するため、あらかじめ、旅館、ホテル等との災害時における宿泊施設等の提供に関する協定の締結や、宿泊施設提供事業マニュアルの作成など、関係団体と連携して必要な取組<u>み</u>を行うものとする。</p> <p>2. 避難行動要支援者支援の円滑な実施のための方策 (1) 避難支援計画の策定 (略)</p> <p><u>県及び市町村は、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。</u>また、県は、市町村が取り組む実効性の高い個別避難計画の作成や訓練実施を支援する<u>(削る)</u>。市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会<u>や訓練</u>の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。</p> <p>(3) 避難行動要支援者情報の取扱い (略)</p> <p>さらに、市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、<u>平時</u>から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。</p> <p>第16節 医療保健（県健康福祉部、市町村、日赤県支部</p>	<p>正</p> <p>④その他修正 用字修正</p> <p>①R7.7 防災基本計画修正（新旧表 P26）の反映</p> <p>①R7.7 防災基本計画修正（新旧表 P26）の反映</p> <p>①R7.7 防災基本計画修正の反映（用字修正）</p>	<p>82</p> <p>82</p> <p>83</p> <p>83</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>県医師会、県精神科協会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、熊本大学病院等)</p> <p>3. 災害時における医療救護体制の整備</p> <p>(1) 体制整備の基本的考え方</p> <p>ウ 県は、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）への医療施設等の登録を促進するとともに、災害時における情報の収集及び連絡体制の整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。また、県、市町村及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、当該システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努めるものとする。</p> <p>併せて、県、県医師会、熊本大学病院は、災害によるカルテ消失等に備え、既往歴、処方歴、検査データ等の速やかな参照が可能な「<u>熊本県地域医療等情報ネットワーク</u>」への医療機関等の加入を促進するものとする。</p> <p>エ 県は、熊本県保健医療推進協議会、二次保健医療圏<u>毎</u>の地域保健医療推進協議会、救急医療専門部会及び地域災害医療対策会議等を通じて、日頃から災害時の医療に係る諸機関・団体等の連携強化に努める。</p> <p><u>(新規)</u> <u>オ・カ</u></p> <p>(2) 保健医療体制の整備 (略)</p> <p>キ 災害拠点病院（資料編参照）は、<u>災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）</u>の編成に努める</p>	<p>県医師会、県精神科協会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、熊本大学病院等)</p> <p>3. 災害時における医療救護体制の整備</p> <p>(1) 体制整備の基本的考え方</p> <p>ウ 県は、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）への医療施設等の登録を促進するとともに、災害時における情報の収集及び連絡体制の整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。また、県、市町村及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、当該システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努めるものとする。</p> <p>併せて、県、県医師会、熊本大学病院は、災害によるカルテ消失等に備え、既往歴、処方歴、検査データ等の速やかな参照が可能な「<u>くまもとメディカルネットワーク</u>」への医療機関等の加入を促進するものとする。</p> <p>エ 県は、熊本県保健医療推進協議会、二次保健医療圏<u>ごと</u>の地域保健医療推進協議会、救急医療専門部会及び地域災害医療対策会議等を通じて、日頃から災害時の医療に係る諸機関・団体等の連携強化に努める。</p> <p><u>オ 県及び市町村は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制（県においては災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）等のシステムの活用体制を含む。）の整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>カ・キ</u></p> <p>(2) 保健医療体制の整備 ア～カ 省略</p> <p>キ 災害拠点病院（資料編参照）は、<u>DMAT</u>の編成に努めるとともに傷病者の受入体制や医療用資器</p>	<p>④その他修正 県民や関係機関に定着している呼称への修正</p> <p>①R7.7 防災基本計画修正の反映（用字修正）</p> <p>①R7.7 防災基本計画修正（新旧表P22）の反映</p> <p>④その他修正 体裁の修正</p>	<p>85</p> <p>85</p> <p>85</p> <p>85</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>とともに傷病者の受入体制や医療用資器材の貸出し機能を整備する。</p> <p>また、ヘリポートの整備や食料、飲料水、医薬品、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステム、非常電源用燃料の備蓄等の充実に努めるものとする。</p> <p>ク 県は、DMATを保有する病院のうち、DMATの派遣に協力する意志のある病院をDMAT指定医療機関(資料編参照)に指定し、派遣に関する協定を締結する。</p> <p>(略)</p> <p><u>(新規)</u> <u>(新規)</u> テ～ニ (略)</p>	<p>材の貸出し機能を整備する。</p> <p>また、ヘリポートの整備や食料、飲料水、医薬品、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステム、非常電源用燃料の備蓄等の充実に努めるものとする。</p> <p>ク 県は、DMATを保有し、DMATの派遣に協力する意思のある病院をDMAT指定医療機関(削る)に指定し、派遣に関する協定を締結する。</p> <p>(略)</p> <p><u>テ 県は、災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)や保健師等チームの構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施するものとする。</u></p> <p><u>ト 県は、平時から保健医療福祉活動チームと合同での訓練や研修、会議の開催等により、災害時の保健医療福祉活動に係る関係者間の連携体制の構築や共通認識の醸成に努めるものとする。</u></p> <p>ナ～ネ (略)</p>	<p>④その他修正 体裁の修正、資料編の更新に伴う修正</p> <p>①R7.7 防災基本計画修正(新旧表P19)の反映</p> <p>①R7.7 防災基本計画修正(新旧表P22)の反映</p>	<p>85</p> <p>86</p> <p>86</p>
<p>4. 災害時における救急患者等の搬送体制の確保</p> <p>(3) 県は、広域医療搬送に備えて、広域医療搬送拠点として使用することが適当な空港、大規模な空き地等をあらかじめ抽出し、当該施設の管理者と災害時における施設の使用等について調整を図るものとする。</p> <p>なお、これらの広域医療搬送拠点には、関係機関(厚生労働省、日本赤十字社、消防機関、DMAT指定医療機関等)と協力しつつ、傷病者の広域医療搬送に必要なトリアージ(緊急度判定に基づく搬送順位の決定)や救急措置等を行うための場所・設備(航空搬送拠点臨時医療施設(SCU))を確保するものとする。</p>	<p>4. 災害時における救急患者等の搬送体制の確保</p> <p>(3) 県は、広域医療搬送に備えて、広域医療搬送拠点として使用することが適当な空港、大規模な空き地等をあらかじめ抽出し、当該施設の管理者と災害時における施設の使用等について調整を図るものとする。</p> <p>なお、これらの広域医療搬送拠点には、関係機関(厚生労働省、日本赤十字社、消防機関、DMAT指定医療機関等)と協力しつつ、傷病者の広域医療搬送に必要なトリアージ(緊急度判定に基づく搬送順位の決定)や救急措置等を行うための場所・設備(航空搬送拠点臨時医療施設(SCU))を確保するものとする。</p>		

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p><u>また、当該施設の運用計画の策定に努めるものとする。</u></p>	<p><u>(削る)</u></p>	<p>④その他修正 県においてSCUの運用に関して計画を定める予定がないため削除</p>	87
<p>6. 災害時における医薬品、医療機器、歯科用品等（以下「医薬品等」という。）の安定供給の確保対策（略）</p> <p>(7) 断水に伴い、被災市町村が自ら応急的な医療用水の供給が困難な場合の県の窓口は、<u>健康福祉部健康局医療政策課</u>とする。県は、自衛隊等と連携し、医療機関への給水体制の確保に努めるものとする。</p>	<p>6. 災害時における医薬品、医療機器、歯科用品等（以下「医薬品等」という。）の安定供給の確保対策（略）</p> <p>(7) 断水に伴い、被災市町村が自ら応急的な医療用水の供給が困難な場合の県の窓口は、<u>保健所</u>とする。県は、自衛隊等と連携し、医療機関への給水体制の確保に努めるものとする。</p>	<p>④その他修正 R4.4.1 改正「水道施設の災害等緊急時における応急対策要領」の反映</p>	88
<p>第17節 災害ボランティア（県関係各部、関係機関） 平時から連携し、<u>日本赤十字社熊本県支部（以下「日赤県支部」という。）</u>及び熊本県共同募金会（以下「県共募」という。）との情報共有に努めながら、以下の取組<u>み</u>を積極的に推進する。</p> <p>1. 地域福祉の推進（略）</p> <p>さらに、その地域だけでは対応できない大規模災害に備えた取組<u>み</u>を進めるとともに、地域外の支援機関・団体との平時からの連携に努めなければならない。 <u>(新規)</u></p>	<p>第17節 災害ボランティア（県関係各部、関係機関） 平時から連携し、<u>日赤県支部</u>及び熊本県共同募金会（以下「県共募」という。）との情報共有に努めながら、以下の取組<u>み</u>を積極的に推進する。</p> <p>1. 地域福祉の推進（略）</p> <p>さらに、その地域だけでは対応できない大規模災害に備えた取組<u>み</u>を進めるとともに、地域外の支援機関・団体との平時からの連携に努めなければならない。 <u>県及び市町村は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び住民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への住民の参加を促進するため必要な措置を講ずるものとする。</u></p>	<p>④その他修正 組織名の修正 90</p> <p>④その他修正 用字修正 90</p> <p>④その他修正 用字の修正 90</p> <p>①R7.7 防災基本計画修正（新旧表P10）の反映 90</p>	90
<p>3. 災害ボランティアの養成・登録及び体制整備 <u>(新規)</u></p> <p>NPO等のボランティア団体ネットワーク、県社協及</p>	<p>3. 災害ボランティアの養成・登録及び体制整備・<u>連携体制の強化</u></p> <p>NPO等のボランティア団体ネットワーク、県社協及</p>	<p>①R7.7 防災基本計画修正（新旧表P54）の反映</p>	91

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>び市町村社協は、被災者を支援するボランティア活動が円滑に行われるよう、災害ボランティアの養成や登録を行うとともに、災害ボランティアの受入れ等に必要な体制を整備するものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(1) 養成と登録</p> <p>NPO等のボランティア団体ネットワークは、災害発生時にボランティアとして活動できる個人やボランティア関係団体の養成を図るとともに、県内外における熟練したノウハウをもつ団体の把握や行政等への情報提供に努めるものとする。</p> <p><u>また、</u>県社協及び市町村社協は、県や市町村の支援のもとで、災害発生時にボランティアの需給調整や関係機関との連絡調整等を行うボランティアコーディネーターやボランティアリーダーを計画的に養成するとともに、その資質の向上に努める。</p> <p>県社協や市町村社協は、県や市町村と連携を図り、<u>(新規)</u>平時からボランティアコーディネーターをボランティアセンターに配置するなど、災害時の活動調整の強化に努めるものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>さらに、災害時に必要な自己責任、自己完結型のボランティア活動のあり方などについての理解を深めるため、研修会、啓発事業などにより普及啓発を行うほか、災害発生時における連絡体制、活動内容などに関するルールづくり等に努める。</p> <p>市町村社協は、災害発生時にボランティアとして活動</p>	<p>び市町村社協は、被災者を支援するボランティア活動が円滑に行われるよう、災害ボランティアの養成や登録を行うとともに、災害ボランティアの受入れ等に必要な体制を整備するものとする。</p> <p><u>県及び市町村は、避難生活支援リーダー・サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努めるものとする。</u></p> <p>(1) 養成と登録</p> <p>NPO等のボランティア団体ネットワークは、災害発生時にボランティアとして活動できる個人やボランティア関係団体の養成を図るとともに、県内外における熟練したノウハウをもつ団体の把握や行政等への情報提供に努めるものとする。</p> <p><u>(削る)</u> 県社協及び市町村社協は、県や市町村の支援のもとで、災害発生時にボランティアの需給調整や関係機関との連絡調整等を行うボランティアコーディネーターやボランティアリーダーを計画的に養成するとともに、その資質の向上に努める。</p> <p><u>また、</u>県社協や市町村社協は、県や市町村と連携し、<u>初動期に可能な限り多くのボランティアに参加してもらえよう、平時におけるボランティアの事前登録制度の充実を図るとともに、</u>平時からボランティアコーディネーターをボランティアセンターに配置するなど、災害時の活動調整の強化に努めるものとする。<u>加えて、活動申込みに必要な登録項目や登録システムの統一化を進め、複数市町村での活動を円滑にする仕組みづくりを図るものとする。</u></p> <p>さらに、災害時に必要な自己責任、自己完結型のボランティア活動のあり方などについての理解を深めるため、研修会、啓発事業などにより普及啓発を行うほか、災害発生時における連絡体制、活動内容などに関するルールづくり等に努める。</p> <p>市町村社協は、災害発生時にボランティアとして活</p>	<p>①R7.7 防災基本計画修正（新旧表P10）の反映</p> <p>③県独自の修正 令和7年8月豪雨における初動対応（ソフト面）の検証結果Ⅶ早期に講じる対策⑨を反映</p> <p>③県独自の修正 令和7年8月豪雨における初動対応（ソフト面）の検証結果Ⅶ早期に講じる対策⑨を反映</p>	<p>91</p> <p>91</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>できる個人やボランティア関係団体を事前に登録しておくとともに、当事者の了解のもと、県社協に登録情報を提供する。<u>(新規)</u></p> <p>(2) 体制整備          県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努める。そのため、県地域防災計画等において、当該災害中間支援組織や県域において災害ボランティアセンターの運営を支援する者(県社会福祉協議会等)との役割分担をあらかじめ定めるよう努めるものとする。  <u>(新規)</u></p> <p>(略)</p> <p>市町村社協は、災害規模に応じ、災害時の各段階に応じて災害ボランティアと連携した被災者支援ができるよう、平時から、災害時に設置する被災地センターによるニーズ把握、災害ボランティアの募集範囲、受付・運営体制等の構築に努める。  <u>(新規)</u></p>	<p>動できる個人やボランティア関係団体を事前に登録しておくとともに、当事者の了解のもと、県社協に登録情報を提供する。<u>また、登録システムを適切に運用できるよう、ICT研修を通じて人材育成に努める。</u></p> <p>(2) 体制整備          県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努める。そのため、県地域防災計画等において、当該災害中間支援組織や県域において災害ボランティアセンターの運営を支援する者(県社会福祉協議会等)との役割分担をあらかじめ定めるものとする。  <u>また、県及び市町村は、国が被災者援護協力団体として登録した団体との平時からの連携強化に努め、活動環境の整備を図るものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>市町村社協は、災害規模に応じ、災害時の各段階に応じて災害ボランティアと連携した被災者支援ができるよう、平時から、災害時に設置する被災地センターによるニーズ把握、災害ボランティアの募集範囲、受付・運営体制等の構築に努める。  <u>県及び市町村は、災害ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平時におけるボランティアの事前登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</u></p>	<p>③県独自の修正 令和7年8月豪雨における初動対応(ソフト面)の検証結果Ⅶ早期に講じる対策⑨を反映</p> <p>①R7.7 防災基本計画修正(新旧表P10)の反映</p> <p>①R7.7 防災基本計画修正(新旧表P11)の反映。本項目前段で使用している用語と統一。当課の業務上も、一般的に「災害ボランティア」を使用している。次の「災害ボランティア」と用語重複のため削</p>	<p>91</p> <p>91</p> <p>92</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P														
<p>[参考] 県による専門ボランティア登録制度 県において、養成又は登録を行っている専門ボランティアは、次のとおり。(令和5年12月31日現在)</p> <table border="1" data-bbox="219 456 654 1139"> <tr> <td>砂防ボランティア登録制度</td> </tr> <tr> <td>平成9年7月</td> </tr> <tr> <td>なし (斜面判定士資格を所有することが望ましい。)</td> </tr> <tr> <td><u>181人</u></td> </tr> <tr> <td>年一回講習会及び現地研修会を開催</td> </tr> <tr> <td>砂防知識の普及啓発、土砂災害警戒区域の点検、砂防施設の点検</td> </tr> <tr> <td>熊本県砂防ボランティア協会(任意団体)を作っている</td> </tr> </table>	砂防ボランティア登録制度	平成9年7月	なし (斜面判定士資格を所有することが望ましい。)	<u>181人</u>	年一回講習会及び現地研修会を開催	砂防知識の普及啓発、土砂災害警戒区域の点検、砂防施設の点検	熊本県砂防ボランティア協会(任意団体)を作っている	<p>[参考] 県による専門ボランティア登録制度 県において、養成又は登録を行っている専門ボランティアは、次のとおり。(令和7年12月31日現在)</p> <table border="1" data-bbox="945 456 1379 1139"> <tr> <td>砂防ボランティア登録制度</td> </tr> <tr> <td>平成9年7月</td> </tr> <tr> <td>なし (斜面判定士資格を所有することが望ましい。)</td> </tr> <tr> <td><u>192人</u></td> </tr> <tr> <td>年一回講習会及び現地研修会を開催</td> </tr> <tr> <td>砂防知識の普及啓発、土砂災害警戒区域の点検、砂防施設の点検</td> </tr> <tr> <td>熊本県砂防ボランティア協会(任意団体)を作っている</td> </tr> </table>	砂防ボランティア登録制度	平成9年7月	なし (斜面判定士資格を所有することが望ましい。)	<u>192人</u>	年一回講習会及び現地研修会を開催	砂防知識の普及啓発、土砂災害警戒区域の点検、砂防施設の点検	熊本県砂防ボランティア協会(任意団体)を作っている	<p>除。改行の修正のみ</p> <p>④その他修正 時点修正</p>	<p>92</p>
砂防ボランティア登録制度																	
平成9年7月																	
なし (斜面判定士資格を所有することが望ましい。)																	
<u>181人</u>																	
年一回講習会及び現地研修会を開催																	
砂防知識の普及啓発、土砂災害警戒区域の点検、砂防施設の点検																	
熊本県砂防ボランティア協会(任意団体)を作っている																	
砂防ボランティア登録制度																	
平成9年7月																	
なし (斜面判定士資格を所有することが望ましい。)																	
<u>192人</u>																	
年一回講習会及び現地研修会を開催																	
砂防知識の普及啓発、土砂災害警戒区域の点検、砂防施設の点検																	
熊本県砂防ボランティア協会(任意団体)を作っている																	
<p>第20節 受援計画(県全部局、防災関係機関) 1. 受援計画の策定 県、市町村及び防災関係機関は、災害の規模等に応じて他の地方自治体等からの応援職員が円滑に災害時の応急・復旧業務を遂行できるよう、国の「災害時受援ガイドライン」等を参考に、受援計画を策定するものとする</p>	<p>第20節 受援計画(県全部局、防災関係機関) 1. 受援計画の策定 県、市町村及び防災関係機関は、災害の規模等に応じて他の地方自治体等からの応援職員が円滑に災害時の応急・復旧業務を遂行できるよう、国の「災害時受援ガイドライン」等を参考に、受援計画を策定するものとする</p>																

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>る。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>なお、受援計画の策定に当たっては、県及び市町村において次の事項（（4）は県のみ策定）について定めておくものとする。</p> <p>(2) 人的支援</p> <p>ア 受援対象業務の整理 （略）</p> <p>（ウ）業務<u>毎</u>のマニュアルの整備、必要な資格、業務の実施時期、人員数等の整理</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>る。</p> <p><u>県は、市町村の受援計画の作成や実効性の確保に向けて、適切な助言を行うなどの支援に努めるものとする。</u></p> <p>なお、受援計画の策定に当たっては、県及び市町村において次の事項（（4）は県のみ策定）について定めておくものとする。</p> <p>(2) 人的支援</p> <p>ア 受援対象業務の整理 （略）</p> <p>（ウ）業務<u>ごと</u>のマニュアルの整備、必要な資格、業務の実施時期、人員数等の整理</p> <p><u>第21節 復興事前準備</u></p> <p><u>県及び市町村は、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、復興事前準備に努めるものとする。</u></p>	<p>①R7.7 防災基本計画修正（新旧表 P18）の反映</p> <p>①R7.7 防災基本計画修正の反映（用字修正）</p> <p>①R7.7 防災基本計画修正（新旧表 P30）の反映</p>	<p>96</p> <p>96</p> <p>97</p>
<p>第3章 災害応急対策</p> <p>第1節 組織（県、<u>(新規)</u>、関係機関）</p> <p>2. 熊本県の災害対策系統</p> <p>指定公共機関</p> <p><u>西日本電信電話株式会社 熊本支店 321-3083</u></p>	<p>第3章 災害応急対策</p> <p>第1節 組織（県、<u>市町村、関係省庁</u>、関係機関）</p> <p>2. 熊本県の災害対策系統</p> <p>指定公共機関</p> <p><u>NTT 西日本株式会社 熊本支店 272-9215</u></p>	<p>④その他修正 時点修正</p> <p>④その他修正 社名変更及び電話番号変更に伴う修正</p>	<p>98</p> <p>99</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P																																																												
<p>3. 熊本県災害対策本部 (2) 編成 熊本県災害対策本部組織図</p> <table border="1" data-bbox="241 392 739 791"> <thead> <tr> <th colspan="3">本部会議</th> </tr> <tr> <th>本部長</th> <td colspan="2">知事</td> </tr> <tr> <th>副本部長</th> <td colspan="2">副知事</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">部員</td> <td>知事公室長</td> <td>農林水産部長</td> </tr> <tr> <td>総務部長</td> <td>土木部長</td> </tr> <tr> <td>企画振興部長</td> <td>会計管理者</td> </tr> <tr> <td>理事(デジタル戦略担当)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>理事(球磨川流域復興担当)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(新規)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>健康福祉部長</td> <td>企業局長</td> </tr> <tr> <td>環境生活部長</td> <td>教育長</td> </tr> <tr> <td>商工労働部長</td> <td>警察本部長</td> </tr> <tr> <td>観光文化部長</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	本部会議			本部長	知事		副本部長	副知事		部員	知事公室長	農林水産部長	総務部長	土木部長	企画振興部長	会計管理者	理事(デジタル戦略担当)		理事(球磨川流域復興担当)		(新規)		健康福祉部長	企業局長	環境生活部長	教育長	商工労働部長	警察本部長	観光文化部長		<p>3. 熊本県災害対策本部 (2) 編成 熊本県災害対策本部組織図</p> <table border="1" data-bbox="972 392 1462 791"> <thead> <tr> <th colspan="3">本部会議</th> </tr> <tr> <th>本部長</th> <td colspan="2">知事</td> </tr> <tr> <th>副本部長</th> <td colspan="2">副知事</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">部員</td> <td>知事公室長</td> <td>農林水産部長</td> </tr> <tr> <td>総務部長</td> <td>土木部長</td> </tr> <tr> <td>企画振興部長</td> <td>会計管理者</td> </tr> <tr> <td>理事(デジタル戦略担当)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>理事(球磨川流域復興担当)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>理事(食のみやこ推進担当)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>健康福祉部長</td> <td>企業局長</td> </tr> <tr> <td>環境生活部長</td> <td>教育長</td> </tr> <tr> <td>商工労働部長</td> <td>警察本部長</td> </tr> <tr> <td>観光文化部長</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	本部会議			本部長	知事		副本部長	副知事		部員	知事公室長	農林水産部長	総務部長	土木部長	企画振興部長	会計管理者	理事(デジタル戦略担当)		理事(球磨川流域復興担当)		理事(食のみやこ推進担当)		健康福祉部長	企業局長	環境生活部長	教育長	商工労働部長	警察本部長	観光文化部長		<p>④その他修正 時点修正</p>	<p>102</p>
本部会議																																																															
本部長	知事																																																														
副本部長	副知事																																																														
部員	知事公室長	農林水産部長																																																													
	総務部長	土木部長																																																													
	企画振興部長	会計管理者																																																													
	理事(デジタル戦略担当)																																																														
	理事(球磨川流域復興担当)																																																														
	(新規)																																																														
	健康福祉部長	企業局長																																																													
	環境生活部長	教育長																																																													
	商工労働部長	警察本部長																																																													
	観光文化部長																																																														
本部会議																																																															
本部長	知事																																																														
副本部長	副知事																																																														
部員	知事公室長	農林水産部長																																																													
	総務部長	土木部長																																																													
	企画振興部長	会計管理者																																																													
	理事(デジタル戦略担当)																																																														
	理事(球磨川流域復興担当)																																																														
	理事(食のみやこ推進担当)																																																														
	健康福祉部長	企業局長																																																													
	環境生活部長	教育長																																																													
	商工労働部長	警察本部長																																																													
	観光文化部長																																																														
<p>3. 熊本県災害対策本部 災害対策部の分掌事務</p> <table border="1" data-bbox="232 871 909 1436"> <thead> <tr> <th>対策部名</th> <th>各班名</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(知事公室・総務部・各種委員会) 総務対策部</td> <td>総務班 (<u>危機管理防災課</u>) (略)</td> <td>1 本部会議に関する事項 (略)</td> </tr> <tr> <td>人的受援・応援班 (<u>危機管理防災課</u>) 人事課 市町村課</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	対策部名	各班名	分掌事務	(知事公室・総務部・各種委員会) 総務対策部	総務班 ( <u>危機管理防災課</u> ) (略)	1 本部会議に関する事項 (略)	人的受援・応援班 ( <u>危機管理防災課</u> ) 人事課 市町村課		<p>3. 熊本県災害対策本部 災害対策部の分掌事務</p> <table border="1" data-bbox="958 871 1635 1436"> <thead> <tr> <th>対策部名</th> <th>各班名</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(知事公室・総務部・各種委員会) 総務対策部</td> <td>総務班 (<u>防災推進課・危機管理課</u>) (略)</td> <td>1 本部会議に関する事項 (略)</td> </tr> <tr> <td>人的受援・応援班 (<u>防災推進課・危機管理課</u>) 人事課 市町村課</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	対策部名	各班名	分掌事務	(知事公室・総務部・各種委員会) 総務対策部	総務班 ( <u>防災推進課・危機管理課</u> ) (略)	1 本部会議に関する事項 (略)	人的受援・応援班 ( <u>防災推進課・危機管理課</u> ) 人事課 市町村課		<p>④その他修正 R8.4 組 織改正の反映</p> <p>④その他修正 R8.4 組 織改正の反映</p>	<p>103</p> <p>103</p>																																												
対策部名	各班名	分掌事務																																																													
(知事公室・総務部・各種委員会) 総務対策部	総務班 ( <u>危機管理防災課</u> ) (略)	1 本部会議に関する事項 (略)																																																													
	人的受援・応援班 ( <u>危機管理防災課</u> ) 人事課 市町村課																																																														
対策部名	各班名	分掌事務																																																													
(知事公室・総務部・各種委員会) 総務対策部	総務班 ( <u>防災推進課・危機管理課</u> ) (略)	1 本部会議に関する事項 (略)																																																													
	人的受援・応援班 ( <u>防災推進課・危機管理課</u> ) 人事課 市町村課																																																														

第1編 共通対策編

修正前			修正後			修正理由等	P
企画振興部 (企画振興部)	企画振興班 (略) デジタル戦略推進課 <u>システム改革課</u> (略)	1 企画振興部の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項	企画振興部 (企画振興部)	企画振興班 (略) デジタル戦略推進課 <u>デジタル県庁推進課</u> (略)	1 企画振興部の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項	④その他修正 R8.4 組織改正の反映	104
農林水産対策部 (農林水産部)	(略) 水産振興班 (水産振興課)  (略)	(略) 1 災害時使用の <u>舟</u> の調達および供給に関する事項 2 水産振興課の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項 (略)	農林水産対策部 (農林水産部)	(略) 水産振興班 (水産振興課)  (略)	(略) 1 災害時使用の <u>船舶等</u> の調達および供給に関する事項 2 水産振興課の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項 (略)	④その他修正 通常、「船舶」という表現を用いるため。また、ドローンを使用する可能性があるため「等」を付記	106
5. 特定(非常・緊急)災害現地対策本部・政府現地災害対策室との連携(県) (略) 政府現地対策本部・現地災害対策室との連携促進のため、以下の取組 <u>み</u> 等を実施するものとする。 (略)			5. 特定(非常・緊急)災害現地対策本部・政府現地災害対策室との連携(県) (略) 政府現地対策本部・現地災害対策室との連携促進のため、以下の取組 <u>み</u> 等を実施するものとする。 (略)			④その他修正 用字修正	109
10. 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え(県、市町村) 県及び市町村は、円滑な災害対応を行うため、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を <u>予め</u> 想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努めるものとする。 (略)			10. 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え(県、市町村) 県及び市町村は、円滑な災害対応を行うため、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を <u>あらかじめ</u> 想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努めるものとする。 (略)			①R7.7 防災基本計画修正の反映(用字修正)	110

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P																				
<p>第2節 職員配置(県、市町村)</p> <p>1. 業務継続性の確保</p> <p>(3) 職員への支援体制 (安否確認の実施、水・食料等の確保、宿泊場所の確保、心のケア、<u>子ども</u>の一時預かり等を含む。)</p> <p>2. 職員配置体制の整備</p> <p>(2) 速やかな登庁体制の確保 ア 防災対策要員の指定 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(略)災害対策本部の区分</th> <th>職名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害対策本部(本庁)</td> <td>知事公室長、<u>総務部長</u>、危機管理監、<u>危機管理防災課長</u>、消防保安課長</td> </tr> <tr> <td>地方災害対策本部(<u>新規</u>)、<u>(新規)</u>、地域振興局長、地域振興局次長</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 職員配置体制の強化 災害対策本部室においては、24時間本部室機能を維持する必要があるため、あらかじめ本部室員経験者等を応援要員としてリストアップしておき、災害発生時に、必要に応じ本部室に配置する(<u>新規</u>)など、職員配置体制の強化を図るものとする。</p> <p>3. 県職員の配置</p> <p>(1) 災害発生のおそれのある場合の配置 災害発生のおそれがある警報・注意報等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>注意報</th> <th>警報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・津波注意報</td> <td>・次の種類の警報が、1以</td> </tr> </tbody> </table>	(略)災害対策本部の区分	職名	災害対策本部(本庁)	知事公室長、 <u>総務部長</u> 、危機管理監、 <u>危機管理防災課長</u> 、消防保安課長	地方災害対策本部( <u>新規</u> )、 <u>(新規)</u> 、地域振興局長、地域振興局次長		注意報	警報	・津波注意報	・次の種類の警報が、1以	<p>第2節 職員配置(県、市町村)</p> <p>1. 業務継続性の確保</p> <p>(3) 職員への支援体制 (安否確認の実施、水・食料等の確保、宿泊場所の確保、心のケア、<u>こども</u>の一時預かり等を含む。)</p> <p>2. 職員配置体制の整備</p> <p>(2) 速やかな登庁体制の確保 ア 防災対策要員の指定 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(略)災害対策本部の区分</th> <th>職名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害対策本部(本庁)</td> <td>知事公室長、(<u>削る</u>)、危機管理監、<u>危機管理課長</u>、<u>防災推進課長</u>、消防保安課長</td> </tr> <tr> <td>地方災害対策本部(<u>県央広域本部</u>・地域振興局)</td> <td><u>県央広域本部</u>長、<u>県央広域本部総務部長</u>、地域振興局長、地域振興局次長</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 職員配置体制の強化 災害対策本部室においては、24時間本部室機能を維持する必要があるため、あらかじめ本部室員経験者等を応援要員としてリストアップしておき、災害発生時に、必要に応じ本部室に配置する、<u>又は県内の被災市町村に支援職員として派遣する「災害対応経験者派遣制度」を活用する</u>など、職員配置体制の強化を図るものとする。</p> <p>3. 県職員の配置</p> <p>(1) 災害発生のおそれのある場合の配置 災害発生のおそれがある警報・注意報等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>注意報</th> <th>警報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・津波注意報</td> <td>・次の種類の警報が、1以</td> </tr> </tbody> </table>	(略)災害対策本部の区分	職名	災害対策本部(本庁)	知事公室長、( <u>削る</u> )、危機管理監、 <u>危機管理課長</u> 、 <u>防災推進課長</u> 、消防保安課長	地方災害対策本部( <u>県央広域本部</u> ・地域振興局)	<u>県央広域本部</u> 長、 <u>県央広域本部総務部長</u> 、地域振興局長、地域振興局次長	注意報	警報	・津波注意報	・次の種類の警報が、1以	<p>①R7.7 防災基本計画修正の反映(用字修正)</p> <p>④その他修正 R8.4 組織改正の反映</p> <p>③県独自の修正 令和7年8月豪雨における初動対応(ソフト面)の検証結果Ⅶ早期に講じる対策②を反映</p>	<p>111</p> <p>112</p> <p>112</p>
(略)災害対策本部の区分	職名																						
災害対策本部(本庁)	知事公室長、 <u>総務部長</u> 、危機管理監、 <u>危機管理防災課長</u> 、消防保安課長																						
地方災害対策本部( <u>新規</u> )、 <u>(新規)</u> 、地域振興局長、地域振興局次長																							
注意報	警報																						
・津波注意報	・次の種類の警報が、1以																						
(略)災害対策本部の区分	職名																						
災害対策本部(本庁)	知事公室長、( <u>削る</u> )、危機管理監、 <u>危機管理課長</u> 、 <u>防災推進課長</u> 、消防保安課長																						
地方災害対策本部( <u>県央広域本部</u> ・地域振興局)	<u>県央広域本部</u> 長、 <u>県央広域本部総務部長</u> 、地域振興局長、地域振興局次長																						
注意報	警報																						
・津波注意報	・次の種類の警報が、1以																						

第1編 共通対策編

修正前		修正後		修正理由等	P
<p>・梅雨期間中に次の種類の注意報が、1以上発表された場合</p> <p>①大雨注意報 ②洪水注意報</p>	<p>上発表された場合</p> <p>①暴風警報 ②大雨警報 ③洪水警報 ④高潮警報 ⑤津波警報 ⑥大雪警報 ⑦暴風雪警報</p>	<p>・梅雨期間中に次の種類の注意報が、1以上発表された場合</p> <p>①レベル2大雨注意報 ②レベル2氾濫注意報 ③レベル2土砂災害注意報</p>	<p>上発表された場合</p> <p>①暴風警報 ②レベル3大雨警報 ③レベル3氾濫警報 ④レベル3土砂災害警報 ⑤レベル3高潮警報 ⑥津波警報 ⑦大雪警報 ⑧暴風雪警報</p>	<p>②防災気象情報の改善を踏まえた修正</p>	113
<p>(3) 職員の招集</p> <p>ア 気象情報の伝達</p> <p>(略)</p> <p>なお、伝達された気象情報等のうち、職員配置の基準に関わる気象情報については、<u>危機管理防災課</u>長は本庁内に対しては庁内放送（休日・夜間については、防災センターから伝達責任者への電話連絡）で、県出先機関に対しては、県防災情報ネットワークシステムの一斉指令をもって伝達するものとする。</p> <p>イ 配置の指示等</p> <p>職員配置の基準に関わる気象情報の伝達及び職員配置の指示は、次の系統により行うものとする。</p>		<p>(3) 職員の招集</p> <p>ア 気象情報の伝達</p> <p>(略)</p> <p>なお、伝達された気象情報等のうち、職員配置の基準に関わる気象情報については、<u>防災推進課</u>長は本庁内に対しては庁内放送（休日・夜間については、防災センターから伝達責任者への電話連絡）で、県出先機関に対しては、県防災情報ネットワークシステムの一斉指令をもって伝達するものとする。</p> <p>イ 配置の指示等</p> <p>職員配置の基準に関わる気象情報の伝達及び職員配置の指示は、次の系統により行うものとする。</p>		<p>④その他修正 R8.4 組 織改正の反映</p>	113

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
		<p>④その他修正 R8.4 組 織改正の反映</p>	<p>114</p>
<p>【県職員の災害配置基準】</p> <p>1. 災害対策本部設置前の配置体制</p> <p>(1) 注意体制</p> <p>ア <u>気象業務法に基づく災害発生のおそれがある注意報(大雨注意報、洪水注意報)が梅雨期間中に1以上</u>発表された場合は、配置体制(別表1)により職員の配置を行い、予警報の伝達、災害情報及び雨量水位等の災害関係資料並びに被害報告の収集にあたるものとする。</p> <p>(2) 警戒体制(地震以外の災害)</p> <p>ア 第1警戒体制</p> <p>次の場合は、配置体制(別表2)による職員の配置を実施し、警報の伝達、災害情報及び被害報告の収集等災害応急対策の実施にあたるものとする。</p> <p>(ア) <u>気象業務法に基づく災害に関する警報が1以上発</u></p>	<p>【県職員の災害配置基準】</p> <p>1. 災害対策本部設置前の配置体制</p> <p>(1) 注意体制</p> <p>ア <u>梅雨期にレベル2注意報(大雨、氾濫、土砂災害に限る)が発表された場合は、配置体制(別表1)により職員の配置を行い、予警報の伝達、災害情報及び雨量水位等の災害関係資料並びに被害報告の収集にあたるものとする。</u></p> <p>(2) 警戒体制(地震以外の災害)</p> <p>ア 第1警戒体制</p> <p>次の場合は、配置体制(別表2)による職員の配置を実施し、警報の伝達、災害情報及び被害報告の収集等災害応急対策の実施にあたるものとする。</p> <p>(ア) <u>レベル3警報や警戒レベル相当情報以外の警報</u></p>	<p>②防災気象情報の改善 を踏まえた修正</p>	<p>115</p> <p>115</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p><u>表されたとき</u>  <u>(イ) 避難指示が発表された場合（警報が1以上発中）</u>  <u>(ウ) 危機管理防災課長から指示があった場合</u></p> <p>イ 第2警戒体制（災害警戒本部）            （略）            (ア) <u>土砂災害警戒情報</u>が発表されたとき（自動設置）            (イ) <u>記録的短時間大雨情報、顕著な大雨に関する情報（線状降水帯発生情報）</u>が発表されたとき（自動設置）</p> <p><u>(ウ) 指定河川洪水予報（氾濫危険情報）が発表されたとき（自動設置）</u>  <u>(エ) 県内が台風の暴風域に入るおそれがある場合</u>  <u>(オ) その他、警報等が発表され、特に警戒を必要とする場合</u></p> <p>エ 待機場所            警戒体制による職員配置を実施した場合は、本庁においては、防災センター及び各課（室）の適当な場所に集合待機するものとする。ただし、上記イによる待機においては、関係課の1名は、必要に応じて防災センターに情報連絡員として待機するものとする。            出先機関においては、出先機関長が定めた場所に待機するものとする。            なお、当該待機にあたっては、本庁のうち<u>危機管理防災課</u>にあつては水防本部と、出先機関のうち各広域本部・地域振興局にあつては水防区本部と連携を密にするものとし、原則として同一の場所において、実施するものとする。</p> <p>(3) 警戒体制（地震津波）            ア 第1警戒体制            (ア) 地震津波情報の伝達及び被害情報の収集を行うため、<u>危機管理防災課</u>・消防保安課職員3名による警戒体制をとるものとする。<u>危機管理防災課</u>・消防保安課職員</p>	<p><u>（暴風、大雪、暴風雪に限る）が発表された場合（削除）</u>  <u>(イ) 当該配置が必要と防災推進課長が判断した場合</u></p> <p>イ 第2警戒体制（災害警戒本部）            （略）            (ア) <u>レベル4危険警報</u>が発表された場合（自動設置）            (イ) <u>気象防災速報（記録的短時間大雨）、気象防災速報（線状降水帯発生）、気象防災速報（線状降水帯直前予測）</u>が発表された場合（自動設置）</p> <p><u>(削る)</u>  <u>(ウ) 県内が台風の暴風域に入るおそれがある場合</u>  <u>(削る)</u></p> <p>エ 待機場所            警戒体制による職員配置を実施した場合は、本庁においては、防災センター及び各課（室）の適当な場所に集合待機するものとする。ただし、上記イによる待機においては、関係課の1名は、必要に応じて防災センターに情報連絡員として待機するものとする。            出先機関においては、出先機関長が定めた場所に待機するものとする。            なお、当該待機にあたっては、本庁のうち<u>防災推進課</u>にあつては水防本部と、出先機関のうち各広域本部・地域振興局にあつては水防区本部と連携を密にするものとし、原則として同一の場所において、実施するものとする。</p> <p>(3) 警戒体制（地震津波）            ア 第1警戒体制            (ア) 地震津波情報の伝達及び被害情報の収集を行うため、<u>防災推進課</u>・<u>危機管理課</u>・消防保安課職員3名による警戒体制をとるものとする。<u>防災推進課</u>・<u>危機管理</u></p>	<p>を踏まえた修正</p> <p>④その他修正 R8.4 組            織改正の反映</p> <p>②防災気象情報の改善            を踏まえた修正</p> <p>②防災気象情報の改善            を踏まえた修正</p> <p>④その他修正 R8.4 組            織改正の反映</p> <p>④その他修正 R8.4 組            織改正の反映</p>	<p>115</p> <p>115</p> <p>116</p> <p>116</p> <p>116</p>

第1編 共通対策編

修正前		修正後		修正理由等	P								
<p>は、必要に応じて被害情報等を関係各部へ連絡するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 災害警戒本部 【熊本県災害対策本部事務処理要領】 3. 熊本県災害対策本部の事務処理 (略) (参考) 災害配置基準一覧</p>		<p><u>課</u>・消防保安課職員は、必要に応じて被害情報等を関係各部へ連絡するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 災害警戒本部 【熊本県災害対策本部事務処理要領】 3. 熊本県災害対策本部の事務処理 (略) (参考) 災害配置基準一覧</p>		<p>②防災気象情報の改善を踏まえた修正</p>	119								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>体制</th> <th>配置体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>注意体制</td> <td> <p>ア <u>災害発生のおそれがある注意報(大雨注意報、洪水注意報)が梅雨期間中に1以上発表された場合</u></p> <p>イ <u>ア以外の場合であっても、関係課長又は出先機関長において職員の配置を実施する必要があると認めたとき</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>		体制	配置体制			注意体制	<p>ア <u>災害発生のおそれがある注意報(大雨注意報、洪水注意報)が梅雨期間中に1以上発表された場合</u></p> <p>イ <u>ア以外の場合であっても、関係課長又は出先機関長において職員の配置を実施する必要があると認めたとき</u></p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>体制</th> <th>配置体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>注意体制</td> <td> <p>ア <u>梅雨期にレベル2注意報(大雨、氾濫、土砂災害に限る)が発表された場合</u></p> <p>イ <u>当該配置が必要と関係課長又は出先機関長が判断した場合</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>		体制	配置体制	注意体制	<p>ア <u>梅雨期にレベル2注意報(大雨、氾濫、土砂災害に限る)が発表された場合</u></p> <p>イ <u>当該配置が必要と関係課長又は出先機関長が判断した場合</u></p>
体制	配置体制												
注意体制	<p>ア <u>災害発生のおそれがある注意報(大雨注意報、洪水注意報)が梅雨期間中に1以上発表された場合</u></p> <p>イ <u>ア以外の場合であっても、関係課長又は出先機関長において職員の配置を実施する必要があると認めたとき</u></p>												
体制	配置体制												
注意体制	<p>ア <u>梅雨期にレベル2注意報(大雨、氾濫、土砂災害に限る)が発表された場合</u></p> <p>イ <u>当該配置が必要と関係課長又は出先機関長が判断した場合</u></p>												
<p>第1警戒体制</p> <p>地震・津波以外</p>	<p>ア <u>災害に関する警報が1以上発表された場合</u></p> <p>イ <u>避難指示が発表された場合(警報が1以上発表された場合)</u></p> <p>ウ <u>危機管理防災課長から指示があった場合</u></p>	<p>第1警戒体制</p> <p>地震・津波以外</p>	<p>ア <u>レベル3警報や警戒レベル相当情報以外の警報(暴風、大雪、暴風雪に限る)が発表された場合(削る)</u></p> <p>イ <u>当該配置が必要と防災推進課長が判断した場合</u></p>										
<p>地震・津波</p>	(略)	<p>地震・津波</p>	(略)										

第1編 共通対策編

修正前			修正後			修正理由等	P
第2 警戒 体制 (災 害 警戒 本 部)	地 震・ 津波 以外	<p>ア <u>土砂災害警戒情報</u>が発表された時 (自動設置)</p> <p>イ <u>記録的短時間大雨情報、顕著な大雨 に関する情報(線状降水帯発生情報)</u> が発表されたとき(自動設置)</p> <p>ウ <u>指定河川洪水予報(氾濫危険情報)が 発表されたとき(自動設置)</u></p> <p>エ 県内が台風の暴風域に入るおそれがある場合</p> <p>オ <u>その他、特に警戒を必要とする</u>と危機管理監が判断した場合</p>	第2 警戒 体制 (災 害 警戒 本 部)	地 震・ 津波 以外	<p>ア <u>レベル4危険警報</u>が発表された場合 (自動設置)</p> <p>イ <u>気象防災速報(記録的短時間大雨)、 気象防災速報(線状降水帯発生)、気象 防災速報(線状降水帯直前予測)</u>が発表された場合(自動設置) <u>(削る)</u></p> <p>ウ 県内が台風の暴風域に入るおそれがある場合</p> <p>エ <u>当該配置が必要</u>と危機管理監が判断した場合</p>		
	地 震・ 津波	(略)	地 震・ 津波	(略)			
災害 対策 本部	第1 配置	<p>ア 局地的な災害が発生した場合</p> <p>イ <u>本部長が当該配置を指示したとき</u></p>	災害 対策 本部	第1 配置	<p>ア 局地的な災害が発生した場合</p> <p>イ <u>当該配置が必要と知事が判断した場 合</u></p>		
	第2 配置	<p>ア 局地的な災害が発生し、さらに被害 が拡大するおそれがある場合</p> <p>イ 特別警報(<u>大津波警報以外</u>)が発表さ れた場合(自動設置)</p> <p>ウ <u>本部長が当該配置を指示したとき</u></p>		第2 配置	<p>ア 局地的な災害が発生し、さらに被害 が拡大するおそれがある場合</p> <p>イ <u>レベル5特別警報や警戒レベル相当 情報以外の特別警報(暴風、大雪、暴 風雪、噴火警報(噴火警戒レベル4以 上)に限る)</u>が発表された場合(自動 設置)</p> <p>ウ <u>当該配置が必要と知事が判断した場 合</u></p>		
	第3 配置	<p>ア 広域にわたる災害が発生し、被害が 甚大な場合</p> <p>イ 震度6弱以上の地震が発生した場合、大津波警報(特別警報)が発表された場合又は長周期地震動階級4が発表された場合(自動設置)</p>		第3 配置	<p>ア 広域にわたる災害が発生し、被害が 甚大な場合</p> <p>イ 震度6弱以上の地震が発生した場合、大津波警報(特別警報)が発表された場合又は長周期地震動階級4が発表された場合(自動設置)</p>		

第1編 共通対策編

修正前		修正後		修正理由等	P
	ウ <u>本部長が当該配置を指示したとき</u>		ウ <u>当該配置が必要と知事が判断した場合</u>		
別表1 【注意体制】		別表1 【注意体制】			
機 関 名	人 員	機 関 名	人 員		
<u>危機管理防災課</u> ・消防保安課 河川課 (略)	2～3 ※①2 (略) } <u>課内待機</u>	<u>防災推進課</u> ・ <u>危機管理課</u> ・消防 保安課 河川課 (略)	2～3 ※①2 (略) } <u>待機</u>	④その他修正 R8.4 組 織改正の反映	120
(略)		(略)		④その他修正 待機場 所が課内から防災セン ターへ変更になったこ とに伴う修正	120
※①河川課の <u>課内待機</u> 2名はダム班とし、各管理ダムの 操作規程等による洪水調節時に限る。		※①河川課の <u>待機</u> 2名はダム班とし、各管理ダムの 操作規程等による洪水調節時に限る。			
② (略)		② (略)			
③ <u>大雨</u> 注意報による注意体制は、ダムを含む地域に影 響がある場合に限る。		③ <u>大雨、土砂災害のレベル2</u> 注意報による注意体制は、 ダムを含む地域に影響がある場合に限る。		②防災気象情報の改善 を踏まえた修正	120
別表2 【警戒体制（地震以外の災害）】		別表2 【警戒体制（地震以外の災害）】			
機 関 名	人 員	機 関 名	人 員		
<u>危機管理防災課</u> ・消防保安課 (略)	2～5 (略)	<u>防災推進課</u> ・ <u>危機管理課</u> ・消防 保安課 (略)	2～5 (略)	④その他修正 R8.4 組 織改正の反映	120
(略)		(略)		④その他修正 待機場所が課内から 防災センターへ変更に なったことに伴う修正	120
※① <u>大雨、洪水</u> 、大雪の各警報による警戒体制は除く。		※① <u>大雨、土砂災害、氾濫</u> 、大雪の各警報による警戒体制 は除く。			
② (略)		② (略)			
③ダム班（2名）の <u>課内待機</u> は、各管理ダムの操作規程 等による洪水調節時に限る。		③ダム班（2名）の <u>待機</u> は、各管理ダムの操作規程 等による洪水調節時に限る。			
④ (略)		④ (略)			
⑤ <u>大雨</u> 警報による警戒体制は、ダムを含む地域に影響 がある場合に限る。		⑤ <u>大雨、土砂災害のレベル3</u> 警報による警戒体制は、ダ ムを含む地域に影響がある場合に限る。			
⑥ (略)		⑥ (略)			
別表3 【第2警戒体制】		別表3 【第2警戒体制】			

第1編 共通対策編

修正前		修正後		修正理由等	P
機 関 名	人 員	機 関 名	人 員		
(略)	(略)	(略)	(略)		
危機管理防災課・消防保安課		防災推進課・危機管理課・消防保安課		④その他修正 R8.4 組 織改正の反映	121
(略)		(略)			
※熊本県災害警戒本部規程第4条第4項に基づき本部長が指名した関係課（港湾課の <u>土砂災害警戒情報</u> の発表による第2警戒体制は、県管理港湾（三角港、水俣港、百貫港、富岡港、佐敷港、姫戸港、河内港、高浜港、大浦港及び田浦港）を含む地域に影響がある場合に限る。）		※熊本県災害警戒本部規程第4条第4項に基づき本部長が指名した関係課（港湾課の <u>レベル4土砂災害危険警報</u> の発表による第2警戒体制は、県管理港湾（三角港、水俣港、百貫港、富岡港、佐敷港、姫戸港、河内港、高浜港、大浦港及び田浦港）を含む地域に影響がある場合に限る。）		②防災気象情報の改善を踏まえた修正	121
別表4 【災害対策本部】		別表4 【災害対策本部】			
対策部	班 名	配置要員の数	対策部	班 名	配置要員の数
総務対策部	総務班 ( <u>危機管理防災課</u> ) (略)	(略)	総務対策部	総務班 ( <u>防災推進課・危機管理課</u> ) (略)	(略)
	人的受援・応援班 ( <u>危機管理防災課</u> 人事課 市町村課)			人的受援・応援班 ( <u>防災推進課・危機管理課</u> 人事課 市町村課)	
【熊本県災害対策本部事務処理要領】		【熊本県災害対策本部事務処理要領】		④その他修正 R8.4 組 織改正の反映	122
6 本部の廃止基準		6 本部の廃止基準		④その他修正 R8.4 組 織改正の反映	122
本部長は、気象警報、 <u>土砂災害警戒情報</u> 、避難指示等の発表状況、自衛隊等の派遣要請状況、災害救助法の適用状況等を総合的に勘案し、県内の地域において災害が発生又は拡大するおそれなくなったと認めたとき、若しくは災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、本部を廃止するものとする。		本部長は、気象警報、 <u>(削る)</u> 避難指示等の発表状況、自衛隊等の派遣要請状況、災害救助法の適用状況等を総合的に勘案し、県内の地域において災害が発生又は拡大するおそれなくなったと認めたとき、若しくは災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、本部を廃止するものとする。		②防災気象情報の改善を踏まえた修正	126

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P								
<p>7 事務引継 本部が廃止されたときは、各班長は、災害情報、被害状況等の災害記録資料として取り扱うものについて、速やかに整理のうえ <u>危機管理防災課</u>長に引き継ぐものとする。 別表1</p> <table border="1" data-bbox="208 520 909 630"> <thead> <tr> <th>班</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務班 (<u>危機管理防災課</u>)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>6. 被災市町村等への職員派遣（県、市町村） (1) 情報連絡員の派遣 ア、イ (略) <u>(新規)</u></p> <p>(2) 応援職員の派遣（短期及び中・長期） (略)</p> <p>職員を派遣する県及び応援市町村は、職員派遣に備え、災害対応業務ごとに、あらかじめ派遣職員名簿や派遣職員要領を作成するなどして、大規模災害発生時に被災市町村及び全国の被災自治体へ応援職員を速やかに派遣できる体制を整備するものとする。 <u>(新規)</u> <u>また、</u>県及び市町村は土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。</p>	班	分掌事務	総務班 ( <u>危機管理防災課</u> )	(略)	<p>7 事務引継 本部が廃止されたときは、各班長は、災害情報、被害状況等の災害記録資料として取り扱うものについて、速やかに整理のうえ <u>防災推進課</u>長に引き継ぐものとする。 別表1</p> <table border="1" data-bbox="931 520 1632 630"> <thead> <tr> <th>班</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務班 (<u>防災推進課、危機管理課</u>)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>6. 被災市町村等への職員派遣（県、市町村） (1) 情報連絡員の派遣 ア、イ (略) <u>ウ 令和7年8月豪雨では、情報連絡員の役割・任務の理解不足（災害対応未経験、専任職員の不在）といった課題が浮き彫りになったことから、県は、情報連絡員向けの研修や訓練の充実を図るとともに、災害対応経験者派遣制度の検討など体制強化を図るものとする。</u></p> <p>(2) 応援職員の派遣（短期及び中・長期） (略)</p> <p>職員を派遣する県及び応援市町村は、職員派遣に備え、災害対応業務ごとに、あらかじめ派遣職員名簿や派遣職員要領を作成するなどして、大規模災害発生時に被災市町村及び全国の被災自治体へ応援職員を速やかに派遣できる体制を整備するものとする。 <u>また、派遣する応援職員が円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努めるものとする。</u> <u>さらに、</u>県及び市町村は土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努</p>	班	分掌事務	総務班 ( <u>防災推進課、危機管理課</u> )	(略)	<p>④その他修正 R8.4 組 126 織改正の反映</p> <p>④その他修正 R8.4 組 127 織改正の反映</p> <p>③県独自の修正 令和7年8月豪雨における初動対応（ソフト面）の検証結果Ⅶ早期に講じる対策②を反映</p> <p>①R7.7 防災基本計画修正（新旧表P18）の反映</p>	<p>126</p> <p>127</p> <p>129</p> <p>129</p>
班	分掌事務										
総務班 ( <u>危機管理防災課</u> )	(略)										
班	分掌事務										
総務班 ( <u>防災推進課、危機管理課</u> )	(略)										

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>第4節 応援要請（関係各部・関係機関）</p> <p>県及び市町村等の関係機関は、大規模災害時には、災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るものとする。</p> <p>災害が発生するおそれがある場合には、災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域的な応援体制を確立する。</p> <p><u>（新規）</u></p> <p>1. 関係機関との相互連絡（県知事公室、関係機関）</p> <p>(1) 国等との関係（県知事公室、関係各部 <u>（新規）</u>）</p> <p>県は、災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関又は指定地方行政機関に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請するものとする。このうち、職員の派遣については、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し要請し、或いは内閣総理大臣に対し指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求め、災害対策に万全を期するものとする。</p> <p><u>（新規）</u></p> <p>（略）</p>	<p>めるものとする。</p> <p>第4節 応援要請（関係各部、関係機関）</p> <p>県及び市町村等の関係機関は、大規模災害時には、災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るものとする。</p> <p>災害が発生するおそれがある場合には、災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域的な応援体制を確立する。</p> <p><u>また、県は、市町村に対して協定を締結すべき相手方などについて適切に助言するよう努めるものとする。</u></p> <p>1. 関係機関との相互連絡（県知事公室、関係機関）</p> <p>(1) 国等との関係（県知事公室、関係各部、<u>市町村</u>）</p> <p>県は、災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関又は指定地方行政機関に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請するものとする。このうち、職員の派遣については、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し要請し、或いは内閣総理大臣に対し指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求め、災害対策に万全を期するものとする。</p> <p><u>市町村は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関へ応急措置の実施の要請をするよう求めるものとする。</u></p> <p><u>市町村は、上段の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域における災害の状況を指定行政機関又</u></p>	<p>④その他修正 時点修正</p> <p>①R7.7 防災基本計画修正（新旧表 P13）の反映</p> <p>①R7.7 防災基本計画修正（新旧表 P33）の反映</p> <p>①R7.7 防災基本計画修正（新旧表 P33）の反映</p>	<p>133</p> <p>133</p> <p>133</p> <p>133</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>(2) 防災会議構成機関（関係機関） 大規模災害発生時には、単一の防災関係機関のみでは、応急対策活動に支障をきたすおそれがあることから、各機関は<u>平常時</u>から関係機関と十分に協議して、応援協力体制を確立しておくとともに、災害時には適切な応援協力を図るものとする。</p>	<p><u>は指定地方行政機関に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関又は指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、県からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。</u> (略)</p> <p>(2) 防災会議構成機関（関係機関） 大規模災害発生時には、単一の防災関係機関のみでは、応急対策活動に支障をきたすおそれがあることから、各機関は<u>平時</u>から関係機関と十分に協議して、応援協力体制を確立しておくとともに、災害時には適切な応援協力を図るものとする。</p>	<p>①R7.7 防災基本計画修正の反映（用字修正）</p>	<p>133</p>
<p>7. 施設災害応援要請計画（九州地方整備局） (2) 応援要請の手続き イ （略）この場合、<u>予め</u>、(略)</p>	<p>7. 施設災害応援要請計画（九州地方整備局） (2) 応援要請の手続き イ （略）この場合、<u>あらかじめ</u>、(略)</p>	<p>①R7.7 防災基本計画修正の反映（用字修正）</p>	<p>135</p>
<p>第6節 予警報等伝達（熊本地方气象台、県知事公室） 1. 予警報等の定義 (1) 気象等の特別警報、警報及び注意報 <u>大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、(新規) 重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、県内の市町村ごとに発表される。</u>  <u>(新規)</u></p>	<p>第6節 予警報等伝達（熊本地方气象台、県知事公室） 1. 予警報等の定義 (1) 気象等の特別警報、警報及び注意報 <u>気象現象により災害が発生するおそれがあるときなどには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときなどには「警報」が、重大な災害等が起こるおそれが大きく、避難が必要などには「危険警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、(削る) 県内の市町村ごとに発表される。</u> <u>また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により実際に危険度が高まっている場所は「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻ナウキャスト」等で発表される。</u></p>	<p>②防災気象情報の改善を踏まえた修正</p>	<p>140</p>

第1編 共通対策編

修正前		修正後		修正理由等	P																			
<p><u>また、大雨や洪水などの警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる</u>場合がある。</p> <p>ア <u>熊本地方気象台が発表する気象等の特別警報、警報、注意報の種類及び発表基準</u></p>		<p><u>なお、大雨(削る)の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、(削る)市町村等をまとめた地域の名称が用いられる</u>場合がある。</p> <p>ア <u>特別警報・危険警報・警報・注意報の名称と概要(警戒レベル相当情報)</u></p>		<p>②防災気象情報の改善を踏まえた修正</p>	<p>140</p>																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">特別警報</td> <td> <p><u>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</u></p> </td> </tr> <tr> <td> <p><u>大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいと予想されたときに発表される。</u></p> </td> </tr> <tr> <td> <p><u>暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいと予想されたときに発表される。</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>		種類	発表基準			特別警報	<p><u>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</u></p>	<p><u>大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいと予想されたときに発表される。</u></p>	<p><u>暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいと予想されたときに発表される。</u></p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">警報等の名称等</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">レベル5 特別警報 (警戒レベル5に相当)</td> <td>レベル5 大雨特別警報</td> <td><u>大雨による重大な浸水害等※1が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。</u></td> </tr> <tr> <td>レベル5 土砂災害特別警報</td> <td><u>大雨による重大な土砂災害が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。</u></td> </tr> <tr> <td>レベル5 氾濫特別警報</td> <td><u>河川※2氾濫による重大な災害が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。</u></td> </tr> <tr> <td>レベル5 高潮特別警報</td> <td><u>高潮による重大な浸水害等が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。</u></td> </tr> <tr> <td>レベル4 危険警報</td> <td>レベル4 大雨危険</td> <td><u>大雨による重大な浸水害等※1が起こるおそれが大きく、避難</u></td> </tr> </tbody> </table>		警報等の名称等		概要	レベル5 特別警報 (警戒レベル5に相当)	レベル5 大雨特別警報	<u>大雨による重大な浸水害等※1が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。</u>	レベル5 土砂災害特別警報	<u>大雨による重大な土砂災害が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。</u>	レベル5 氾濫特別警報	<u>河川※2氾濫による重大な災害が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。</u>	レベル5 高潮特別警報	<u>高潮による重大な浸水害等が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。</u>	レベル4 危険警報
種類	発表基準																							
特別警報	<p><u>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</u></p>																							
	<p><u>大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいと予想されたときに発表される。</u></p>																							
	<p><u>暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいと予想されたときに発表される。</u></p>																							
警報等の名称等		概要																						
レベル5 特別警報 (警戒レベル5に相当)	レベル5 大雨特別警報	<u>大雨による重大な浸水害等※1が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。</u>																						
	レベル5 土砂災害特別警報	<u>大雨による重大な土砂災害が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。</u>																						
	レベル5 氾濫特別警報	<u>河川※2氾濫による重大な災害が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。</u>																						
	レベル5 高潮特別警報	<u>高潮による重大な浸水害等が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。</u>																						
レベル4 危険警報	レベル4 大雨危険	<u>大雨による重大な浸水害等※1が起こるおそれが大きく、避難</u>																						

第1編 共通対策編

修正前		修正後		修正理由等	P		
種類	発表基準						
特別警報	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。	(警戒レベル4に相当)	警報 レベル4 土砂災害危険警報	が必要な状況の場合に発表。 大雨による重大な土砂災害が起こるおそれが大きく、避難が必要な状況の場合に発表。	②防災気象情報の改善を踏まえた修正	141
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。		レベル4 河川※2 氾濫危険警報	河川※2 氾濫による重大な災害が起こるおそれが大きく、避難が必要な状況の場合に発表。		
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。		レベル4 高潮危険警報	高潮による重大な災害が起こるおそれが大きく、避難が必要な状況の場合に発表。		
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 具体的な基準は資料編参照。	レベル3 警報 (警戒レベル3に相当)	レベル3 大雨警報	大雨による重大な浸水害等※1が起こるおそれがあり、一定時間以内に避難が必要な状況となる場合に発表。		
				レベル3 土砂災害警報	大雨による重大な土砂災害が起こるおそれがあり、一定時間以内に避難が必要な状況となる場合に発表。		
				レベル3 氾濫警報	河川※2 氾濫による重大な災害が起こるおそれがあり、一定時間以内に避難が必要な状況となる場合に発表。		
			レベル3	高潮による重大な災害が起こ			

第1編 共通対策編

修正前		修正後		修正理由等	P		
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。具体的な基準は資料編参照。	高潮警報	るおそれがあり、一定時間以内に避難が必要な状況となる場合に発表。	②防災気象情報の改善を踏まえた修正	141	
		大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。12時間の降雪の深さが、平地10cm以上、山地20cm以上になると予想される場合。	レベル2 大雨注意報			大雨による浸水害等※1が起こるおそれのある場合に発表。
	暴風警報		暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。平均風速20m/s以上になると予想される場合。	レベル2 土砂災害注意報			大雨による土砂災害が起こるおそれのある場合に発表。
			暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。 雪を伴い、平均風速20m/s以上になると予想される場合。			レベル2 氾濫注意報
				レベル2 高潮注意報			高潮による重大な災害が起こるおそれがある場合に発表。
		<p>※1 大雨の注意報・警報等は、内水氾濫による浸水害及び洪水予報河川以外の河川の外水氾濫を対象に発表。</p> <p>※2 洪水予報河川</p>					

第1編 共通対策編

修正前		修正後		修正理由等	P
		<u>イ 特別警報・警報・注意報の名称と概要（警戒レベル相当情報以外）</u>		②防災気象情報の改善を踏まえた修正	142
		<u>警報等の名称等</u>	<u>概要</u>		
警報	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 有義波高が内海2.5m以上、外海6.0m以上になると予想される場合。具体的な基準は資料編参照。	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表。	
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。市町村毎の海岸線の潮位が標高2.2～4.5m以上。具体的な基準は資料編参照。	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表。	
	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。具体的な基準は資料編参照。	特別警報 暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかけ。	
注意報		波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表。		
		警報	大雪警報	大雪により重大な災害が発生す	

第1編 共通対策編

修正前		修正後		修正理由等	P
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。具体的な基準は資料編参照。		<u>るおそれがあると予想されたときに発表。</u>		
	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 12時間の降雪の深さが平地3cm以上、山地5cm以上になると予想される場合。	暴風警報	<u>暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。</u>		
	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 平均風速10m/s以上になると予想される場合。	暴風雪警報	<u>雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかけ。</u>		
	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる災害」のおそれについても注意を呼びかける。 雪を伴い平均風速10m/s以上になると予想される場合。	波浪警報	<u>高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。</u>		
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 12時間の降雪の深さが平地3cm以上、山地5cm以上になると予想される場合。	注意報	大雪注意報	<u>大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。</u>	
			強風注意報	<u>強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。</u>	
			風雪注意報	<u>雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想された</u>	

第1編 共通対策編

修正前		修正後		修正理由等	P		
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 有義波高が内海1.5m以上、外海2.5m以上になると予想される場合。具体的な基準は資料編参照。		ときに発表。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかけ。	②防災気象情報の改善を踏まえた修正	143	
種類	発表基準		波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。			
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。市町村毎の海岸線の潮位が標高1.9～3.0m以上。具体的な基準は資料編参照。		濃霧注意報			濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
				雷注意報			落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加される場合あり。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけ。
				乾燥注意報			空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表。

第1編 共通対策編

修正前		修正後		修正理由等	P
注 意 報	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 濃霧によって視程が陸上で100m以下、海上で500m以下になると予想される場合。	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。	
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあると発表。	
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。 実効湿度が65%以下で最小湿度が40%以下になると予想される場合。	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあると発表。	
			融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、浸水害、土砂災害等が発生するおそれがあると発表。	
			霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。 具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあると発表。	

第1編 共通対策編

修正前		修正後		修正理由等	P
	<p><u>「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</u></p> <p><u>積雪の深さ100cm以上で、1. 気温3℃以上の好天 2. 低気圧等による降雨 3. 降雪の深さが30cm以上のいずれかが予想される場合。</u></p>		<p><u>低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。</u>具体的には、<u>低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表。</u></p>		
	<p><u>著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</u></p> <p><u>具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。</u></p> <p><u>大雪警報、大雪注意報の条件下で気温が-2℃から+2℃と予想される場合。</u></p>				
	<p><u>著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</u></p> <p><u>具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。</u></p> <p><u>大雪警報、大雪注意報の条件下で気温が-2℃から+2℃と予想される場合。</u></p>				



第1編 共通対策編

修正前		修正後	修正理由等	P
	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれがあるときに発表される。11月20日までの早霜、3月20日以降の晩霜で最低気温3℃以下になると予想される場合。	<u>(上記の表に差し替え)</u>	②防災気象情報の改善を踏まえた修正	144
<u>種 類</u>	<u>発 表 基 準</u>			
<u>低温注意報</u>	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。 冬期:平地で最低気温が-5℃以下になると予想される場合。 夏期:日平均気温が平年より4℃以上低い日が3日続いたあと、さらに2日以上続くと予想される場合。			

第1編 共通対策編

修正前		修正後	修正理由等	P
注 意 報	融雪注意報	<u>(上記の表に差し替え)</u>		
	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。			
<p>(注) 土壌雨量指数とは、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを指数化したもので、土砂災害発生の危険度を示す指標です。土壌雨量指数基準は、1 km格子<u>毎</u>に値を設定していますが、資料編にある基準表には各市町村等の区域における基準の最低値を示しています。なお、1 km格子<u>毎</u>の基準は気象庁ホームページに掲載されています。</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) (いつ) (略)</p> <p>(どこで) 警戒又は注意すべき地域……概ね一次細分区域<u>毎</u></p> <p>(何が) 警戒又は注意すべき対象災害……土砂災害、浸水害、高波など具体的に示すの要素で構成し、概ね一次細分区域ごとに、できる限り簡明な記載を行う。なお、伝達される警報、注意報文には、量的予報等の市町村<u>毎</u>の詳細な情報が含まれないため、別途、気象庁ホームページ等での確認が必要である。</p> <p>イ 気象等の特別警報・警報・<u>(新規)</u>・注意報の地域細分発表</p> <p>警戒又は注意を要する区域を指定して気象等の特別警報、<u>(新規)</u>、警報、注意報を発表する場合の細分区域は、次の「熊本県予報区域細分図」のとおりである。</p>		<p>(注) 土壌雨量指数とは、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを指数化したもので、土砂災害発生の危険度を示す指標です。土壌雨量指数基準は、1 km格子<u>ごと</u>に値を設定していますが、資料編にある基準表には各市町村等の区域における基準の最低値を示しています。なお、1 km格子<u>ごと</u>の基準は気象庁ホームページに掲載されています。</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) (いつ) (略)</p> <p>(どこで) 警戒又は注意すべき地域……概ね一次細分区域<u>ごと</u></p> <p>(何が) 警戒又は注意すべき対象災害……土砂災害、浸水害、高波など具体的に示すの要素で構成し、概ね一次細分区域ごとに、できる限り簡明な記載を行う。なお、伝達される警報、注意報文には、量的予報等の市町村<u>ごと</u>の詳細な情報が含まれないため、別途、気象庁ホームページ等での確認が必要である。</p> <p>イ 気象等の特別警報・<u>危険警報</u>・警報・注意報の地域細分発表</p> <p>警戒又は注意を要する区域を指定して気象等の特別警報、<u>危険警報</u>、警報、注意報を発表する場合の細分区域は、次の「熊本県予報区域細分図」のとおりである。</p>	<p>①R7.7 防災基本計画修正の反映（用字修正）</p> <p>①R7.7 防災基本計画修正の反映（用字修正）</p> <p>①R7.7 防災基本計画修正の反映（用字修正）</p> <p>②防災気象情報の改善を踏まえた修正</p>	<p>144</p> <p>144</p> <p>145</p> <p>145</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P														
<p>なお、熊本県内の細分区域等の名称は、次のとおりである。 「熊本県予報区域細分図」</p>	<p>なお、熊本県内の細分区域等の名称は、次のとおりである。 「熊本県予報区域細分図」</p>	<p>②防災気象情報の改善を踏まえた修正</p>	<p>145</p>														
																	
<table border="1" data-bbox="235 973 907 1292"> <thead> <tr> <th>一次細分区域</th> <th>市町村等をまとめた地域</th> <th>二次細分区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">熊本県</td> <td>熊本地方</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域	熊本県	熊本地方	(略)	(略)	(略)	<table border="1" data-bbox="952 973 1635 1364"> <thead> <tr> <th>一次細分区域</th> <th>市町村等をまとめた地域</th> <th>二次細分区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">熊本県</td> <td>熊本地方</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域	熊本県	熊本地方	(略)	(略)	(略)
一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域															
熊本県	熊本地方	(略)															
	(略)	(略)															
一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域															
熊本県	熊本地方	(略)															
	(略)	(略)															

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P				
<p>(2) 気象情報</p> <p>気象情報は、気象業務法に基づき、観測の成果の発表や予報事項に関する情報を、住民及び関係機関に対し発表し、円滑な防災活動ができるように支援するもので、その情報は次の3つに大別される。</p> <p>ア 災害に結びつくような顕著な現象の発現が予想されるが警報・注意報等を未だ行うに至らない場合などに予告的に発表する予告的情報。</p> <p>イ 顕著な現象が切迫しているかあるいは発現して、特別警報、(新規)、警報や注意報などを行っている場合などに、特別警報、(新規)、警報、注意報を補完するための補完的情報。</p> <p>ウ 大雨警報を発表中の二次細分区域において、キキクル(気象庁)の「危険」(紫)が出現しかつ、数年に一度しか起こらないような短時間の猛烈な雨(熊本県では1時間110mm以上)を観測若しくは解析した場合に、さらに強く警戒を呼び掛ける「熊本県記録的短時間大雨情報」。</p>	<p>(2) キキクル</p> <p><b>【キキクル等の種類と概要】</b></p> <table border="1" data-bbox="952 347 1630 1412"> <thead> <tr> <th data-bbox="952 347 1120 391">種 類</th> <th data-bbox="1120 347 1630 391">概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="952 391 1120 1412">土砂キキクル</td> <td data-bbox="1120 391 1630 1412"> <p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。</p> <p>最大6時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の組み合わせの予測を用いて常時10分ごとに更新しており、土砂災害の警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。</li> <li>・「危険」(紫)：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」(赤)：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベ</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	種 類	概 要	土砂キキクル	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。</p> <p>最大6時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の組み合わせの予測を用いて常時10分ごとに更新しており、土砂災害の警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。</li> <li>・「危険」(紫)：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」(赤)：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベ</li> </ul>	<p>②防災気象情報の改善を踏まえた修正</p>	<p>146</p>
種 類	概 要						
土砂キキクル	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。</p> <p>最大6時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の組み合わせの予測を用いて常時10分ごとに更新しており、土砂災害の警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。</li> <li>・「危険」(紫)：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」(赤)：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベ</li> </ul>						

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
	<p><u>ル2に相当。</u></p> <p><u>浸水キキクル</u> <u>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。</u></p> <p><u>1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨の警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</u></p> <p><u>・「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。</u></p> <p><u>・「危険」(紫): 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。</u></p> <p><u>・「警戒」(赤): 高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。</u></p> <p><u>・「注意」(黄): ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</u></p> <p><u>洪水キキクル</u> <u>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)</u></p>		

第1編 共通対策編

修正前	修正後		修正理由等	P
		<p><u>の洪水災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨の警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。</u></li> <li><u>・「危険」(紫)：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。</u></li> <li><u>・「警戒」(赤)：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。</u></li> <li><u>・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</u></li> </ul>		P
	<p><u>流域雨量指数の予測値</u></p>	<p><u>各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛</u></p>		

第1編 共通対策編

修正前	修正後		修正理由等	P
		<p><u>水型内水氾濫」の危険度)の高まりの予測を、警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測(解析雨量及び降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。</u></p>		
<p><u>(新規)</u></p>	<p><u>(参考)大雨キキクル</u></p>	<p><u>浸水キキクルと洪水キキクルのメッシュを重ね合わせ、危険度の高い色を優先的に表示したもの。</u></p>	<p>②防災気象情報の改善を踏まえた修正</p>	<p>146</p>
<p><u>(新規)</u></p>		<p><u>(3)早期注意情報(警報級の可能性)</u>  <u>5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から明後日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(天草・芦北地方など)で、3日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(熊本県など)で発表される。大雨、土砂災害、高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</u></p> <p><u>(4)時系列情報(明日までの警報等の見通し)</u>  <u>特別警報・危険警報・警報・注意報に先立って、市町村単位で、警報級の現象の発生が想定される時間帯(土砂災害の警報・危険警報、高潮の注意報・警報・危険警報については情報の発表が想定される時間帯)の見通しを「災害切迫」(黒)、「危険」(紫)、「警戒」(赤)、「注意」(黄)の色で表示する。翌日までの3時間ごとの気象状況の見通しが1日4回発表される。</u>  <u>なお、警報等の見通しが大きく変わった場合には、必要に応じて定時の発表を待たず臨時で発表される。</u></p>	<p>②防災気象情報の改善を踏まえた修正</p>	<p>147</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p><u>(新規)</u></p>	<p><u>(5)熊本県気象防災速報</u>  <u>気象情報のうち、警戒レベル相当情報やそれ以外の警報等を補足する情報として、線状降水帯など顕著現象が発生または発生しつつある場合に「気象防災速報」を発表する。熊本県気象防災速報で伝える情報は以下である。</u>  <u>ア. 気象防災速報（記録的短時間大雨）</u>  <u>レベル3大雨警報等を発表中かつ大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせて分析）された場合に、気象庁から「熊本県気象防災速報（記録的短時間大雨）」という表題の情報が発表される。熊本県の雨量による発表基準は、1時間110ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。」</u>  <u>イ. 気象防災速報（線状降水帯発生）</u>  <u>大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「熊本県気象防災速報（線状降水帯発生）」という表題の情報が発表される。</u>  <u>※ 上記ア、イに該当する情報が発表されたときは、土砂災害及び低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような大雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。</u>  <u>ウ. 気象防災速報（線状降水帯直前予測）</u>  <u>線状降水帯発生の可能性が高まった場合には、線状降水帯発生の2～3時間前を目安に、予測情報として「熊本県気象防災速報（線状降水帯直前予測）」という表題の情報が発表される。</u>  <u>エ. 気象防災速報（竜巻注意／竜巻目撃）</u>  <u>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による</u></p>	<p>②防災気象情報の改善を踏まえた修正</p>	<p>147</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
	<p><u>激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（熊本県熊本地方など）で気象防災速報（竜巻注意）として気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻ナウキャストで確認することができる。</u></p> <p><u>また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位で気象防災速報（竜巻目撃）として発表される。</u></p> <p><u>これらの情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。</u></p> <p><u>(6) 全般気象解説情報、九州北部地方気象解説情報、熊本県気象解説情報</u></p> <p><u>気象の予報等について、警報等に先立って注意・警戒を呼びかけられる場合や、警報等が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。表題は、「気象解説情報（大雨・落雷・突風）」のように、（ ）内に注目される現象のキーワードが付記される。</u></p> <p><u>気象解説情報のうち、線状降水帯による大雨の可能性が ある程度高いことが予想された場合に、大雨に対する心構えを一段高めていただくことを目的として、半日程度前から「気象解説情報（線状降水帯半日前予測）」という表題で発表される。台風に関する情報については「気象解説情報（台風第〇号）」という表題で発表される。</u></p> <p><u>また、大雨や土砂災害の警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの全般・地方・府県気象解説情報が発表される場合がある。</u></p>	<p>②防災気象情報の改善を踏まえた修正</p>	<p>147</p>
<p>(3)～(12) (略)</p> <p>(13) 指定河川（白川、緑川水系、球磨川、菊池川水系）洪水予報の発表基準</p>	<p>(7)～(16) (略)</p> <p>(17) 菊池川水系、白川、緑川水系、球磨川洪水予報（氾濫特別警報・危険警報・警報・注意報）</p>	<p>②防災気象情報の改善を踏まえた修正</p>	<p>149</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P														
<p><u>白川、緑川水系、球磨川、菊池川水系の洪水に関して、国土交通省熊本河川国道事務所・八代河川国道事務所・菊池川河川事務所と熊本地方気象台が共同して行う白川、緑川水系、球磨川、菊池川水系洪水予報の種類は次のとおりである。</u></p>	<p><u>河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。菊池川水系については、菊池川河川事務所と熊本地方気象台、白川、緑川水系については熊本河川国道事務所と熊本地方気象台、球磨川については八代河川国道事務所と熊本地方気象台が共同で下表の標題により発表される。警戒レベル2及び3～5に相当する。</u></p> <p><u>また、令和2年3月にとりまとめられた河川・気象情報の改善に関する検証報告書に基づき、国土交通省と共同で指定河川洪水予報を実施する河川、及び、都道府県と共同で指定河川洪水予報を実施する一部河川においては、大雨特別警報の警報等への切替時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合には、臨時の指定河川洪水予報を発表する。</u></p>	<p>②防災気象情報の改善を踏まえた修正</p>	<p>150</p>														
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="210 876 763 908">種類</th> <th data-bbox="763 876 909 908">発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="210 908 763 979"><u>氾濫注意情報（洪水注意報）</u> (警戒レベル2相当情報[洪水])</td> <td data-bbox="763 908 909 979">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="210 979 763 1051"><u>氾濫警戒情報（洪水警報）</u> (警戒レベル3相当情報[洪水])</td> <td data-bbox="763 979 909 1051">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="210 1051 763 1123"><u>氾濫危険情報（洪水警報）</u> (警戒レベル4相当情報[洪水])</td> <td data-bbox="763 1051 909 1123">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="210 1123 763 1195"><u>氾濫発生情報（洪水警報）</u> (警戒レベル5相当情報[洪水])</td> <td data-bbox="763 1123 909 1195">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種類			発表基準	<u>氾濫注意情報（洪水注意報）</u> (警戒レベル2相当情報[洪水])	(略)	<u>氾濫警戒情報（洪水警報）</u> (警戒レベル3相当情報[洪水])	(略)	<u>氾濫危険情報（洪水警報）</u> (警戒レベル4相当情報[洪水])	(略)	<u>氾濫発生情報（洪水警報）</u> (警戒レベル5相当情報[洪水])	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="943 876 1173 908">名称</th> <th data-bbox="1173 876 1626 908">概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="943 908 1173 1315"> <u>レベル5</u>  <u>氾濫特別警報</u>  <u>氾濫発生情報</u> </td> <td data-bbox="1173 908 1626 1315"> <u>氾濫が発生又は切迫したとき、氾濫が継続しているときに発表される。</u>  <u>新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="943 1315 1173 1431"> <u>レベル4</u>  <u>氾濫危険警報</u> </td> <td data-bbox="1173 1315 1626 1431"> <u>氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続してい</u> </td> </tr> </tbody> </table>	名称	概要	<u>レベル5</u> <u>氾濫特別警報</u> <u>氾濫発生情報</u>	<u>氾濫が発生又は切迫したとき、氾濫が継続しているときに発表される。</u> <u>新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。</u>
種類	発表基準																
<u>氾濫注意情報（洪水注意報）</u> (警戒レベル2相当情報[洪水])	(略)																
<u>氾濫警戒情報（洪水警報）</u> (警戒レベル3相当情報[洪水])	(略)																
<u>氾濫危険情報（洪水警報）</u> (警戒レベル4相当情報[洪水])	(略)																
<u>氾濫発生情報（洪水警報）</u> (警戒レベル5相当情報[洪水])	(略)																
名称	概要																
<u>レベル5</u> <u>氾濫特別警報</u> <u>氾濫発生情報</u>	<u>氾濫が発生又は切迫したとき、氾濫が継続しているときに発表される。</u> <u>新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。</u>																
<u>レベル4</u> <u>氾濫危険警報</u>	<u>氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続してい</u>																

第1編 共通対策編

修正前	修正後		修正理由等	P
		<p><u>るとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。</u></p> <p><u>いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。</u></p>		
	<p><u>レベル3</u> <u>氾濫警報</u></p>	<p><u>氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。</u></p> <p><u>高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。</u></p>		

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>(14)～(15) (略)</p> <p>(16) 土砂災害警戒情報  <u>土砂災害警戒情報とは、熊本県と熊本地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）または大雨特別警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まった時、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村毎、八代市、天草市及び山都町については東部・西部に分割して発表する。</u></p> <p>2. 予警報等の伝達系統            (1) 気象予警報の伝達系統            ア 気象等の特別警報・<u>(新規)</u>・警報・注意報は、迅速かつ的確に伝達し、住民に周知させるものとする。            (略)            次の種類の特別警報・<u>(新規)</u>・警報・注意報の伝達系統は、資料編のとおりである。            (ア) 特別警報…暴風、暴風雪、大雨、<u>(新規)</u>、大雪、<u>(新規)</u>、高潮及び波浪特別警報</p>	<p><u>レベル2</u> <u>氾濫注意報</u></p> <p><u>氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。</u>  <u>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2。</u></p> <p>(18)～(19) (略)  <u>(削る)</u></p> <p>2. 予警報等の伝達系統            (1) 気象予警報の伝達系統            ア 気象等の特別警報・<u>危険警報</u>・警報・注意報は、迅速かつ的確に伝達し、住民に周知させるものとする。            (略)            次の種類の特別警報・<u>危険警報</u>・警報・注意報の伝達系統は、資料編のとおりである。            (ア) 特別警報…暴風、暴風雪、大雨、<u>土砂災害</u>、大雪、<u>氾濫</u>、高潮及び波浪特別警報</p>	<p>②防災気象情報の改善を踏まえた修正</p> <p>②防災気象情報の改善を踏まえた修正</p> <p>②防災気象情報の改善を踏まえた修正</p>	<p>150</p> <p>150</p> <p>151</p>

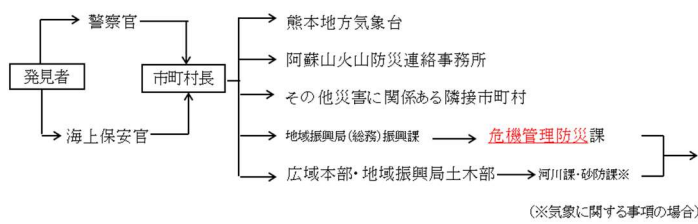
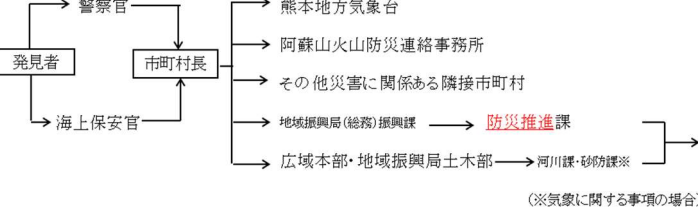
第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>(新規) (イ) 警 報…暴風、暴風雪、大雨、(新規)、大雪、<u>洪水</u>、高潮及び波浪警報 (ウ) 注 意 報…風雪、強風、大雨、(新規)、大雪、濃霧、雷、<u>洪水</u>、乾燥、霜、低温、着氷(雪)、なだれ、融雪、高潮及び波浪注意報 (略)</p> <p>イ 津波警報等の伝達系統は、資料編及び地震・津波災害対策編のとおりである。 津波警報等について、<u>東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社</u>から沿岸市町への伝達系統は、資料編のとおりである。</p> <p>(4) 土砂災害に関する情報の伝達系統 <u>土砂災害警戒情報</u>は迅速かつ的確に伝達し、住民に周知するものとする。なお、<u>土砂災害警戒情報</u>の伝達系統は、資料編のとおりである。</p> <p>3. 予警報等の取扱い (1) 県における取扱い ア 本庁における取扱い (ア) 特別警報・(新規)・警報・注意報等 熊本地方気象台から特別警報・(新規)・警報・注意報等が通報されたときは、<u>危機管理防災課</u>長、河川課長は、それぞれ前記2で定めた伝達系統により各市町村長、その他関係機関に伝達するものとし、予想される事態に対し、とるべき措置等を併せて指示するものとする。 このうち、特別警報については、市町村に対して最大級の警戒を行うとともに、災害即応体制の確立に努め、状況に応じて避難指示や緊急安全確保の発令を行う<u>ように</u>、<u>記録的短時間大雨情報</u>や<u>土砂災害警戒情報</u>などの重</p>	<p>(イ) <u>危険警報…大雨、土砂災害、氾濫及び高潮危険警報</u> (ウ) 警 報…暴風、暴風雪、大雨、<u>土砂災害</u>、大雪、<u>氾濫</u>、高潮及び波浪警報 (エ) 注 意 報…風雪、強風、大雨、<u>土砂災害</u>、大雪、濃霧、雷、<u>氾濫</u>、乾燥、霜、低温、着氷(雪)、なだれ、融雪、高潮及び波浪注意報 (略)</p> <p>イ 津波警報等の伝達系統は、資料編及び地震・津波災害対策編のとおりである。 津波警報等について、<u>NTT 東日本株式会社又は NTT 西日本株式会社</u>から沿岸市町への伝達系統は、資料編のとおりである。</p> <p>(4) 土砂災害に関する情報の伝達系統 <u>レベル4土砂災害危険警報</u>は迅速かつ的確に伝達し、住民に周知するものとする。なお、<u>レベル4土砂災害危険警報</u>の伝達系統は、資料編のとおりである。</p> <p>3. 予警報等の取扱い (1) 県における取扱い ア 本庁における取扱い (ア) 特別警報・<u>危険警報</u>・警報・注意報等 熊本地方気象台から特別警報・<u>危険警報</u>・警報・注意報等が通報されたときは、<u>防災推進課</u>長、河川課長は、それぞれ前記2で定めた伝達系統により各市町村長、その他関係機関に伝達するものとし、予想される事態に対し、とるべき措置等を併せて指示するものとする。 このうち、特別警報については、市町村に対して最大級の警戒を行うとともに、災害即応体制の確立に努め、状況に応じて避難指示や緊急安全確保の発令を行う<u>ものとする</u>。</p>	<p>④その他修正 社名変更に伴う修正</p> <p>②防災気象情報の改善を踏まえた修正</p> <p>②防災気象情報の改善を踏まえた修正</p> <p>④その他修正 R8.4 組織改正の反映</p>	<p>151</p> <p>151</p> <p>151</p> <p>151</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>要な気象関係情報については、市町村に対して更なる警戒強化と避難指示等の発令を促すように、広域本部及び地域振興局（総務）振興課に指示するものとする。</p> <p><u>また、危機管理防災課</u>長は、熊本地方気象台から特別警報・警報・注意報等が通報されたときは、必要に応じて、熊本地方気象台等に対し、電話等で通報の内容や最新の気象関係情報について確認を行うものとする。</p> <p>イ 県出先機関における取扱い （ア）広域本部及び地域振興局（総務）振興課においては、<u>危機管理防災課</u>長から伝達を受けた特別警報・<u>（新規）</u>・警報・注意報等及び指示事項については、直ちに各部長及び関係機関の長に伝達するものとする。</p> <p>特に、市町村に対して、特別警報については、最大級の警戒を行うとともに、災害即応体制の確立に努め、状況に応じて避難指示や緊急安全確保の発令を行うように、<u>記録的短時間大雨情報</u>や<u>土砂災害警戒情報</u>などの重要な気象関係情報については、更なる警戒強化と避難指示等の発令を促すものとする。</p> <p>ウ 県民や自主防災組織等への情報提供 県（<u>危機管理防災課</u>）は、市町村、消防機関、報道機関等を通じた予警報等の提供に加えて、情報提供を希望する県民や自主防災組織等に対して、「県防災情報メールシステム」による防災情報の配信を実施する。</p> <p>(3)熊本海上保安部における措置 熊本海上保安部は、気象、地象、津波、高潮及び波浪に関する特別警報、<u>（新規）</u>・警報の通知を受けたときは、速やかに航海中及び入港中の船舶並びに関係事業者</p>	<p><u>また、気象防災速報（記録的短時間大雨）</u>などの重要な気象関係情報については、市町村に対して更なる警戒強化と避難指示等の発令を、<u>特に夜にあっては、避難行動が危険になることから緊急安全確保の発令を促すように</u>、広域本部及び地域振興局（総務）振興課に指示するものとする。</p> <p><u>さらに、防災推進課</u>長は、熊本地方気象台から特別警報・警報・注意報等が通報されたときは、必要に応じて、熊本地方気象台等に対し、電話等で通報の内容や最新の気象関係情報について確認を行うものとする。</p> <p>イ 県出先機関における取扱い （ア）広域本部及び地域振興局（総務）振興課においては、<u>防災推進課</u>長から伝達を受けた特別警報・<u>危険警報</u>・警報・注意報等及び指示事項については、直ちに各部長及び関係機関の長に伝達するものとする。</p> <p>特に、市町村に対して、特別警報については、最大級の警戒を行うとともに、災害即応体制の確立に努め、状況に応じて避難指示や緊急安全確保の発令を行う<u>ものとする</u>。</p> <p><u>また、気象防災速報（記録的短時間大雨）</u>や<u>レベル4土砂災害危険警報</u>などの重要な気象関係情報については、更なる警戒強化と避難指示等の発令を、<u>特に夜にあっては、避難行動が危険になることから緊急安全確保の発令を促すものとする</u>。</p> <p>ウ 県民や自主防災組織等への情報提供 県（<u>防災推進課</u>・<u>危機管理課</u>）は、市町村、消防機関、報道機関等を通じた予警報等の提供に加えて、情報提供を希望する県民や自主防災組織等に対して、「県防災情報メールシステム」による防災情報の配信を実施する。</p> <p>(3)熊本海上保安部における措置 熊本海上保安部は、気象、地象、津波、高潮及び波浪に関する特別警報、<u>危険警報</u>・警報の通知を受けたときは、速やかに航海中及び入港中の船舶並びに関係事業者</p>	<p>②防災気象情報の改善を踏まえた修正</p> <p>④その他修正 R8.4 組織改正の反映</p> <p>②防災気象情報の改善を踏まえた修正</p> <p>④その他修正 R8.4 組織改正の反映</p> <p>④その他修正 R8.4 組織改正の反映</p> <p>②防災気象情報の改善を踏まえた修正</p>	<p>151</p> <p>152</p> <p>152</p> <p>152</p> <p>153</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>するものとする。</p> <p>(4) <u>西日本電信電話株式会社</u>における措置  <u>西日本電信電話株式会社</u>は、気象業務法（第15条）に基づき、警報等の通知を受けたときは速やかに関係市町村長に伝達するものとする。</p>	<p>知するものとする。</p> <p>(4) <u>NTT 西日本株式会社</u>における措置  <u>NTT 西日本株式会社</u>は、気象業務法（第15条）に基づき、警報等の通知を受けたときは速やかに関係市町村長に伝達するものとする。</p>	<p>④その他修正 社名変更に伴う修正</p>	<p>153</p>
<p>4. 予警報等伝達責任者                      (略)</p> <p>(1) 県（本庁）広報課、<u>危機管理防災課</u>・消防保安課、河川課、砂防課 各1名</p>	<p>4. 予警報等伝達責任者                      (略)</p> <p>(1) 県（本庁）広報課、<u>防災推進課</u>・<u>危機管理課</u>・消防保安課、河川課、砂防課 各1名</p>	<p>④その他修正 R8.4 組織改正の反映</p>	<p>153</p>
<p>5. 異常発見時における措置                      (3) 異常現象を発見した場合における通報は、次により迅速に通報するものとする。</p> <p>ア 系統</p>  <p>(※気象に関する事項の場合)</p>	<p>5. 異常発見時における措置                      (3) 異常現象を発見した場合における通報は、次により迅速に通報するものとする。</p> <p>ア 系統</p>  <p>(※気象に関する事項の場合)</p>	<p>④その他修正 R8.4 組織改正の反映</p>	<p>154</p>
<p>6. 気象等伝達についての応急措置等                      (1) 災害の発生その他の事情により、気象等の伝達について、2及び3に定める措置によることができないときは、関係機関は相互に連絡協力して、特別警報・<u>(新規)</u>・警報・注意報を市町村民に周知させるための措置を講ず</p>	<p>6. 気象等伝達についての応急措置等                      (1) 災害の発生その他の事情により、気象等の伝達について、2及び3に定める措置によることができないときは、関係機関は相互に連絡協力して、特別警報・<u>危険警報</u>・警報・注意報を市町村民に周知させるための措置を</p>	<p>②防災気象情報の改善を踏まえた修正</p>	<p>154</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>ることとする。</p> <p>(2) 気象業務法第15条及び第15条の2に基づく<u>東日本電信電話株式会社</u>又は<u>西日本電信電話株式会社</u>から市町村長あての警報事項の伝達は次のとおりである。なお、市町村はラジオ等を整備し、熊本地方気象台が発表する特別警報、<u>(新規)</u>・警報、注意報、気象情報、予報等の内容に注意するよう努めるものとする</p> <p>ア 特別警報・<u>(新規)</u>・警報を行ったときは、その警報文の全文</p> <p>イ 特別警報・<u>(新規)</u>・警報を解除したときは、その旨</p> <p>ウ 特別警報・<u>(新規)</u>・警報が注意報に切替えられたときは、その注意報文の全文</p>	<p>講ずることとする。</p> <p>(2) 気象業務法第15条及び第15条の2に基づく<u>NTT東日本株式会社</u>又は<u>NTT西日本株式会社</u>から市町村長あての警報事項の伝達は次のとおりである。なお、市町村はラジオ等を整備し、熊本地方気象台が発表する特別警報、<u>危険警報</u>・警報、注意報、気象情報、予報等の内容に注意するよう努めるものとする</p> <p>ア 特別警報・<u>危険警報</u>・警報を行ったときは、その警報文の全文</p> <p>イ 特別警報・<u>危険警報</u>・警報を解除したときは、その旨</p> <p>ウ 特別警報・<u>危険警報</u>・警報が注意報に切替えられたときは、その注意報文の全文</p>	<p>④その他修正 社名変更に伴う修正</p> <p>②防災気象情報の改善を踏まえた修正</p>	<p>155</p> <p>155</p>
<p>第7節 通信施設利用（関係機関） （略）</p> <p>なお、各機関においては、あらかじめ、通信回線を多重化すること等により、災害に強い情報通信網の構築を図るとともに、定期的な訓練等を通じた<u>平常時</u>からの連携体制の構築を図る。</p> <p>1. 通常の場合における通信施設の利用</p> <p>(1) 加入電話による通信</p> <p>災害時における災害時における通信施設の利用は、通常、それぞれの災害対策関係機関の加入電話により通信連絡する。なお、災害対策関係機関は、災害時における市外通話の優先的利用を行うため、<u>平常時</u>からNTT西日本熊本支店に連絡し、災害時優先電話の指定を受けておくものとする。</p> <p>(2) 電報による通信</p> <p>災害のための緊急を要する電報発信に当たっては、<u>西日本電信電話株式会社</u>が定める「電報サービス契約約款」（平成11年西企営第2号）の定めるところによることとし、発</p>	<p>第7節 通信施設利用（関係機関） （略）</p> <p>なお、各機関においては、あらかじめ、通信回線を多重化すること等により、災害に強い情報通信網の構築を図るとともに、定期的な訓練等を通じた<u>平時</u>からの連携体制の構築を図る。</p> <p>1. 通常の場合における通信施設の利用</p> <p>(1) 加入電話による通信</p> <p>災害時における災害時における通信施設の利用は、通常、それぞれの災害対策関係機関の加入電話により通信連絡する。なお、災害対策関係機関は、災害時における市外通話の優先的利用を行うため、<u>平時</u>からNTT西日本熊本支店に連絡し、災害時優先電話の指定を受けておくものとする。</p> <p>(2) 電報による通信</p> <p>災害のための緊急を要する電報発信に当たっては、<u>NTT西日本株式会社</u>が定める「電報サービス契約約款」（平成11年西企営第2号）の定めるところによることとし、発</p>	<p>①R7.7 防災基本計画修正の反映（用字修正）</p> <p>①R7.7 防災基本計画修正の反映（用字修正）</p> <p>④その他修正 社名変更に伴う修正</p>	<p>156</p> <p>156</p> <p>157</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>ととし、発信人はその旨を電報サービス取扱所に申し出ることとする。</p> <p>2. 非常通信の利用 (4) 取扱料等 ア 料金は、原則として無料である。次の電報については、<u>西日本電信電話株式会社</u>扱いでも料金は免除される。 (エ) 災害に際し、<u>西日本電信電話株式会社</u>が指定する地域及び期間において、被災者が発信する被災状況の通報又は救援を求めることを内容とする電報であって、<u>西日本電信電話株式会社</u>が定める条件に適合するもの。</p> <p>3. 通信が途絶した場合における措置 (3) 電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び住民に対して<u>わかりやすく</u>情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。</p>	<p>信人はその旨を電報サービス取扱所に申し出ることとする。</p> <p>2. 非常通信の利用 (4) 取扱料等 ア 料金は、原則として無料である。次の電報については、<u>NTT西日本株式会社</u>扱いでも料金は免除される。 (エ) 災害に際し、<u>NTT西日本株式会社</u>が指定する地域及び期間において、被災者が発信する被災状況の通報又は救援を求めることを内容とする電報であって、<u>NTT西日本株式会社</u>が定める条件に適合するもの。</p> <p>3. 通信が途絶した場合における措置 (3) 電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び住民に対して<u>分かりやすく</u>情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。</p>	<p>④その他修正 社名変更に伴う修正</p>	159
<p>第8節 情報収集・共有及び被害報告取扱（県知事公室、関係機関）</p> <p>(略)</p> <p>また、大規模地震・津波発生時における各種地震情報、津波情報、被害発生に係る情報及び防災関係機関が実施する活動情報等は、応急活動等を効果的に実施するために重要であるので、情報の収集、連絡を迅速かつ効果的に行い、被害規模の早期把握に努めるものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>第8節 情報収集・共有及び被害報告取扱（県知事公室、関係機関）</p> <p>(略)</p> <p>また、大規模地震・津波発生時における各種地震情報、津波情報、被害発生に係る情報及び防災関係機関が実施する活動情報等は、応急活動等を効果的に実施するために重要であるので、情報の収集、連絡を迅速かつ効果的に行い、被害規模の早期把握に努めるものとする。</p> <p><u>県及び市町村は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、無人航空機、船舶、車両、SAR衛星を</u></p>	<p>①R7.7 防災基本計画修正の反映（用字修正）</p>	159
		<p>①R7.7 防災基本計画修正（新旧表P15）の反映</p>	161

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>3. 防災情報共有システムの活用 (略)</p> <p>また、県及び市町村は、防災情報共有システム（県防災情報ネットワークシステムや県統合型防災情報システム、防災情報提供システムを含む）を活用して、各種防災情報の効率的な収集及び情報に基づく意思決定の迅速化、防災関係機関相互の情報の共有化を図る<u>(新規)</u>ものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(略)</p> <p>なお、平時から県、市町村及び関係機関は、各種防災情報端末操作や利活用方法の習熟を図るものとする。</p> <p>4. 被害等の調査・報告 (2) 市町村による調査等 <u>(新規)</u></p> <p>市町村は、防災行政無線、消防無線等の活用及び自主防災組織や自治会・町内会からの情報をもとに、管内の被</p>	<p><u>含む人工衛星等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、航空機運用総合調整システム（FOCS）、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。</u></p> <p>3. 防災情報共有システムの活用 (略)</p> <p>また、県及び市町村は、防災情報共有システム（県防災情報ネットワークシステムや県統合型防災情報システム、防災情報提供システムを含む）を活用して、各種防災情報の効率的な収集及び情報に基づく意思決定の迅速化、防災関係機関相互の情報の共有化を図る<u>とともに、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、国の新総合防災情報システム（SOBO-WEB）に集約できるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>県及び市町村は、災害時に災害対応基本共有情報（EEI）に基づいた関係機関との迅速な情報連携を行えるよう、あらかじめ、関連システムの整備に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>なお、平時から県、市町村及び関係機関は、各種防災情報端末操作や利活用方法の習熟を図る<u>とともに、被害情報把握の遅れないようデジタルツールの習熟や消防団・自主防災組織等との連携強化を図るものとする。</u></p> <p>4. 被害等の調査・報告 (2) 市町村による調査等</p> <p><u>発災当初においては、一時的な通信の途絶や情報共有不足により孤立集落の状況把握が遅れるおそれがあるため、衛星通信機器などの情報収集手段の導入や代替手段</u></p>	<p>①R7.7 防災基本計画修正（新旧表P15）の反映</p> <p>③県独自の修正 令和7年8月豪雨における初動対応（ソフト面）の検証結果Ⅶ早期に講じる対策⑤を反映</p> <p>③県独自の修正 令和7年8月豪雨における初動対応（ソフト面）の検</p>	<p>162</p> <p>162</p> <p>163</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>害状況や孤立している地区の情報等の早期把握に努めるとともに、必要に応じて調査班を編成して、現地での被害状況の把握に努めるものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p><u>の確保、定期的な県と市町村の情報共有会議の開催などの体制の確保が必要である。</u></p> <p><u>市町村は、被害の情報を収集し、必要に応じ消防庁に当該情報を連絡するとともに、新総合防災情報システム(SOBO-WEB)を活用して関係省庁に当該情報を連絡するものとする。</u></p> <p><u>また、市町村は、防災行政無線、消防無線等の活用及び自主防災組織や自治会・町内会からの情報をもとに、管内の被害状況や孤立している地区の情報等の早期把握に努めるとともに、必要に応じて調査班を編成して、現地での被害状況の把握に努めるものとする。</u></p> <p><u>さらに、市町村は、天候状況を勘案しながら、必要に応じ、航空機、無人航空機、高所監視カメラ等による目視、撮影等による情報収集を行うとともに、収集した画像情報について、防災IoTシステム等を活用し、関係機関間での迅速な共有に努めるものとする。</u></p>	<p>証結果Ⅶ早期に講じる対策⑥を反映</p> <p>①R7.7 防災基本計画修正(新旧表P32)の反映</p>	
(略)	(略)		
<p>(3) 県による調査等</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>(3) 県による調査等</p> <p><u>県は、被害の情報を収集し、必要に応じ消防庁に当該情報を連絡するとともに、新総合防災情報システム(SOBO-WEB)を活用して関係省庁に当該情報を連絡するものとする。</u></p> <p><u>また、県は、天候状況を勘案しながら、必要に応じ、航空機、無人航空機、高所監視カメラ等による目視、撮影等による情報収集を行うとともに、収集した画像情報について、防災IoTシステム等を活用し、関係機関間での迅速な共有に努めるものとする。</u></p> <p><u>さらに、県は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を、中央防災無線網、防災IoTシステム等を活用し、官邸及び政府本部(「特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部」をいう。)を含む防災関係機関への共有を図るものとする。</u></p>	<p>①R7.7 防災基本計画修正(新旧表P32)の反映</p> <p>①R7.7 防災基本計画修正(新旧表P33)の反映</p> <p>①R7.7 防災基本計画修正(新旧表P31)の反映</p>	<p>163</p> <p>164</p> <p>164</p> <p>164</p>
(略)	(略)		

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>また、県災害対策本部は、各防災関係機関等が行っている次に掲げる災害情報を収集し、その調整を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>エ 都市ガス関係被害〔<u>総務部</u>〕</p>	<p>また、県災害対策本部は、各防災関係機関等が行っている次に掲げる災害情報を収集し、その調整を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>エ 都市ガス関係被害〔<u>知事公室</u>〕</p>	<p>④その他修正 R8.4 組織改正の反映</p>	164
<p>7. 防災関係機関等の協力関係</p> <p>県、市町村及び防災関係機関は、災害が発生した場合には、緊密に連携協力して、被害に関する状況及び応急対策の活動状況について情報交換を行うものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(略)</p>	<p>7. 防災関係機関等の協力関係</p> <p>県、市町村及び防災関係機関は、災害が発生した場合には、緊密に連携協力して、被害に関する状況及び応急対策の活動状況について情報交換を行うものとする。</p> <p><u>県災害対策本部長及び市町村災害対策本部長は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関、登録被災者援護協力団体等に対し、資料・情報の提供等の協力を求めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>①R7.7 防災基本計画修正（新旧表 P32）の反映</p>	165
<p>第9節 広報（県知事公室、<u>(新規)</u>、関係機関）</p> <p>6. 警察における広報（県警察本部）</p> <p>(1) 被災者等への情報伝達活動</p> <p>(略)</p> <p>また、住民等からの<u>問い合わせ</u>等に対応する体制の整備を図るとともに、交番等の情報伝達機能の整備を図るものとする。</p>	<p>第9節 広報（県知事公室、<u>市町村</u>、関係機関）</p> <p>6. 警察における広報（県警察本部）</p> <p>(1) 被災者等への情報伝達活動</p> <p>(略)</p> <p>また、住民等からの<u>問合せ</u>等に対応する体制の整備を図るとともに、交番等の情報伝達機能の整備を図るものとする。</p>	<p>④その他修正 時点修正</p>	167
<p>9. 住民等からの<u>問い合わせ</u>対応</p>	<p>9. 住民等からの<u>問合せ</u>対応</p>	<p>①R7.7 防災基本計画修正の反映（用字修正）</p>	171
<p>第10節 消防（<u>県総務部</u>、県知事公室）</p>	<p>第10節 消防（<u>(削る)</u> 県知事公室）</p>	<p>④その他修正 R8.4 組織改正の反映</p>	173

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>第11節 避難収容対策（県知事公室、県健康福祉部、県環境生活部、県土木部、県警察本部、海上保安部、自衛隊、市町村）</p> <p>2. 避難指示等の内容及び伝達方法（県知事公室、市町村、関係機関）</p> <p>(4) 市町村長は、避難指示等を発令した場合、すみやかに、その旨を県に報告するものとする。また、県は、<u>土砂災害警戒情報</u>や<u>記録的短時間大雨情報</u>、津波情報など重要な気象情報が発表された場合、市町村に対し、避難指示等の発令状況を適宜確認するものとする。</p> <p>3. 避難指示等の基準（県知事公室、県土木部、市町村、関係機関）</p> <p>ウ 発令タイミングの設定</p> <p>いざというときに市町村長が躊躇なく発令できるよう、市町村は、河川事務所・气象台等の協力・助言を積極的に求めながら、具体的でわかりやすい発令基準をあらかじめ設定する。<u>(新規)</u></p> <p>警戒レベル3高齢者等避難及び警戒レベル4避難指示の<u>(新規)</u>発令後に高齢者等や居住者等が災害発生前に指定緊急避難場所等へ立退き避難することができるよう市町村長は立退き避難する人のリードタイムを踏まえたタイミングで避難情報を発令すること<u>となる。</u></p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>第11節 避難収容対策（県知事公室、県健康福祉部、県環境生活部、県土木部、県警察本部、海上保安部、自衛隊、市町村）</p> <p>2. 避難指示等の内容及び伝達方法（県知事公室、市町村、関係機関）</p> <p>(4) 市町村長は、避難指示等を発令した場合、すみやかに、その旨を県に報告するものとする。また、県は、<u>レベル4土砂災害危険警報</u>や<u>気象防災速報（記録的短時間大雨）</u>、津波情報など重要な気象情報が発表された場合、市町村に対し、避難指示等の発令状況を適宜確認するものとする。</p> <p>3. 避難指示等の基準（県知事公室、県土木部、市町村、関係機関）</p> <p>ウ 発令タイミングの設定</p> <p>いざというときに市町村長が躊躇なく発令できるよう、市町村は、河川事務所・气象台等の協力・助言を積極的に求めながら、具体的でわかりやすい発令基準をあらかじめ設定する。<u>ただし、過度に高頻度な避難情報の発令は、情報の軽視につながることを懸念されるため、少なくとも過去数年間程度の実例に則して発令頻度がどの程度になるか確認し、現実的に運用できるか検討することが重要である。</u></p> <p>警戒レベル3高齢者等避難及び警戒レベル4避難指示の<u>設定にあたっては、</u>発令後に高齢者等や居住者等が災害発生前に指定緊急避難場所等へ立退き避難することができるよう、<u>市町村長は立退き避難する人のリードタイムを踏まえたタイミングで避難情報を発令することが必要である。</u></p> <p><u>警戒レベル5緊急安全確保は、立退き避難から行動変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保し、少しでも安全な場所への移動等を直ちに呼びかけるものである。</u></p>	<p>②防災気象情報の改善を踏まえた修正</p> <p>④その他修正 避難情報に関するガイドライン改定に伴う修正 (P57)</p> <p>④その他修正 避難情報に関するガイドライン改定に伴う修正 (P57)</p>	<p>177</p> <p>178</p> <p>179</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p><u>なお</u>、自然現象を対象とするため、あらかじめ定めた発令基準に捉われることなく、防災気象情報等の様々な予測情報や現地の情報等を有効に活用し、早めに避難情報を発令するなど臨機応変な対応が求められる。台風等の接近に伴い大雨や暴風により避難行動が困難になるおそれが予見される場合や、浸水や崖崩れ等に伴い避難経路となる道路が通行止めになるおそれが予見される場合等には、発令対象区域の社会経済活動等の特徴も踏まえつつ、早めの判断を行う必要がある。</p> <p>(略)</p> <p>なお、<u>(新規)</u> 事態が急変し、災害が切迫した場合には、必ずしも警戒レベル3高齢者等避難、警戒レベル4避難指示、警戒レベル5緊急安全確保の順に発令する必要はなく、段階を踏まずに状況に応じて適切な発令をすべきである。</p> <p>たとえ指定緊急避難場所が未開放であったとしても、又は夜間や外出が危険な状態であっても、適切なタイミングで避難情報を発令すべきである。</p> <p>また、想定していない事態が発生した場合であっても、居住者等の身の安全の確保を最優先に考えた最善の情報</p>	<p><u>る。発令を判断する際に参考とする情報としては、洪水等による氾濫が迫っている又は氾濫が発生している場合に、河川管理者からプッシュ型で提供される「通報」をもとにして都道府県知事等から通知される「レベル5氾濫発生情報」や、災害発生の際に著しく大きい場合に市町村毎に地方気象台等から発表される気象特別警報がある。「レベル5氾濫発生情報」は、河川管理者が目視やカメラ画像、水位情報等から得た特に確度の高い情報をもとにしたものであることから、この情報を確認した場合には、躊躇なく適切な範囲に緊急安全確保を発令することを基本とするが、必ずしも提供される情報ではないことから、状況に応じて気象特別警報等を判断材料に、発令対象区域を適切に絞り込み緊急安全確保を発令する。</u></p> <p><u>また</u>、自然現象を対象とするため、あらかじめ定めた発令基準に捉われることなく、防災気象情報等の様々な予測情報や現地の情報等を有効に活用し、早めに避難情報を発令するなど臨機応変な対応が求められる。台風等の接近に伴い大雨や暴風により避難行動が困難になるおそれが予見される場合や、浸水や崖崩れ等に伴い避難経路となる道路が通行止めになるおそれが予見される場合等には、発令対象区域の社会経済活動等の特徴も踏まえつつ、早めの判断を行う必要がある。</p> <p>(略)</p> <p>なお、<u>夜間時の大雨等により</u> 事態が急変し、災害が切迫した場合には、必ずしも警戒レベル3高齢者等避難、警戒レベル4避難指示、警戒レベル5緊急安全確保の順に発令する必要はなく、段階を踏まずに状況に応じて適切な発令をすべきである。</p> <p>たとえ指定緊急避難場所が未開放であったとしても、又は夜間や外出が危険な状態であっても、適切なタイミングで避難情報を発令すべきである。</p> <p>また、想定していない事態が発生した場合であっても、居住者等の身の安全の確保を最優先に考えた最善の</p>	<p>④その他修正 避難情報に関するガイドライン改定に伴う修正 (P58)</p> <p>③県独自の修正 令和7年8月豪雨における初動対応(ソフト面)の検証結果V課題7の反映</p>	<p>179</p> <p>179</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>提供を行うよう努めるべきである。</p> <p>(2) 洪水等</p> <p>ア 発令対象の災害</p> <p>(略)</p> <p>[<u>その他河川等</u>]</p> <p><u>その他河川等の洪水については、国・都道府県からの助言も踏まえ、それぞれの河川特性等に応じて避難情報の発令対象とすることを検討する。ただし、その他河川等の氾濫のうち、地形や土地利用の状況等を基に事前に検討し、以下の3つの条件を満たすことが明らかになった水路等の氾濫については、命の危険を及ぼさないと判断されることから発令対象としなくてもよい。他方、命の危険を及ぼさないと事前に判断した水路等であっても、氾濫が発生し、または発生しそうになった際に、事前の想定を超えて命の危険を及ぼすおそれがあると判明した場合には、躊躇なく避難情報を発令すべきである。</u></p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>情報提供を行うよう努めるべきである。</p> <p>(2) 洪水等</p> <p>ア 発令対象の災害</p> <p>(略)</p> <p>[<u>その他河川等</u>]</p> <p><u>その他河川等の洪水については、国・都道府県からの助言も踏まえ、それぞれの河川特性等に応じて避難情報の発令対象とすることを検討する。対象河川としては、洪水浸水想定区域を有する河川やその他、自治体が避難を要する洪水を想定する河川が考えられる。また、大雨に関する情報や雨量情報、洪水キキクル等も参考に避難情報の発令基準を設定する。</u></p> <p>[<u>水路・下水道等</u>]</p> <p><u>水路・下水道等については、下水道の排水能力を超える降雨があったり、流入先の河川の水位の上昇によって排水機場の運転が停止せざるを得なくなったり、機能が低下したりすることで浸水が発生する場合がほとんどであるが、当該浸水が居住者等の命に危険を及ぼすと考えられる場合には、避難情報を発令することが考えられる。</u></p> <p><u>発令に当たっては、水路・下水道等の氾濫を避難情報の発令の対象とする場合は、レベル4大雨危険警報や、雨量情報、浸水キキクル等を参考に避難情報の発令基準を設定する。</u></p> <p><u>なお、事前の検討の結果、以下の3つの条件を満たすことが明らかになった場合など当該浸水が居住者等に命の危険を及ぼさないと考えられる場合には、基本的には避難情報の発令対象としない。ただし、氾濫が発生し、又は発生しそうになった際に、事前の想定を超えて命の危険を及ぼすおそれがあると判明した場合には、躊躇なく避</u></p>	<p>④その他修正 避難情報に関するガイドライン改定に伴う修正 (P61)</p> <p>④その他修正 避難情報に関するガイドライン改定に伴う修正 (P61)</p>	<p>179</p> <p>180</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>(略)</p> <p>イ 発令対象区域の設定</p> <p>(略)</p> <p>ただし、<u>その他河川等のうち</u>、アで水路等の氾濫について発令対象としないとした場合、区域設定の対象としなくても良い。</p> <p>ウ 発令基準の設定</p> <p>(ア) 洪水予報河川</p> <p><b>【警戒レベル3】高齢者等避難</b></p> <p><b><u>(新規)</u></b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難判断水位（レベル3水位）は、高齢者等の避難に要する時間等を考慮して設定された水位であることから、この水位に達した段階を警戒レベル3高齢者等避難の発令基準の基本とする。</li> <li>ただし、避難判断水位（レベル3水位）を超えても、最終的に氾濫危険水位（レベル4水位）を超えない場合も多い。このため、避難判断水位（レベル3水位）を超えた段階で、指定河川洪水予報で発表された水位の見込みや河川上流域の河川水位、それまでの降り始めからの累加雨量、雨域の移動状況等を合わせて判断することが望ましい。</li> <li>避難判断水位（レベル3水位）への到達に加え、その後の水位上昇を確認する情報としては、発令対象区域を受け持つ水位観測所における、指定河川洪水予報の水位予</li> </ul>	<p><u>難情報を発令すべきである。</u></p> <p><b>【避難情報の発令対象としない水路・下水道等の条件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>最大浸水深が床下以下である等、浸水によって居室に命の危険を及ぼすようなおそれがないと想定される場合</li> <li>氾濫流により家屋流失をもたらすおそれがないと想定される場合</li> <li>地下施設・空間（住宅地下室、地下街、地下鉄等）について、その利用形態と浸水想定から、その居住者・利用者等に命の危険が及ばないと想定される場合</li> </ul> <p>(略)</p> <p>イ 発令対象区域の設定</p> <p>(略)</p> <p>ただし、<u>(削る)</u>アで水路・下水道等の氾濫について発令対象としないとした場合、区域設定の対象としなくても良い。</p> <p>ウ 発令基準の設定</p> <p>(ア) 洪水予報河川</p> <p><b>【警戒レベル3】高齢者等避難</b></p> <p><b><u>&lt;確認情報・計測情報&gt;</u></b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難判断水位（レベル3水位）は、高齢者等の避難に要する時間等を考慮して設定された水位であることから、この水位に達した段階を警戒レベル3高齢者等避難の発令基準の基本とする。</li> <li>ただし、避難判断水位（レベル3水位）を超えても、最終的に氾濫危険水位（レベル4水位）を超えない場合も多い。このため、避難判断水位（レベル3水位）を超えた段階で、指定河川洪水予報で発表された水位の見込みや河川上流域の河川水位、それまでの降り始めからの累加雨量、雨域の移動状況等を合わせて判断することが望ましい。</li> <li>避難判断水位（レベル3水位）への到達に加え、その後の水位上昇を確認する情報としては、発令対象区域を受け持つ水位観測所における、指定河川洪水予報の水位予</li> </ul>	<p></p> <p>④その他修正 避難情報に関するガイドライン改定に伴う修正 (P62)</p> <p>④その他修正 避難情報に関するガイドライン改定に伴う修正 (P72)</p>	<p></p> <p>180</p> <p>180</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>測を基本とする。 <u>(新規)</u></p> <p>・避難判断水位（レベル3水位）に到達する前であっても、指定河川洪水予報の水位予測により氾濫危険水位（レベル4水位）を超えるおそれがあるとされた場合には、警戒レベル3高齢者等避難を発令する。</p> <p>・国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合、警戒レベル3高齢者等避難の発令の判断材料とする。</p> <p>・<u>堤防の決壊要因は、水位が堤防を越える場合（越水）に限らず、堤防の浸透・侵食等も考えられる。このため、堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合、警戒レベル3高齢者等避難の発令の判断材料とする。</u></p> <p>・台風等の接近により、<u>夜間・未明に警戒レベル3高齢者等避難を発令するような状況が想定される場合</u></p>	<p>測を基本とする。</p> <p>・<u>河川の水位が低い場合においても、堤防に損傷が発生した場合や樋門・水門等の施設に機能支障がある状況など、河川管理施設に障害が発生した場合、排水機場が運転停止になった場合、今後の水位上昇の見通しも踏まえ避難情報の発令を考える必要がある。氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル4ないし5として発表することも考えられる。</u></p> <p>・<u>樋門・水門等の施設に不具合が発生し閉鎖できない場合、A川の水位上昇により、支川C川に逆流してA川との合流点付近から氾濫する場合、A川の影響により流れが悪くなったC川の危険箇所から氾濫する場合が考えられる。</u></p> <p>・<u>A川の水位上昇により、流入するC川の排水機場が運転停止になった場合には、C川から氾濫するおそれが急激に高まることから避難情報の発令を考える必要がある。ただし、排水機場が停止になる状況においては、すでに本川の水位は氾濫危険水位を超過しており、避難指示が発令されていることが考えられる。</u></p> <p><u>&lt;推定・予測情報&gt;</u></p> <p>・避難判断水位（レベル3水位）に到達する前であっても、指定河川洪水予報の水位予測により氾濫危険水位（レベル4水位）を超えるおそれがあるとされた場合には、警戒レベル3高齢者等避難を発令する。</p> <p>・国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合、警戒レベル3高齢者等避難の発令の判断材料とする。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>・台風等の接近により、<u>夜間から明け方にかけて警戒レベル3高齢者等避難を発令するような状況が予想され</u></p>	<p>④その他修正 避難情報に関するガイドライン改定に伴う修正 (P72)</p> <p>④その他修正 避難情報に関するガイドライン改定に伴う修正 (P73)</p>	<p>180</p> <p>180</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>には、その前の夕刻時点における警戒レベル3高齢者等避難の発令の判断材料とする。</p> <p>【警戒レベル4】避難指示 <u>(新規)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫危険水位（レベル4水位）は、河川水位が相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫のおそれのある水位であることから、<u>その後の水位上昇の見込みにかかわらず</u>、この水位に達した段階を警戒レベル4避難指示の発令基準の基本とする。</li> <li>・ただし、洪水予報河川の水位観測所の受け持ち区域は長いため、市町村・区域ごとに堤防等の整備状況を踏まえた危険箇所、危険水位等を把握し、警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする。</li> </ul> <p><u>(新規)</u></p>	<p>る場合には、その前の夕刻時点における警戒レベル3高齢者等避難の発令の判断材料とする。<u>また、時系列情報において、暴風の「警戒」（警戒の基準の超過）が予想される時間帯についても留意する。</u></p> <p>【警戒レベル4】避難指示 <u>&lt;確認・計測情報&gt;</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫危険水位（レベル4水位）は、河川水位が相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫のおそれのある水位であることから、<u>(削る)</u>この水位に達した段階<u>などを警戒レベル4避難指示の発令基準の基本とする。</u></li> <li>・ただし、洪水予報河川の水位観測所の受け持ち区域は長いため、市町村・区域ごとに堤防等の整備状況を踏まえた危険箇所、危険水位等を把握し、警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする。</li> <li>・<u>河川の水位が低い場合においても、堤防に損傷が発生した場合や樋門・水門等の施設に機能支障がある状況など、河川管理施設に障害が発生した場合、排水機場が運転停止になった場合、上流のダムで異常洪水時防災操作が行われた場合、今後の水位上昇の見通しも踏まえ避難情報の発令を考える必要がある。氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル5として発表することも考えられる。</u></li> <li>・<u>樋門・水門等の施設に不具合が発生し閉鎖できない場合、A川の水位上昇により、支川C川に逆流してA川との合流点付近から氾濫する場合、A川の影響により流れが悪くなったC川の危険箇所から氾濫する場合が考えられる。</u></li> <li>・<u>A川の水位上昇により、流入するC川の排水機場が運転停止になった場合には、C川から氾濫するおそれが急激に高まることから避難情報の発令を考える必要がある。ただし、排水機場が停止になる状況においては、すでに本川の水位は氾濫危険水位を超過しており、</u></li> </ul>	<p>④その他修正 避難情報に関するガイドライン改定に伴う修正 (P74)</p> <p>④その他修正 避難情報に関するガイドライン改定に伴う修正 (P74)</p>	<p>181</p> <p>181</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>・<u>氾濫危険水位（レベル4水位）に到達する前であっても、氾濫開始相当水位（仮）に到達するおそれがあるとされた場合には、警戒レベル4避難指示を発令する。氾濫開始相当水位（仮）については、平時から河川事務所等から情報提供を受けておく必要がある。</u></p> <p>・<u>国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合、警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする。</u></p> <p>・<u>堤防の決壊要因は、水位が堤防を越える場合（越水）に限らず、堤防の浸透・侵食等も考えられる。このため、水防団等からの報告によって異常な漏水・侵食等の状況を把握した場合、警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする。</u></p> <p>・<u>ダムにおける異常洪水時防災操作を実施せざるを得ないことが予想される場合、ダム管理者から下流自治体に対し、実施の約3時間前（注）、約1時間前、開始と順を追って情報連絡及び通知することとされている。</u>            （注）ダムによっては3時間ではなく、それぞれのダムの実状を踏まえた時間設定がなされている。なお、市房ダムでは貯留能力の半分にあたる水位に達した際に「貯留能力の半分情報」を提供する。</p> <p>・<u>異常洪水時防災操作とは、ダムの洪水調節容量を使い切る（ダムが満水になる）状況となり、ダムへの流入量と同程度のダム流下量（放流量）とする操作である。実施された場合、河川の増水をダムで抑制・緩和することができなくなり、下流河川の水量・水位が増して氾濫する恐れが高くなるため、異常洪水時防災操作の実施予定を警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする。</u></p> <p>・<u>当該ダムの下流河川の状況によっては、ダムの異常洪水時防災操作を開始するような状況は既に災害発</u></p>	<p><u>避難指示が発令されていることが考えられる。</u></p> <p>・<u>&lt;推定・予測情報&gt;へ移動</u></p> <p>・<u>&lt;推定・予測情報&gt;へ移動</u></p> <p>・<u>（削る）</u></p> <p>・<u>ダムについては、異常洪水時防災操作を実施せざるを得ないことが予想される場合、ダム管理者から下流自治体に対し、実施の約3時間前（注）、約1時間前、開始と順を追って情報連絡及び通知することとされている。</u>            （注）ダムによっては3時間ではなく、それぞれのダムの実状を踏まえた時間設定がなされている。なお、市房ダムでは貯留能力の半分にあたる水位に達した際に「貯留能力の半分情報」を提供する。</p> <p>・<u>異常洪水時防災操作とは、ダムの洪水調節容量を使い切る（ダムが満水になる）状況となり、ダムへの流入量と同程度のダム流下量（放流量）とする操作である。実施された場合、河川の増水をダムで抑制・緩和することができなくなり、下流河川の水量・水位が増して氾濫するおそれが高くなるため、異常洪水時防災操作の実施予定を警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする。</u></p> <p>・<u>当該ダムの下流河川の状況によっては、ダムの異常洪水時防災操作を開始するような状況は既に災害発</u></p>	<p>④その他修正 避難情報に関するガイドライン改定に伴う修正（P75）</p> <p>④その他修正 避難情報に関するガイドライン改定に伴う修正（P74）</p> <p>①R7.7 防災基本計画修正の反映（用字修正）</p>	<p>181</p> <p>181</p> <p>181</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>生が切迫している状況となっている場合もあるため、河川管理者等からの他の関連情報とあわせ、警戒レベルを適切に判断することが必要である。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>・台風等の接近により、<u>夜間・未明</u>に警戒レベル4避難指示を発令するような状況が<u>想定</u>される場合には、その前の夕刻時点における警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする。他方、避難情報を発令していないなか急速な状況の悪化等により夜間・未明になって発令基準に該当した場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。</p> <p>・警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される状況で気象庁から暴風警報が発表された場合、警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする（暴風警報の発表後3時間後には暴風となるおそれがある）。<u>(新規)</u></p> <p>【警戒レベル5】緊急安全確保</p> <p>・警戒レベル5緊急安全確保は<u>(新規)</u>「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、<u>例えば以下のいずれかに該当する場合は考えられ</u></p>	<p>生が切迫している状況となっている場合もあるため、河川管理者等からの他の関連情報とあわせ、警戒レベルを適切に判断することが必要である。</p> <p><u>&lt;推定・予測情報&gt;</u></p> <p>・<u>氾濫危険水位（レベル4水位）に到達する前であっても、氾濫発生水位（レベル5水位）に到達するおそれがあるとされた場合には、警戒レベル4避難指示を発令する。氾濫発生水位（レベル5水位）については、平時から河川事務所等から情報提供を受けておく必要がある。</u></p> <p>・<u>国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合、警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする。</u></p> <p>・台風等の接近により、<u>夜間から明け方</u>に警戒レベル4避難指示を発令するような状況が<u>予想</u>される場合には、その前の夕刻時点における警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする。他方、避難情報を発令していないなか急速な状況の悪化等により夜間・未明になって発令基準に該当した場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。</p> <p>・警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される状況で気象庁から暴風警報が発表された場合、警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする（暴風警報の発表後3時間後には暴風となるおそれがある）。<u>また、時系列情報において、暴風の「警戒」（警報の基準の超過）が予想される時間帯についても留意する。</u></p> <p>【警戒レベル5】緊急安全確保</p> <p>・警戒レベル5緊急安全確保は<u>レベル5氾濫発生情報やレベル5氾濫特別警報の発表があった時等、災害が切迫・発生し</u>「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」に行動変容を特に促したい場合は、<u>次に掲げ</u></p>	<p>④その他修正 避難情報に関するガイドライン改定に伴う修正 (P75)</p> <p>④その他修正 避難情報に関するガイドライン改定に伴う修正 (P75)</p> <p>④その他修正 避難情報に関するガイドライン改定に伴う修正 (P75)</p> <p>④その他修正 避難情報に関するガイドライン改定に伴う修正 (P75)</p> <p>④その他修正 避難情報に関するガイドライン改定に伴う修正 (P75)</p> <p>④その他修正 避難情報に関するガイドライン改定に伴う修正 (P75)</p>	<p>181</p> <p>181</p> <p>181</p> <p>181</p> <p>181</p> <p>182</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p><u>る。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・河川の水位が堤防を越える場合には、決壊につながる</u><u>ことが想定されるため、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。具体的には、水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位（仮）に到達した場合を警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。なお、河川事務所等の助言等を踏まえ、水位観測所の水位が氾濫開始相当水位（仮）に間もなく到達することが明らかな場合には、到達前に発令することが妨げられるものではない。</u></li> <li><u>・国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクラインで「氾濫している可能性（黒）」になった場合、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。</u></li> <li><u>・堤防の決壊要因は、水位が堤防を越える場合（越水）に限らず、堤防の浸透・侵食等も考えられる。このため、水防団等からの報告によって、異常な量の漏水、侵食の進行、亀裂・すべり等の異常現象が確認された場合であり、かつ、堤防決壊等の氾濫に直結するような重篤な異常の場合は、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。</u></li> <li><u>・樋門・水門等の施設の機能支障が確認された場合や、当該洪水予報河川の水位が上昇したために排水機場の運転を停止せざるをえない場合は、当該洪水予報河川への排水ができなくなり支川での氾濫のおそれが急激に高まるため、発令対象区域は支川合流部の氾濫により浸水のおそれがある範囲に限定したうえで、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。</u></li> <li><u>・氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報[洪水]）や水防団からの報告等をもとに決壊や越水・溢水を把握した場合は、命の危険があり緊急的に身の安全を確保す</u></li> </ul>	<p><u>る各情報を活用して発令することが考えられる。「緊急安全確保」は行動変容を促すため、確認情報や計測情報を活用することを基本とするが、それらの情報を取得できない場合もあることから、精度に十分考慮しつつ、必要に応じて推定・予測情報の活用も検討する。</u></p> <p><u>&lt;確認情報&gt;</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・河川管理者による通報をもとにした都道府県知事等からのレベル5氾濫発生情報や水防団からの報告等によって決壊や越水・溢水の発生を把握した場合は、命の危険があり緊急的に身の安全を確保するよう促す必要があるため、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。</u></li> <li><u>・堤防の決壊要因は、水位が堤防を越える場合（越水）に限らず、堤防の浸透・侵食等も考えられる。このため、河川管理者による通報をもとにした都道府県知事等のレベル5氾濫発生情報や水防団等からの報告によって堤防に漏水、侵食の進行、亀裂・すべり等の異常現象が確認され、かつ堤防決壊等の氾濫に直結するような重篤な異常を発見した場合は、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。</u></li> <li><u>・大河川においては、河川から離れた市町村及び下流域の市町村が警戒レベル4避難指示を発令していない状況で氾濫が発生した場合、氾濫水の到達までに時間的猶予があることから（リードタイムがあることから）、市町村の実情によってはレベル5氾濫発生情報やレベル5氾濫特別警報（警戒レベル5相当情報[洪水]）を基に警戒レベル4避難指示等を発令することも考えられる。浸水ナビや河川事務所等の助言等を参考に、あらかじめ氾濫発生からどれくらいの時間で氾濫水が到達するのかが把握しておく。</u></li> <li><u>・なお、SNS や一般からの連絡で氾濫発生 of 情報を得る場合もあるが、偽・誤情報の可能性もあるため、情報の</u></li> </ul>	<p>④その他修正 避難情報に関するガイドライン改定に伴う修正 (P76)</p>	<p>182</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>るよう促す必要があるので、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。</p> <p>・なお、大河川においては、河川から離れた市町村及び下流域の市町村が警戒レベル4避難指示を発令していない状況で氾濫が発生した場合、氾濫水の到達までに時間的猶予があることから（リードタイムがあることから）、市町村の実情によっては氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報[洪水]）を基に警戒レベル4避難指示等を発令することも考えられる。</p>	<p>真偽を確かめることが重要である。情報の正確性が判断できない場合には安易に活用しないよう留意する必要がある。</p> <p>&lt;計測情報&gt;</p> <p>・河川の水位が堤防を越える場合には、決壊につながることを想定されるため、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。具体的には、水位観測所の水位が、氾濫発生水位（レベル5水位）に到達した場合を警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。また、氾濫発生水位（レベル5水位）に到達した場合、河川管理者による通報をもとにした都道府県知事等のレベル5氾濫発生情報が通知される。</p> <p>なお、河川事務所等の助言等を踏まえ、水位観測所の水位が氾濫発生水位（レベル5水位）に間もなく到達することが明らかな場合には、到達前に発令することが妨げられるものではない。</p> <p>・河川の水位が低い場合においても、樋門・水門等の施設に機能支障がある状況など、河川管理施設に障害が発生した場合、排水機場が運転停止になった場合、上流のダムで異常洪水時防災操作が行われた場合、今後の水位上昇の見通しも踏まえ避難情報の発令を考慮する必要がある。</p> <p>・樋門・水門等の施設に不具合が発生し閉鎖できない場合、A川の水位上昇により、支川C川に逆流してA川との合流点付近から氾濫する場合、A川の影響により流れが悪くなったC川の危険箇所から氾濫する場が考えられる。</p> <p>・A川の水位上昇により、流入するC川の排水機場が運転停止になった場合には、C川から氾濫するおそれ急激に高まることから避難情報の発令を考慮する必要がある。ただし、排水機場が停止になる状況においては、すでに本川の水位は氾濫危険水位を超過しており、避難指示が発令されていることが考えられる。</p>	<p>④その他修正 避難情報に関するガイドライン改定に伴う修正 (P76)</p> <p>④その他修正 避難情報に関するガイドライン改定に伴う修正 (P77)</p>	<p>182</p> <p>182</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>(イ) 水位周知河川  <b>【警戒レベル3】高齡者等避難</b>                      ・水位周知河川は、洪水予報河川と比較して流域面積が小さいため、降雨により急激に水位が上昇するケースが多く、短時間で氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）に到達するケースがある。このような水位の急上昇に備え、早い段階から台風情報や気象警報等予測情報を活用して防災体制、水防体制を整えておくことが重要である。  <u>（新規）</u></p>	<p>・<u>ダムについては、異常洪水時防災操作が実施された場合、河川の増水をダムで抑制・緩和することができなくなり、下流河川の水量・水位が増して氾濫するおそれが高くなるため、異常洪水時防災操作の実施状況及びダムからの放流量と下流河川の流下能力等を踏まえて、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。</u></p> <p>・<u>当該ダムの下流河川の状況によっては、ダムの異常洪水時防災操作を開始するような状況は既に災害発生が切迫している状況となっている場合もあるため、河川管理者等からの他の関連情報とあわせ、警戒レベルを適切に判断することが必要である。</u></p> <p><u>&lt;推定・予測情報&gt;</u></p> <p>・<u>計測機器の故障等の理由により、実況水位の確認が困難な場合でも、洪水予測による水位予測で水位が堤防天端高（氾濫発生水位）を超過するとされた時刻を過ぎていれば、現地で氾濫が発生している可能性が有ることから、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。</u></p> <p>・<u>国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクラインで「氾濫している可能性（黒）」になった場合、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。</u></p> <p>(イ) 水位周知河川  <b>【警戒レベル3】高齡者等避難</b>                      ・水位周知河川は、洪水予報河川と比較して流域面積が小さいため、降雨により急激に水位が上昇するケースが多く、短時間で氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）に到達するケースがある。このような水位の急上昇に備え、早い段階から台風情報や気象警報等予測情報を活用して防災体制、水防体制を整えておくことが重要である。  <u>&lt;確認情報・計測情報&gt;</u></p>	<p>④その他修正 避難情報に関するガイドライン改定に伴う修正 (P77)</p> <p>④その他修正 避難情報 183</p>	<p>182</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>・避難判断水位（レベル3水位）は、高齢者等の避難に要する時間等を考慮して設定された水位であることから、この水位に達した段階を発令基準の基本とする。なお、水位周知河川では、避難判断水位（レベル3水位）が設定されていない場合や、水位上昇速度が速く氾濫警戒情報が発表されない場合もあることに留意する。</p> <p><u>（新規）</u></p> <p>・避難判断水位（レベル3水位）に到達する前であっても、河川事務所等と相談の上、一定の水位を設定しておき、その水位を超え、急激な水位上昇のおそれがある場合には、警戒レベル3 高齢者等避難を発令する。基準とする水位は、氾濫注意水位（レベル2水位）を参考とすることも考えられる。</p>	<p>・避難判断水位（レベル3水位）は、高齢者等の避難に要する時間等を考慮して設定された水位であることから、この水位に達した段階を発令基準の基本とする。なお、水位周知河川では、避難判断水位（レベル3水位）が設定されていない場合や、水位上昇速度が速く氾濫警戒情報が発表されない場合もあることに留意する。</p> <p><u>・河川の水位が低い場合においても、堤防に損傷が発生した場合や樋門・水門等の施設に機能支障がある状況など、河川管理施設に障害が発生した場合、排水機場が運転停止になった場合、今後の水位上昇の見通しも踏まえ避難情報の発令を考える必要がある。氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル4ないしレベル5として発表することも考えられる。</u></p> <p><u>・樋門・水門等の施設に不具合が発生し閉鎖できない場合、A川の水位上昇により、支川C川に逆流してA川との合流点付近から氾濫する場合、A川の影響により流れが悪くなったC川の危険箇所から氾濫する場合が考えられる。</u></p> <p><u>・A川の水位上昇により、流入するC川の排水機場が運転停止になった場合には、C川から氾濫するおそれが急激に高まることから避難情報の発令を考える必要がある。ただし、排水機場が停止になる状況においては、すでに本川の水位は氾濫危険水位を超過しており、避難指示が発令されていることが考えられる。</u></p> <p><u>（削る）</u></p>	<p>報に関するガイドライン改定に伴う修正 (P79)</p>	<p>P</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>・急激な水位上昇が見込まれるため高齢者等の避難に要する時間等を考慮して避難判断水位（レベル3水位）が設定できないなど氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）以外の水位が設定されていない河川については、洪水キキクル（<u>洪水警報の危険度分布（流域雨量指数の予測値）</u>）や雨量情報による降雨の見込みを、警戒レベル3高齢者等避難の発令の参考とすることも考えられる。</p> <p><u>・堤防の決壊要因、台風等の接近等については、洪水予報河川と同様に、発令の判断材料とする。</u></p> <p>【警戒レベル4】避難指示 <u>（新規）</u></p> <p>・水位周知河川は、流域面積が大きいことから、急激に水位が上昇することがあるため、警戒レベル3高齢者等避難を発令していなくても、段階を踏まずに警戒レベル4避難指示を発令する場合があります。</p> <p>・氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）は、河川水位が相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫のおそれのある水位であることから、この水位に達した段階を発令基準の基本とする。</p> <p><u>（新規）</u></p>	<p>【警戒レベル4】避難指示 <u>＜確認情報・計測情報＞</u></p> <p>・水位周知河川は、流域面積が大きいことから、急激に水位が上昇することがあるため、警戒レベル3高齢者等避難を発令していなくても、段階を踏まずに警戒レベル4避難指示を発令する場合があります。</p> <p>・氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）は、河川水位が相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫のおそれのある水位であることから、この水位に達した段階を発令基準の基本とする。</p> <p><u>・河川の水位が低い場合においても、堤防に損傷が発生した場合や樋門・水門等の施設に機能支障がある状況など、河川管理施設に障害が発生した場合、排水機場が運転停止になった場合、上流のダムで異常洪水時防災操作が行われた場合、今後の水位上昇の見通しも踏まえ避難情報の発令を考える必要がある。氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル5として発表することも考えられる。</u></p> <p><u>・樋門・水門等の施設に不具合が発生し閉鎖できない場合、A川の水位上昇により、支川C川に逆流してA川と</u></p>	<p>④その他修正 避難情報に関するガイドライン改定に伴う修正 (P81)</p> <p>④その他修正 避難情報に関するガイドライン改定に伴う修正 (P81)</p>	<p>183</p> <p>183</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>・氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）に到達する前であっても、河川事務所等と相談の上、一定の水位を設定しておき、その水位を超え、<u>さらに</u>急激な水位上昇のおそれがある場合には、警戒レベル4避難指示を発令する。基準とする水位は、避難判断水位（レベル3水位）や氾濫注意水位（レベル2水位）を参考とすることも考えられる。</p> <p>・水防団等からの報告によって堤防の異常な漏水・侵食等が発見された場合、異常洪水時防災操作の実施予定、台風等の接近については、洪水予報河川と同様に、発令の判断材料とする。</p> <p>【警戒レベル5】緊急安全確保</p> <p><u>・水位周知河川における警戒レベル5緊急安全確保の発令は、洪水予報河川における場合と同様に、以下のいずれかに該当する場合が考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。</u></p> <p><u>・水位観測所の水位が氾濫開始相当水位（仮）に到達した場合（水位観測所の水位が氾濫開始相当水位（仮）に間もなく到達することが明らかな場合も含む）</u></p> <p><u>・水防団等からの報告によって堤防に漏水、侵食の進</u></p>	<p><u>の合流点付近から氾濫する場合、A川の影響により流れが悪くなったC川の危険箇所から氾濫する場合が考えられる。</u></p> <p><u>・A川の水位上昇により、流入するC川の排水機場が運転停止になった場合には、C川から氾濫するおそれが急激に高まることから避難情報の発令を考える必要がある。ただし、排水機場が停止になる状況においては、すでに本川の水位は氾濫危険水位を超過しており、避難指示が発令されていることが考えられる。</u></p> <p><u>・（削る）</u></p> <p><u>・（削る）</u></p> <p>【警戒レベル5】緊急安全確保</p> <p><u>・レベル5氾濫発生情報やレベル5大雨特別警報の発表があった時等、災害が切迫・発生し「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に次に掲げる各情報を活用して発令することが考えられる。「緊急安全確保」は行動変容を促すため、確認情報や計測情報を活用することを基本とするが、それらの情報を取得できない場合もあることから、精度に十分考慮しつつ、必要に応じて推定・予測情報の活用も検討する。</u></p> <p><u>&lt;確認情報&gt;</u></p> <p><u>・河川管理者による通報をもとにした都道府県知事等か</u></p>	<p>④その他修正 避難情報に関するガイドライン改定に伴う修正（P81）</p> <p>④その他修正 避難情報に関するガイドライン改定に伴う修正（P82）</p> <p>④その他修正 避難情報に関するガイドライン改定に伴う修正（P82）</p> <p>④その他修正 避難情報に関するガイドライン改定に伴う修正（P82）</p>	<p>183</p> <p>183</p> <p>183</p> <p>183</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p><u>行、亀裂・すべり等の異常現象が確認され、かつ堤防決壊等の氾濫に直結するような重篤な異常を発見した場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・樋門・水門等の施設の機能支障が確認された場合や、当該水位周知河川の水位が上昇したために排水機場の運転を停止せざるをえない場合</li> <li>・水防団からの報告等によって決壊や越水・溢水を把握した場合（水位到達情報の氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報[洪水]）は必ず発表されるものではない。）</li> </ul>	<p><u>らのレベル5 氾濫発生情報や水防団からの報告等によって決壊や越水・溢水の発生を把握した場合は、命の危険があり緊急的に身の安全を確保するよう促す必要があるので、警戒レベル5 緊急安全確保の発令の判断材料とする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・堤防の決壊要因は、水位が堤防を越える場合（越水）に限らず、堤防の浸透・侵食等も考えられる。このため、堤防に漏水が発見された場合、今後の水位上昇の見通しも踏まえ避難情報の発令を考える必要がある。</li> <li>・なお、SNS や一般からの連絡で氾濫発生の情報を得る場合もあるが、偽・誤情報の可能性もあるため、情報の真偽を確かめることが重要である。情報の正確性が判断できない場合には安易に活用しないことが必要である。</li> </ul> <p><u>&lt;計測情報&gt;</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川の水位が堤防を越える場合には、決壊につながることを想定されるため、警戒レベル5 緊急安全確保の発令の判断材料とする。具体的には、水位観測所の水位が、<u>氾濫発生水位（レベル5 水位）に到達した場合を警戒レベル5 緊急安全確保の発令の判断材料とする。また、氾濫発生水位（レベル5 水位）に到達した場合、河川管理者による通報をもとにした都道府県知事等のレベル5 氾濫発生情報が通知される。</u></li> <li>・なお、河川事務所等の助言を踏まえ、水位観測所の水位が<u>氾濫発生水位（レベル5 水位）に間もなく到達することが明らかな場合には、到達前に発令することが妨げられるものではない。このような切迫した状況では、適時の助言を受けることができるとは限らないことから、市町村は、平時に明確な発令基準を定め、緊急時において発令判断を行うことができるようにしておくことが重要である。</u></li> <li>・樋門・水門等の施設に不具合が発生し閉鎖できない場合、<u>A川の水位上昇により、支川C川に逆流してA川との合流点付近から氾濫する場合、A川の影響により流れ</u></li> </ul>	<p>ン改定に伴う修正 (P83)</p>	<p>P</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>(ウ) その他河川  <b>【警戒レベル3】高齢者等避難</b>                      ・その他河川については、一般的に水位周知河川よりさらに流域面積が小さく、降雨により急激に水位が上昇する                      場合が多いため、それに備え、早い段階から台風情報や                      気象警報等、予測情報を活用して防災体制、水防体制を                      整えておくことが重要である。  <u>(新規)</u>                      ・その他河川においては、洪水予報河川とは異なり、高齢                      者等の避難に要する時間等を考慮した避難判断水位（レ                      ベル3水位）が設定されていないため、避難判断水位（レ                      ベル3水位）への到達情報を判断材料とすることはでき                      ないが、水位を観測している河川については、河川事務                      所等と相談の上、一定の水位を設定しておき、それを超                      えて水位上昇のおそれがある場合には、警戒レベル3高                      齢者等避難を発令する。基準とする水位として、氾濫注                      意水位（警戒水位）（レベル2水位）を参考とすることも                      考えられる。  <u>(新規)</u></p>	<p><u>が悪くなったC川の危険箇所から氾濫する場合が考え                      られる。</u>                      ・<u>A川の水位上昇により、流入するC川の排水機場が運                      転停止になった場合には、C川から氾濫するおそれが急                      激に高まることから避難情報の発令を考える必要があ                      る。ただし、排水機場が停止になる状況においては、す                      でに本川の水位は氾濫危険水位を超過しており、避難指                      示が発令されていることが考えられる。</u></p> <p>(ウ) その他河川  <b>【警戒レベル3】高齢者等避難</b>                      ・その他河川については、一般的に水位周知河川よりさら                      に流域面積が小さく、降雨により急激に水位が上昇する                      場合が多いため、それに備え、早い段階から台風情報や                      気象警報等、予測情報を活用して防災体制、水防体制を                      整えておくことが重要である。  <u>&lt;確認・計測情報&gt;</u>                      ・その他河川においては、洪水予報河川とは異なり、高齢                      者等の避難に要する時間等を考慮した避難判断水位（レ                      ベル3水位）が設定されていないため、避難判断水位（レ                      ベル3水位）への到達情報を判断材料とすることはでき                      ないが、水位を観測している河川については、河川事務                      所等と相談の上、一定の水位を設定しておき、それを超                      えて水位上昇のおそれがある場合には、警戒レベル3高                      齢者等避難を発令する。基準とする水位として、氾濫注                      意水位（警戒水位）（レベル2水位）を参考とすることも                      考えられる。                      ・<u>河川の水位が低い場合においても、堤防に損傷が発生                      した場合や樋門・水門等の施設に機能支障がある状況な                      ど、河川管理施設に障害が発生した場合、排水機場が運                      転停止になった場合、今後の水位上昇の見通しも踏まえ                      避難情報の発令を考える必要がある。氾濫までに時間的                      猶予がない場合はレベル4ないし5として発表するこ</u></p>	<p>④その他修正 避難情                      報に関するガイドライ                      ン改定に伴う修正 (P83)</p> <p>④その他修正 避難情                      報に関するガイドライ                      ン改定に伴う修正 (P85)</p> <p>④その他修正 避難情                      報に関するガイドライ                      ン改定に伴う修正 (P85)</p>	<p>183</p> <p>184</p> <p>184</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>・水位を観測していない河川においては、洪水キキクル（<u>洪水警報の危険度分布（流域雨量指数の予測値）</u>）や雨量情報による降雨の見込みを、警戒レベル3 高齢者等避難の発令の参考とすることも考えられる。</p> <p>・<u>堤防に軽微な漏水等が発見された場合</u>や台風等の接近により、<u>夜間・未明</u>に警戒レベル3 高齢者等避難を発令するような状況が<u>想定</u>される場合は、洪水予報河川、水位周知河川と同様に、発令の判断材料とする。<u>（新規）</u> （略）</p> <p>【警戒レベル4】避難指示 <u>（新規）</u></p> <p>・その他河川においては、洪水予報河川とは異なり、居住者等の避難に要する時間を考慮した氾濫危険水位（レベル4水位）が設定されていないため、氾濫危険水位（レベル4水位）への到達情報を判断材料とすることはできないが、水位を観測している河川については、河川事務所等と相談の上、あらかじめ基準となる水位を設定しておき、それを超えて水位上昇のおそれがある場合には、</p>	<p><u>とも考えられる。</u></p> <p>・<u>樋門・水門等の施設に不具合が発生し閉鎖できない場合、A川の水位上昇により、支川C川に逆流してA川との合流点付近から氾濫する場合、A川の影響により流れが悪くなったC川の危険箇所から氾濫する場合が考えられる。</u></p> <p>・<u>A川の水位上昇により、流入するC川の排水機場が運転停止になった場合には、C川から氾濫するおそれが急激に高まることから避難情報の発令を考える必要がある。ただし、排水機場が停止になる状況においては、すでに本川の水位は氾濫危険水位を超過しており、避難指示が発令されていることが考えられる。</u></p> <p><u>&lt;推定・予測情報&gt;</u></p> <p>・水位を観測していない河川においては、洪水キキクル（<u>流域雨量指数の予測値</u>）や雨量情報による降雨の見込みを、警戒レベル3 高齢者等避難の発令の参考とすることも考えられる。</p> <p>・<u>気象庁ホームページの「時系列情報」等を参考に、台風等の接近により、夜間から明け方</u>に警戒レベル3 高齢者等避難を発令するような状況が<u>予想</u>される場合は、洪水予報河川、水位周知河川と同様に、発令の判断材料とする。<u>また、時系列情報において、暴風の「警戒」（警報の基準の超過）が予想される時間帯についても留意する。</u> （略）</p> <p>【警戒レベル4】避難指示 <u>&lt;確認情報・計測情報&gt;</u></p> <p>・その他河川においては、洪水予報河川とは異なり、居住者等の避難に要する時間を考慮した氾濫危険水位（レベル4水位）が設定されていないため、氾濫危険水位（レベル4水位）への到達情報を判断材料とすることはできないが、水位を観測している河川については、河川事務所等と相談の上、あらかじめ基準となる水位を設定しておき、それを超えて水位上昇のおそれがある場合には、</p>	<p>④その他修正 避難情報に関するガイドライン改定に伴う修正（P86）</p> <p>④その他修正 避難情報に関するガイドライン改定に伴う修正（P87）</p>	<p>184</p> <p>184</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>警戒レベル4避難指示を発令することも考えられる。 <u>(新規)</u></p> <p>・水位を観測していない其他河川等については、現地情報を活用した上で、洪水キキクル <u>(洪水警報の危険度分布(流域雨量指数の予測値))</u> や雨量情報による降雨の見込みを、警戒レベル4避難指示の発令の参考とすることが考えられる。</p> <p>・<u>水防団等からの報告によって堤防の異常な漏水・侵食等が発見された場合や異常洪水時防災操作の実施予定、台風等の接近については、洪水予報河川と同様に、発令の判断材料とする。</u> <u>(新規)</u></p>	<p>警戒レベル4避難指示を発令することも考えられる。</p> <p>・<u>樋門・水門等の施設に不具合が発生し閉鎖できない場合、A川の水位上昇により、支川C川に逆流してA川との合流点付近から氾濫する場合、A川の影響により流れが悪くなったC川の危険箇所から氾濫する場合が考えられる。</u></p> <p>・<u>A川の水位上昇により、流入するC川の排水機場が運転停止になった場合には、C川から氾濫するおそれが急激に高まることから避難情報の発令を考える必要がある。ただし、排水機場が停止になる状況においては、すでに本川の水位は氾濫危険水位を超過しており、避難指示が発令されていることが考えられる。</u></p> <p><u>&lt;推定・予測情報&gt;</u></p> <p>・水位を観測していない其他河川等については、現地情報を活用した上で、洪水キキクル <u>(流域雨量指数の予測値)</u> や雨量情報による降雨の見込みを、警戒レベル4避難指示の発令の参考とすることが考えられる。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>・<u>気象庁ホームページの「時系列情報」等を参考に、台風等の接近により、夜間から明け方に警戒レベル4避難指示を発令するような状況が予想されている場合には、その前の夕刻時点における警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする。他方、避難情報を発令していないなか急速な状況の悪化等により夜間から明け方になって発令基準に該当した場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。</u></p> <p>・<u>警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される状況で気象庁から暴</u></p>	<p>④その他修正 避難情報に関するガイドライン改定に伴う修正 (P88)</p> <p>④その他修正 避難情報に関するガイドライン改定に伴う修正 (P88)</p>	<p>184</p> <p>184</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p><b>【警戒レベル5】緊急安全確保</b>  <u>・その他河川における警戒レベル5緊急安全確保の発令は、以下のいずれかに該当する場合は考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。</u></p> <p><u>(新規)</u>  <u>・河川の水位が堤防を越える場合には決壊につながる</u>  <u>ことが想定されるため警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。危機管理型水位計が設置されている場合は、設置されている箇所での氾濫開始水位への到達状況を確認することができる。</u>  <u>・堤防の決壊要因は、水位が堤防を越える場合（越水）に限らず、堤防の浸透・侵食等も考えられる。このため、水防団等からの漏水等の状況を把握し、堤防の決壊につながるような前兆現象が確認された場合、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。</u>  <u>・樋門等の施設の機能支障が確認された場合や、排水機場により排水を行う河川で排水先河川の水位上昇により排水機場の運転を停止せざるをえない場合は、当該その他河川からの排水ができなくなり氾濫のおそれ</u>  <u>が急激に高まるため、発令対象区域は合流部の氾濫により浸水のおそれがある範囲に限定したうえで、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。</u>  <u>・水位情報がないような中小河川における氾濫は、外</u></p>	<p><u>風警報が発表された場合、警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする（暴風警報の発表後3時間後には暴風となるおそれがある）。また、時系列情報において、暴風の「警戒」となる時間帯についても留意する。</u></p> <p><b>【警戒レベル5】緊急安全確保</b>  <u>・レベル5氾濫発生情報やレベル5大雨特別警報の発表があった時等、災害が切迫・発生し「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に次に掲げる各情報を活用して発令することが考えられる。「緊急安全確保」は行動変容を促すため、確認情報や計測情報を活用することを基本とするが、それらの情報を取得できない場合もあることから、精度に十分考慮しつつ、必要に応じて推定・予測情報の活用も検討する。</u></p> <p><u>&lt;確認情報&gt;</u>  <u>・河川管理者による通報をもとにした都道府県知事等からのレベル5氾濫発生情報や水防団からの報告等によって決壊や越水・溢水の発生を把握した場合は、命の危険があり緊急的に身の安全を確保するよう促す必要がある</u>  <u>ので、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。</u>  <u>・樋門等の施設の機能支障が確認された場合や、排水機場により排水を行う河川で排水先河川の水位上昇により排水機場の運転を停止せざるをえない場合は、当該その他河川からの排水ができなくなり氾濫のおそれが急激に高まるため、発令対象区域は合流部の氾濫により浸水のおそれがある範囲に限定したうえで、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする</u>  <u>・なお、SNSや一般からの連絡で氾濫発生 の 情 報 を 得 る 場 合 も あ る が、偽・誤情報の可能性もあるため、情報の真偽を確かめることが重要である。情報の正確性が判断できない場合には安易に活用しないことが必要である。</u></p> <p><u>&lt;計測情報&gt;</u></p>	<p>④その他修正 避難情報に関するガイドライン改定に伴う修正 (P88)</p> <p>④その他修正 避難情報に関するガイドライン改定に伴う修正 (P89)</p>	<p>184</p> <p>185</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p><u>水氾濫、内水氾濫のいずれによるものかの区別がつかない場合が多いため、これらをまとめて大雨特別警報（浸水害）の対象としており、市町村単位で発表される。発令対象区域は氾濫により浸水する可能性がある範囲に限定したうえで、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。</u></p> <p><u>(新規)</u></p>	<p><u>・河川の水位が堤防を越える場合には、決壊につながる</u> <u>ことが想定されるため、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。危機管理型水位計が設置されている場合は、設置されている箇所での氾濫開始水位への到達状況を確認することができる。</u></p> <p><u>・樋門・水門等の施設に不具合が発生し閉鎖できない場合、A川の水位上昇により、支川C川に逆流してA川との合流点付近から氾濫する場合、A川の影響により流れが悪くなったC川の危険箇所から氾濫する場合が考えられる。</u></p> <p><u>・A川の水位上昇により、流入するC川の排水機場が運転停止になった場合には、C川から氾濫するおそれが急激に高まることから避難情報の発令を考える必要がある。ただし、排水機場が停止になる状況においては、すでに本川の水位は氾濫危険水位を超過しており、避難指示が発令されていることが考えられる。</u></p> <p><u>&lt;推定・予測情報&gt;</u></p> <p><u>・レベル5大雨特別警報の発表があった場合や、A川の洪水キキクルで「災害切迫（黒）」が出現した場合を、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。ただし、洪水キキクルは、災害の危険度を推計したものであり、河川水位を直接予測したものではないため、地域の状況などの情報を可能な範囲で取得し、発令を検討することが望ましい。（※レベル5大雨特別警報は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと）</u></p> <p><u>(3) 水路・下水道等</u></p> <p><u>・水路・下水道等については、下水道の排水能力を超える降雨があったり、流入先の河川の水位の上昇によってポンプ場の運転が停止せざるを得なくなったり、機能が低下したりすることで浸水が発生する場合はほとんどであるが、当該浸水が居住者等の命に危険を及ぼすと考えられる場合には、避難情報を発令することが考えられ</u></p>	<p>④その他修正 避難情報に関するガイドライン改定に伴う修正 (P90)</p> <p>④その他修正 避難情報に関するガイドライン改定に伴う修正 (P92)</p>	<p>185</p> <p>185</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
	<p><u>る。</u></p> <p><u>・なお、事前の検討の結果、以下の3つの条件を満たすことが明らかになった場合など当該浸水が居住者等に命の危険を及ぼさないと考えられる場合には、基本的には避難情報の発令対象としない。ただし、氾濫が発生し、又は発生しそうになった際に、事前の想定を超えて命の危険を及ぼすおそれがあると判明した場合には、躊躇なく避難情報を発令すべきである。</u></p> <p><b>【避難情報の発令対象としない水路・下水道等の条件】</b></p> <p><u>・最大浸水深が床下以下である等、浸水によって居住者等に命の危険を及ぼすようなおそれがないと想定される場合</u></p> <p><u>・氾濫流により家屋流失をもたらすおそれがないと想定される場合</u></p> <p><u>・地下施設・空間（住宅地下室、地下街、地下鉄等）について、その利用形態と浸水想定から、その居住者・利用者等に命の危険が及ばないと想定される場合</u></p> <p><u>&lt;確認・計測情報&gt;</u></p> <p><u>・重大な被害が生じることが想定される場合や命を脅かすおそれがある浸水が発生したことを把握した場合等は、警戒レベル5緊急安全確保を発令する。下水道管理者による「通報」により浸水の発生やその可能性を把握し、命の危険があり緊急的に身の安全を確保するよう促す必要があると考えられる場合には、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。</u></p> <p><u>&lt;推定・予測情報&gt;</u></p> <p><u>・水路・下水道等は、流域面積が相当小さく、降雨により急激に水位が上昇・下降するケースが多い。加えて、市街地に面的に整備されており、総延長も長く、大部分が暗渠となっていることから、巡視等により状況を把握することが現実的に困難な場合がほとんどである。</u></p> <p><u>・このため、発令に当たっては、水路・下水道等の氾濫を避難情報の発令の対象とする場合は、レベル4大雨危険</u></p>		P

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>(3) 土砂災害 ア 発令対象の災害 (略) また、地滑りについては、危険性が確認された場合、国・都道府県等が個別箇所毎の移動量等の監視・観測等の調査を行う。その調査結果又は土砂災害防止法に基づく緊急調査の結果として発表される土砂災害緊急情報を踏まえ、市町村として避難情報を発令することとなる。 ウ 発令基準の設定 【警戒レベル3】高齢者等避難 ・大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報[土砂災</p>	<p>警報や、雨量情報、浸水キキクル等を参考に避難情報の発令基準を設定することが考えられる。また、警戒レベル3高齢者等避難の発令の判断材料は、レベル3大雨警報や、雨量情報、浸水キキクル等を参考にすることが考えられる。 ・氾濫型の内水氾濫について、対象区域(雨水出水浸水想定区域やその他、自治体が避難を要する浸水を想定する区域)に浸水キキクルで複数メッシュ(紫)が出現した場合に、レベル4大雨危険警報が気象庁より発表される。内水氾濫における避難情報は「命の危険を及ぼす場合」に発令するものとしており、市町村は命の危険を及ぼす浸水が想定される区域を適切に把握しておく必要がある。 ・レベル4大雨危険警報が発表される際は、市町村内において複数危険な箇所が発生している状況が想定されることから、浸水キキクルを参考とし、対象地域を適切に絞り込んだ上で、命の危険を及ぼす場合と判断される場合は躊躇なく避難情報を発令する必要がある。 ・レベル5大雨特別警報の発表があった場合や、重大な被害が生じることが想定される場合等は、警戒レベル5緊急安全確保を発令することが考えられる。 (4) 土砂災害 ア 発令対象の災害 (略) なお、地滑りについて、危険性が高まっていると判断された場合には、国や都道府県等が個別箇所ごとに実施する移動量等の監視・観測等の調査結果等又は土砂災害防止法に基づく緊急調査の結果として発表される土砂災害緊急情報に基づき、市町村が避難指示等の発令の判断をする等対応することが原則である。 ウ 発令基準の設定 【警戒レベル3】高齢者等避難 ・レベル3土砂災害警報(警戒レベル3相当情報[土砂</p>	<p>④その他修正 避難情報に関するガイドライン改定に伴う修正 (P94)  ④その他修正 避難情</p>	<p>185  186</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>害])が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報[土砂災害])となった場合に警戒レベル3高齢者等避難を発令することを基本とする。なお、発令対象区域の絞り込みについては、土砂災害の危険度分布において「警戒(赤)」のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合、<u>あらかじめ警戒レベル3高齢者等避難の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域等に警戒レベル3高齢者等避難を発令する。</u></p> <p>・ただし、台風等の精度良く予測できる現象の場合には、<u>早めの警戒を呼び掛けるために、当該基準よりもさらに早い段階から大雨警報(土砂災害)を発表することがある。そのため、大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報[土砂災害])が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報[土砂災害])(実況値又は2時間先までの予測値が大雨警報(土砂災害)の土壌雨量指数基準以上となる場合)となった場合に、警戒レベル3高齢者等避難を発令する。</u></p> <p>・土砂災害の発生が想定される大雨時に、事前通行規制や冠水等によって、土砂災害警戒区域等からの避難経路の安全な通行が困難となる場合は、それら規制等の基準を考慮して、警戒レベル3高齢者等避難の発令の判断材料とする。</p> <p>・台風等の接近により、夜間・未明に警戒レベル3高齢者等避難を発令するような状況が<u>想定</u>される場合には、その前の夕刻時点における警戒レベル3高齢者等避難の発令の判断材料とする。その際、<u>注意報に記載される警報級の時間帯、降水短時間予報、府県気象情報</u>も勘案することが必要である。</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>災害])は、高齢者等の避難行動に要する時間を確保するために1時間後(予測精度に応じて、4~6時間先の予測値により発表する場合もある)にレベル4土砂災害危険警報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])の基準に到達すると予想されたときに発表される。土砂災害の危険度分布のうち、一つの格子でも警戒レベル3相当の状態になり、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合は、<u>警戒レベル3高齢者等避難を発令する。</u></p> <p>・ただし、<u>積乱雲が急速に発達する場合など予想が難しい状況では、レベル3土砂災害警報が発表されずにレベル4土砂災害危険警報が発表となることが想定されるため、必ずしも警戒レベル3高齢者等避難、警戒レベル4避難指示、警戒レベル5緊急安全確保の順に発令する必要はなく、段階を踏まずに状況に応じて適切な発令をすべきである。</u></p> <p>・土砂災害の発生が想定される大雨時に、事前通行規制や冠水等によって、土砂災害警戒区域等からの避難経路の安全な通行が困難となる場合は、それら規制等の基準を考慮して、警戒レベル3高齢者等避難の発令の判断材料とする。</p> <p>・台風等の接近により、夜間から明け方に警戒レベル3高齢者等避難を発令するような状況が<u>予想</u>される場合には、その前の夕刻時点における警戒レベル3高齢者等避難の発令の判断材料とする。その際、<u>気象庁ホームページの時系列情報における「警戒」以上(警戒レベル3相当以上の発表)が予想される時間帯、「今後の雨」、気象解説情報</u>も勘案することが必要である。</p> <p>・<u>発令対象区域の絞り込みについては、土砂災害の危険度分布において警戒レベル3相当のメッシュが出現</u></p>	<p>報に関するガイドライン改定に伴う修正(P100)</p> <p>④その他修正 避難情報に関するガイドライン改定に伴う修正(P100)</p>	<p>P</p> <p>186</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>【警戒レベル4】避難指示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]</u>）は、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況で発表する情報であることから、<u>土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]</u>）の発表をもって、直ちに警戒レベル4避難指示を発令することを基本とする。<u>なお、発令対象区域の絞り込みについては、土砂災害の危険度分布において「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]</u>）（実況値又は2時間先までの予測値が土砂災害警戒情報の基準以上となる場合）のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合、あらかじめ警戒レベル4避難指示の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域等に警戒レベル4避難指示を発令する。</li> <li>・ 土砂災害の危険度分布のうち、一つのメッシュでも「<u>実況値又は2時間先までの予測値が土砂災害警戒情報の基準以上となる場合</u>」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）の状態になると、土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表されることとなる</li> </ul>	<p><u>し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合、あらかじめ警戒レベル3高齢者等避難の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域等に警戒レベル3高齢者等避難を発令する。一方、4時間以上のリードタイムを確保してレベル3土砂災害警報が発表された場合、土砂災害の危険度分布において警戒レベル3相当の格子が出現していない段階で、警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要なことも想定される。このような場合には、土砂災害の危険度分布における警戒レベル2相当の格子と重なる土砂災害警戒区域等に対して警戒レベル3高齢者等避難を発令することや、場合によっては市町村全域の土砂災害警戒区域等に対して警戒レベル3高齢者等避難を発令することが考えられる。</u></p> <p>【警戒レベル4】避難指示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>レベル4土砂災害危険警報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]</u>）は、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況で発表する情報であることから、<u>レベル4土砂災害危険警報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]</u>）の発表をもって、直ちに警戒レベル4避難指示を発令することを基本とする。<u>（削る）</u></li> <li>・ 土砂災害の危険度分布のうち、一つのメッシュでも<u>警戒レベル4相当の状態になり、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合は、警戒レベル4避難指示を発令する。</u></li> </ul>	<p>④その他修正 避難情報に関するガイドライン改定に伴う修正 (P101)</p> <p>④その他修正 避難情報に関するガイドライン改定に伴う修正 (P102)</p>	<p>186</p> <p>186</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p><u>ため</u>、警戒レベル4避難指示を発令する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・台風等の接近により、<u>夜間・未明に警戒レベル4避難指示を発令するような状況が想定される</u>場合には、その前の夕刻時点における警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする。他方、避難情報を発令していないなか急速な状況の悪化等により夜間・未明になって<u>発令基準例1～2に該当した場合は</u>、躊躇なく警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする。</li> <li>・<u>警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合</u>、気象庁から暴風警報が発表され次第可能な限り速やかに警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする（暴風警報の発表後3時間後には暴風となるおそれがある）。</li> <li>・土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合、土砂災害警戒区域等以外の区域であったとしても、前兆現象が発見された箇所や周辺区域を躊躇なく警戒レベル4避難指示の対象区域とする必要がある。</li> <li>・山間地域の場合、近くに指定緊急避難場所がない場合も想定されることから、当該地域の实情に応じて、早めに避難情報の判断を行うことも必要である。</li> </ul> <p><u>(新規)</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・台風等の接近により、<u>気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に土砂災害の警戒レベル4相当以上(避難指示を発令するような状況)が予想されている</u>場合には、その前の夕刻時点における警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする。他方、避難情報を発令していないなか急速な状況の悪化等により夜間・未明になって<u>発令基準に</u>該当した場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>強い降雨を伴う台風等の接近・通過に伴い暴風になると、立退き避難が困難となる。そのため、気象庁ホームページの時系列情報において、暴風の「警戒」及び土砂災害の「危険」以上(警戒レベル4相当以上)が予想されている場合は、レベル4土砂災害危険警報の発表を待たず、気象庁から暴風警報が発表され次第可能な限り速やかに警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする</u>（暴風警報の発表後3時間後には暴風となるおそれがある）。</li> </ul> </li> <li>・土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合、土砂災害警戒区域等以外の区域であったとしても、前兆現象が発見された箇所や周辺区域を躊躇なく警戒レベル4避難指示の対象区域とする必要がある。</li> <li>・山間地域の場合、近くに指定緊急避難場所がない場合も想定されることから、当該地域の实情に応じて、早めに避難情報の判断を行うことも必要である。</li> <li>・<u>なお、SNSや一般からの連絡で前兆現象の情報を得る場合もあるが、偽・誤情報の可能性もあるため、情報の真偽を確かめることが重要である。情報の正確性が判断できない場合には安易に活用しないことが必要である。</u></li> <li>・<u>また、土砂災害の前兆現象を発見した場合は、直ちに身の安全を確保する行動をとることが避難行動の特徴</u></li> </ul>	<p>④その他修正 避難情報に関するガイドライン改定に伴う修正 (P102)</p> <p>④その他修正 避難情報に関するガイドライン改定に伴う修正 (P102)</p>	<p>187</p> <p>187</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>【警戒レベル5】緊急安全確保 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当情報[土砂災害])は、人命を脅かす極めて危険な土砂災害が既に発生している蓋然性が高い状況で発表する情報であることから、大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当情報[土砂災害])の発表を警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。なお、発令対象区域の絞り込みについては、土砂災害の危険度分布において「災害切迫(黒)」「実況値が大雨特別警報(土砂災害)の基準値以上となった場合」のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合、あらかじめ警戒レベル5緊急安全確保の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域等に警戒レベル5緊急安全確保を発令する。</li> <li>・家屋の倒壊や道路の崩壊など、人的被害につながるおそれのある規模の土砂災害の発生が確認された場合</li> </ul>	<p>の1つであることに留意する必要がある。</p> <p>・発令対象区域の絞り込みについては、土砂災害の危険度分布において警戒レベル4相当の格子が出現し、その格子が土砂災害警戒区域等と重なった場合、あらかじめ警戒レベル4避難指示の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域等に警戒レベル4避難指示を発令する。一方、レベル4土砂災害危険警報が発表されるよりも前に警戒レベル4避難指示を発令する場合など、土砂災害の危険度分布において警戒レベル4相当の格子が出現していない段階で、警戒レベル4避難指示の発令が必要なことも想定される。このような場合には、土砂災害の危険度分布における警戒レベル2相当の格子と重なる土砂災害警戒区域等に対して警戒レベル4避難指示を発令することや、場合によっては市町村全域の土砂災害警戒区域等に対して警戒レベル4避難指示を発令することが考えられる。</p> <p>【警戒レベル5】緊急安全確保 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・レベル5土砂災害特別警報(警戒レベル5相当情報[土砂災害])は、命に危険を及ぼす土砂災害が既に発生している蓋然性が高い状況で発表する情報であることから、レベル5土砂災害特別警報(警戒レベル5相当情報[土砂災害])の発表を警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。なお、発令対象区域の絞り込みについては、土砂災害の危険度分布において警戒レベル5相当の格子が出現し、その格子が土砂災害警戒区域等と重なった場合、あらかじめ警戒レベル5緊急安全確保の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域等に警戒レベル5緊急安全確保を発令する。</li> <li>・家屋の倒壊や道路の崩壊など、人的被害につながるおそれのある規模の土砂災害の発生が確認された場合</li> </ul>	<p>④その他修正 避難情報に関するガイドライン改定に伴う修正(P103)</p>	<p>187</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>を警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。土砂災害警戒区域等以外の区域における災害の発生であっても、土砂災害の発生した箇所や周辺区域を含む事前に設定した区域を躊躇なく発令の対象区域とし、直ちに警戒レベル5緊急安全確保として災害の発生を伝え、命の危険があるので緊急的に身の安全を確保するよう指示する。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(4) 高潮 イ 発令対象区域の設定 避難情報の発令対象区域は、高潮浸水想定区域や高潮ハザードマップのうち、<u>高潮警報等</u>で発表される予想最高潮位に応じて想定される浸水区域を基本とし、命を脅かす危険性が高く立退き避難を必要とする区域（対象建物）を対象とする。高潮浸水想定区域の指定や高潮ハザードマップがない海岸においても同様の考え方により浸水のおそれのある区域を基本とする。 高潮浸水想定区域は想定し得る最大規模の高潮を対象としたものであり、中小規模の高潮を対象としたものではない。そのため、市町村は、<u>高潮警報等</u>の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に対して、速やかに避難情報を発令することができるよう、あらかじめ、气象台、都道府県等に相談し、中小規模の高潮により浸水が想定される区域について事前に確認しておくことが望ましい。</p>	<p>を警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。土砂災害警戒区域等以外の区域における災害の発生であっても、土砂災害の発生した箇所や周辺区域を含む事前に設定した区域を躊躇なく発令の対象区域とし、直ちに警戒レベル5緊急安全確保として災害の発生を伝え、命の危険があるので緊急的に身の安全を確保するよう指示する。</p> <p><u>・なお、SNS や一般からの連絡で土砂災害発生情報を得る場合もあるが、偽・誤情報の可能性もあるため、情報の真偽を確かめることが重要である。情報の正確性が判断できない場合には安易に活用しないことが必要である。</u></p> <p><u>・また、土砂災害は突発的に発生することが多く、発生してから避難することは困難であることに留意する必要がある。</u></p> <p>(5) 高潮 イ 発令対象区域の設定 避難情報の発令対象区域は、高潮浸水想定区域や高潮ハザードマップのうち、<u>レベル4高潮危険警報やレベル3高潮警報等</u>で発表される予想最高潮位に応じて想定される浸水区域を基本とし、命を脅かす危険性が高く立退き避難を必要とする区域（対象建物）を対象とする。高潮浸水想定区域の指定や高潮ハザードマップがない海岸においても同様の考え方により浸水のおそれのある区域を基本とする。 高潮浸水想定区域は想定し得る最大規模の高潮を対象としたものであり、中小規模の高潮を対象としたものではない。そのため、市町村は、<u>レベル4高潮危険警報やレベル3高潮警報等</u>の予想最高潮位等に応じて想定される浸水区域に対して、速やかに避難情報を発令することができるよう、あらかじめ、气象台、都道府県等に相談し、中小規模の高潮により浸水が想定される区域について事前に確認しておくことが望まし</p>	<p>④その他修正 避難情報に関するガイドライン改定に伴う修正 (P103)</p> <p>④その他修正 避難情報に関するガイドライン改定に伴う修正 (P104)</p>	<p>187</p> <p>188</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>(略)</p> <p><u>なお、想定最大規模の高潮浸水想定区域の指定が完了するまでは、これまで運用してきた高潮浸水予測区域等を参考に、さらに規模が大きいものが起こりうることを念頭に地形等を考慮して検討する。</u></p> <p>ウ 発令基準の設定</p> <p><u>【警戒レベル3】高齢者等避難(新規)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・高潮注意報が発表され、なおかつ警報に切り替わる可能性が高いと言及されている場合等、その後の台風等の接近に伴い警戒レベル4避難指示を発令する可能性がある場合に、警戒レベル3高齢者等避難を発令する。通常、警報に切り替える可能性が高い旨に言及された高潮注意報は、警報発表の3～6時間前に発表されるが、台風の接近等により見通しがたつ場合は、当該基準よりも前もって発表することもある。</u></li> <li>・台風情報で発表される、台風の強さ、位置、暴風域の範囲等の予報を判断材料として、警戒レベル3高齢者等避難を発令する。</li> <li>・台風等の接近により、夜間・未明に警戒レベル3高齢者等避難を発令するような状況が想定される場合には、<u>(新規)</u> その前の夕刻時点における警戒レベル3高齢者等避難の発令の判断材料とする。</li> <li>・<u>台風を要因とする特別警報(暴風、高潮、波浪)の発表は台風上陸12時間程度前からであるが、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性について、府県気象情報や気象庁の記者会見等で言及する場合がある。このような場合には警戒レベル3高齢者等避難を発令する。</u></li> </ul>	<p>い。</p> <p>(略)</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>ウ 発令基準の設定</p> <p><u>【警戒レベル3】高齢者等避難&lt;推定・予測情報&gt;</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・レベル3高潮警報(警戒レベル3相当情報[高潮])が発表された場合に警戒レベル3高齢者等避難を発令することを基本とする。(先行災害により堤防や施設の一部に損傷がある等の場合は、発表基準を引き下げて運用される場合があるため、そのことを考慮した発令基準の設定が必要である。)</u></li> <li>・台風情報で発表される、台風の強さ、位置、暴風域の範囲等の予報を判断材料として、警戒レベル3高齢者等避難を発令する。</li> <li>・台風等の接近により、夜間から明け方に警戒レベル3高齢者等避難を発令するような状況が想定される場合には、<u>気象庁ホームページの時系列情報において「警戒」以上(警戒レベル3相当以上の発表)が予想される時間帯も勘案しつつ、その前の夕刻時点における警戒レベル3高齢者等避難の発令の判断材料とする。</u></li> </ul> <p><u>(削る)</u></p>	<p>④水防法に基づく高潮浸水想定区域の指定に伴う削除</p> <p>④その他修正 避難情報に関するガイドライン改定に伴う修正(P108)</p>	<p>188</p> <p>188</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>【警戒レベル4】避難指示 <u>(新規)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>高潮警報（警戒レベル4相当情報[高潮]）、あるいは高潮特別警報（警戒レベル4相当情報[高潮]）が発表された場合に、警戒レベル4避難指示を発令することを基本とする。高潮特別警報（警戒レベル4相当情報[高潮]）の場合は、警報よりも警戒レベル4避難指示対象区域を広めに発令することになり、対象区域が広い分、避難に要する時間も多く確保する必要があることから、警戒レベル4避難指示を速やかに判断・発令することが望ましい。また、地形によっては局所的に高潮潮位が高くなることが想定されるが、そのことを考慮した発令基準の設定が必要である。</u></li> <li>・<u>台風等の接近により、夜間・未明に警戒レベル4避難指示を発令するような状況が想定される場合には、(新規) その前の夕刻時点における警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする。例えば、高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能が言及されている場合、その前の夕刻時点における警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする。実際に警報基準の潮位に達すると予想される時間帯については、気象警報等に記載される警報級の時間帯及び潮位観測情報を参考にする。</u></li> </ul> <p>【警戒レベル5】緊急安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>高潮における警戒レベル5緊急安全確保の発令は、以下のいずれかに該当する場合が考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。</u></li> <li>・<u>水門・陸閘等を閉めなければいけない状況だが閉まらないなど、施設の異常が確認された場合を、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料と</u></li> </ul>	<p>【警戒レベル4】避難指示 <u>&lt;推定・予測情報&gt;</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>レベル4高潮危険警報（警戒レベル4相当情報[高潮]）が発表された場合に、警戒レベル4避難指示を発令することを基本とする。(先行災害により堤防や施設の一部に損傷がある等の場合は、発表基準を引き下げて運用される場合があるため、そのことを考慮した発令基準の設定が必要である。)</u></li> <li>・<u>台風等の接近により、夜間から明け方に警戒レベル4避難指示を発令するような状況が予想される場合には、気象庁ホームページの時系列情報において「危険以上(警戒レベル4相当以上の発表)が予想されるの時間帯も勘案しつつ、その前の夕刻時点における警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする。(削る)</u></li> </ul> <p>【警戒レベル5】緊急安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>レベル5高潮特別警報の発表があった時等、災害が切迫・発生し「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に、次に掲げる各情報を活用して発令することが考えられる。「緊急安全確保」は行動変容を促すため、確認情報や計測情報を活用することを基本とする。</u></li> </ul> <p><u>&lt;確認情報&gt;</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>海岸管理者による通報や水防団からの報告、CCTVカメラ等によって高潮による浸水の発生を直接確認し</u></li> </ul>	<p>④その他修正 避難情報に関するガイドライン改定に伴う修正 (P109)</p> <p>④その他修正 避難情報に関するガイドライン改定に伴う修正 (P109)</p> <p>④その他修正 避難情報に関するガイドライン改定に伴う修正 (P109)</p>	<p>188</p> <p>189</p> <p>189</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>する。</p> <p><u>・潮位が危険潮位を超える場合、浸水が発生しているおそれがあることから、その場合を警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。</u></p> <p><u>・既に暴風域に入っていることが想定されることについて、警戒レベル5緊急安全確保の発令とあわせて情報提供すべきである。</u></p> <p><u>・高潮による海岸堤防等の倒壊や異常な越波・越流を把握した場合を警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。</u></p> <p>(5) 津波</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 発令対象区域の設定 (略)</p> <p>津波警報等で発表される津波高に応じて、発令対象とする区域は異なるため、市町村<u>毎</u>に発令対象区域をあらかじめ定めておく必要がある。そのため、市町村は、都道府県水防部局等が算定した区分<u>毎</u>の津波高により浸水が想定される区域を、あらかじめ把握しておくことが望ましい。</p> <p>6. 避難所の開設及び収容（県知事公室、県健康福祉部、県環境生活部、市町村）</p> <p>(6) 避難者の把握、避難所開設の報告</p> <p>市町村は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、あらかじめ定めていた避難者カード等により避難者の把握を行うとともに、直ちに次の事項を県に報告し、県は、その情報を国（内閣府等）に共有するよう努めるものとする。</p>	<p><u>た場合は、命の危険があり緊急的に身の安全を確保するよう促す必要があるので、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。</u></p> <p><u>・なお、SNS や一般からの連絡で氾濫発生の情報を得る場合もあるが、偽・誤情報の可能性もあるため、情報の真偽を確かめることが重要である。情報の正確性が判断できない場合には安易に活用しないことが必要である。</u></p> <p><u>&lt;計測情報&gt;</u></p> <p><u>・水位又は潮位が基準高に到達し、レベル5高潮特別警報が発表された場合、高潮による浸水が発生又は切迫している状況であることから、その場合を警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。</u></p> <p>(5) 津波</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 発令対象区域の設定 (略)</p> <p>津波警報等で発表される津波高に応じて、発令対象とする区域は異なるため、市町村<u>ごと</u>に発令対象区域をあらかじめ定めておく必要がある。そのため、市町村は、都道府県水防部局等が算定した区分<u>ごと</u>の津波高により浸水が想定される区域を、あらかじめ把握しておくことが望ましい。</p> <p>6. 避難所の開設及び収容（県知事公室、県健康福祉部、県環境生活部、市町村）</p> <p>(6) 避難者の把握、避難所開設の報告</p> <p>市町村は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、あらかじめ定めていた避難者カード等により避難者の把握を行うとともに、直ちに次の事項を県に報告し、県は、その情報を国（内閣府等）に共有するよう努めるものとする。</p>	<p>④その他修正 避難情報に関するガイドライン改定に伴う修正 (P109)</p> <p>①R7.7 防災基本計画修正の反映（用字修正）</p>	<p>189</p> <p>190</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>ア～ウ (略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(7) 避難所の管理運営 (略)</p> <p>カ 市町村は、<u>避難所</u>における生活環境に注意を払い、避難者の健康状態や<u>(新規)</u>避難所の衛生状態の把握及び福祉的な支援に努めるものとする。</p> <p>キ 市町村は、<u>指定避難所</u>における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとし、避難所開設当初から<u>(新規)</u>パーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置する<u>よう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況 (新規)</u>等の把握に努め、必要な対策を<u>講じる</u>ものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、<u>プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、</u>医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、<u>食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況</u>など、避難者の健康状態や<u>指定避難所</u>の衛生状態の把握に努め、<u>栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施</u>など、必要な措置を<u>講じる</u>よう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>ケ 市町村は、<u>避難所</u>の運営における男女共同参画 <u>(新規)</u>を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の<u>視点等に配慮する</u>ものとする。特に、乳幼児のいる世帯用エリア、女性のみ世帯用エリアの確保、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室、相談窓口の設置、生理用品・女性用下着の女性による配布、女性用トイレの配置、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による<u>指定避難所</u>における安全性の確保 <u>(新規)</u>など、女性や子育て家庭 <u>(新規)</u>等のニーズ</p>	<p>ア～ウ (略)</p> <p><u>エ 指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所 I D</u></p> <p>(7) 避難所の管理運営 (略)</p> <p>カ 市町村は、<u>避難所等</u>における生活環境に注意を払い、避難者の健康状態や<u>多様なニーズ、</u>避難所の衛生状態の把握及び福祉的な支援に努めるものとする。</p> <p>キ 市町村は、<u>避難所</u>における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとし、避難所開設当初から<u>プライバシー確保のための</u>パーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置する<u>こと、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに、快適な</u>トイレの設置状況、<u>し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況</u>等の把握に努め、必要な対策を<u>講ずる</u>ものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、<u>(削る)</u>医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、<u>(削る)</u>ごみの処理状況など、避難者の健康状態や<u>避難所</u>の衛生状態の把握に努め、<u>(削る)</u>洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を<u>講ずる</u>よう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>ケ 市町村は、<u>指定避難所等</u>の運営における男女共同参画<u>や子育て家庭の参画</u>を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の<u>視点への配慮や子ども・若者の居場所の確保に努める</u>ものとする。特に、乳幼児のいる世帯用エリア、女性のみ世帯用エリアの確保、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室、相談窓口の設置、生理用品・女性用下着の女性による配布、女性用トイレの配置、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による<u>指定避難所等</u>における安全性の</p>	<p>①R7.7 防災基本計画修正 (新旧表 P43) の反映</p> <p>①R7.7 防災基本計画修正 (新旧表 P47) の反映</p> <p>①R7.7 防災基本計画修正 (新旧表 P43) の反映</p> <p>①R7.7 防災基本計画修正 (新旧表 P43) の反映</p>	<p>194</p> <p>194</p> <p>195</p> <p>195</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>に配慮した指定避難所の運営に努めるものとする。</p> <p>コ 市町村は、指定避難所等における女性や<u>子供</u>等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や<u>子供</u>等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</p> <p>チ 市町村は、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとし、必要に応じ、被災者支援等の観点から<u>指定避難所</u>における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p>	<p>確保、<u>キッズスペースや学習スペースの設置</u>など、女性や子育て家庭、<u>こども・若者</u>等のニーズに配慮した指定避難所の運営に努めるものとする。</p> <p>コ 市町村は、指定避難所等における女性や<u>こども</u>等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や<u>こども</u>等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</p> <p>チ 市町村は、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとし、必要に応じ、被災者支援等の観点から<u>指定避難所等</u>における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p>	<p>①R7.7 防災基本計画修正の反映（用字修正）</p> <p>①R7.7 防災基本計画修正の反映（用字修正）</p> <p>①R7.7 防災基本計画修正の反映（用字修正）</p>	<p>195</p> <p>195</p> <p>196</p>
<p>12. 広域一時滞在（県知事公室、県健康福祉部、市町村）</p> <p>被災市町村は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難、避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内各市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他県の市町村への受入れについては県に対し当該他県との協議を求めることができる。</p> <p>県は、市町村から協議要求があった場合、他県と協議を行うものとする。また、被災市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないときは、被災市町村の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わっ</p>	<p>12. 広域一時滞在（県知事公室、県健康福祉部、市町村）</p> <p>被災市町村は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難、避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内各市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他県の市町村への受入れについては県に対し当該他県との協議を求めることができる。</p> <p>県は、市町村から協議要求があった場合、他県と協議を行うものとする。また、被災市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないときは、被災市町村の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わっ</p>		

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>て行うものとする。 <u>(新規)</u></p> <p>第13節 救出（市町村、消防機関、県警察本部、県知事公室、県総務部、県健康福祉部）</p> <p>6. 惨事ストレス対策 救出、救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策に努めるものとする。</p> <p>7. 応援の手続き (略)</p> <p>第14節 行方不明者等捜索及び遺体収容埋葬（県知事公室、県健康福祉部、市町村、県警察本部、海上保安部） 災害により行方不明の状態にある者で周囲の状況により既に死亡していると推定される者（以下「行方不明者等」という。）や死亡者の遺体を放置することは、人道上からも許されないことであり、混乱期の人心の安定を図るうえからも早急に実施する必要がある。 このため、関係機関・団体と緊密な連絡をとり、迅速に行方不明者の捜索及び遺体の埋葬活動を実施するものとする。 <u>(新規)</u></p> <p>第15節 医療救護（県健康福祉部、日赤県支部、県医師</p>	<p>て行うものとする。 <u>被災市町村は、広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受入先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。</u></p> <p>第13節 救出（市町村、消防機関、県警察本部、県知事公室、県総務部、県健康福祉部）</p> <p>6. 惨事ストレス対策 救出、救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策に努めるものとする。 <u>(改行)</u></p> <p>7. 応援の手続き (略)</p> <p>第14節 行方不明者等捜索及び遺体収容埋葬（県知事公室、県健康福祉部、市町村、県警察本部、海上保安部） 災害により行方不明の状態にある者で周囲の状況により既に死亡していると推定される者（以下「行方不明者等」という。）や死亡者の遺体を放置することは、人道上からも許されないことであり、混乱期の人心の安定を図るうえからも早急に実施する必要がある。 このため、関係機関・団体と緊密な連絡をとり、迅速に行方不明者の捜索及び遺体の埋葬活動を実施するものとする。 <u>また、毎年度出水期までに、氏名等公表手続きに関する研修を実施し、具体的な訓練機会を確保することで、取扱いに基づく対応の徹底を図るものとする。</u></p> <p>第15節 医療救護（県健康福祉部、日赤県支部、県医師</p>	<p>①R7.7 防災基本計画修正（新旧表P45）の反映</p> <p>④その他修正 体裁修正（改行挿入）</p> <p>③県独自の修正 令和7年8月豪雨における初動対応（ソフト面）の検証結果Ⅶ早期に講じる対策⑩を反映</p>	<p>201</p> <p>206</p> <p>207</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>会、県精神科協会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、熊本大学病院等)</p> <p>(略)</p> <p>なお、熊本地震の経験を踏まえ、医療救護活動における課題の分析、対策等の実施に当たっては、保健医療福祉調整本部のもと、第27節 保健衛生 <u>(新規)</u> と連動し、一体的に実施する。</p> <p>2. 救護活動 (2) 初動体制</p> <p>(略)</p> <p>イ 県は、医療救護活動が迅速かつ適切に実施できるよう日赤県支部、災害拠点病院、DMAT指定医療機関、熊本県公的病院災害ネットワーク、県医師会、県精神科協会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、<u>熊本大学医学部熊本附属病院</u>等に対して、早期から積極的に情報提供を行う。</p> <p>(略)</p> <p>エ 保健医療調整部門は、統括DMAT及びDPAT統括者に参集を依頼し、保健医療調整部門の下に、主に急性期におけるDMAT、DPATの活動方針の決定や関係機関との調整等を行う <u>DMAT県調整本部、DPAT県調整本部</u>を設置する。</p> <p>オ 知事は、被害の状況に応じ、<u>統括DMAT</u>の意見を聞いて、DMAT指定医療機関に対し、DMATの派遣要請を行う。また、県は、被害規模が大きく、他都道府県のDMATによる支援が必要と認められる場合は、<u>統括DMAT</u>の意見を聞いて、他の都道府県又は厚生労働省に対してDMATの派遣を要請する。</p> <p>(略)</p> <p>キ 県は、<u>災害派遣医療チーム(DMAT)</u>による活動と</p>	<p>会、県精神科協会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、熊本大学病院等)</p> <p>(略)</p> <p>なお、熊本地震の経験を踏まえ、医療救護活動における課題の分析、対策等の実施に当たっては、保健医療福祉調整本部のもと、第27節 保健衛生、<u>福祉</u>と連動し、一体的に実施する。</p> <p>2. 救護活動 (2) 初動体制</p> <p>(略)</p> <p>イ 県は、医療救護活動が迅速かつ適切に実施できるよう日赤県支部、災害拠点病院、DMAT指定医療機関、熊本県公的病院災害ネットワーク、県医師会、県精神科協会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、<u>熊本大学病院</u>等に対して、早期から積極的に情報提供を行う。</p> <p>(略)</p> <p>エ 保健医療調整部門は、統括DMAT及びDPAT統括者に参集を依頼し、保健医療調整部門の下に、主に急性期におけるDMAT、DPATの活動方針の決定や関係機関との調整等を行う <u>県DMAT調整本部、県DPAT調整本部</u>を設置する。</p> <p>オ 知事は、被害の状況に応じ、<u>災害医療コーディネーター</u>の意見を聞いて、DMAT指定医療機関に対し、DMATの派遣要請を行う。また、県は、被害規模が大きく、他都道府県のDMATによる支援が必要と認められる場合は、<u>災害医療コーディネーター</u>の意見を聞いて、他の都道府県又は厚生労働省に対してDMATの派遣を要請する。</p> <p>(略)</p> <p>キ 県は、<u>DMAT</u>による活動と並行して、また、<u>DMA</u></p>	<p>①R7.7 防災基本計画修正(新旧表P46)の反映</p> <p>④その他修正 平成31年4月1日名称変更の反映</p> <p>④その他修正 災害対応における実態の反映</p> <p>④その他修正 日本DMAT活動要領の反映</p> <p>④その他修正 体裁の修</p>	<p>209</p> <p>210</p> <p>210</p> <p>210</p> <p>210</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>並行して、また、<u>災害派遣医療チーム (DMAT)</u> 活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム (JMAT)、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム (JDAT)、日本薬剤師会、日本看護協会、日本災害リハビリテーション支援協会 (JRAT)、日本栄養士会災害支援チーム (JDA-DAT)、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーター・災害薬事コーディネーターは、都道府県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、都道府県は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>セ <u>DMAT 県調整本部</u> に <u>ドクターヘリ調整部</u> を設置するとともに、被災地のドクターヘリ基地病院等にドクターヘリ本部を設置する。<u>ドクターヘリ調整部</u> は、ドクターヘリの活動エリア、活動内容等に関して関係機関と調整を行うとともに、県内のドクターヘリのニーズを集約し、ドクターヘリ本部への活動指示等を行う。ドクターヘリ本部は、<u>ドクターヘリ調整部</u> の指揮下でドクターヘリに関する運航調整を行う。なお、全体調整については、熊本県ヘリコプター運用調整会議で行う。</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p><u>T</u> 活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム (JMAT)、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム (JDAT)、日本薬剤師会、日本看護協会、日本災害リハビリテーション支援協会 (JRAT)、日本栄養士会災害支援チーム (JDA-DAT)、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーター・災害薬事コーディネーター・<u>災害歯科コーディネーター</u> は、都道府県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、都道府県は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>セ <u>県DMAT 調整本部</u> に <u>航空医療調整担当</u> を設置するとともに、被災地のドクターヘリ基地病院等にドクターヘリ本部を設置する。<u>航空医療調整担当</u> は、ドクターヘリの活動エリア、活動内容等に関して関係機関と調整を行うとともに、県内のドクターヘリのニーズを集約し、ドクターヘリ本部への活動指示等を行う。ドクターヘリ本部は、<u>航空医療調整担当</u> の指揮下でドクターヘリに関する運航調整を行う。なお、全体調整については、熊本県ヘリコプター運用調整会議で行う。</p> <p><u>ソ 県は、必要に応じ、政府本部 (「特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部」をいう。) に対し、被災地域内の港湾における船舶を活用した医療活動を要請するものとする。</u></p>	<p>正</p> <p>④その他修正 ・災害時医療救護マニュアルの修正反映</p> <p>④その他修正 ・災害対応における実態の反映 ・令和7年3月31日付け医政地発 0331 第8号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知「大規模災害時のドクターヘリ運用体制構築に係る指針」の反映</p> <p>①R7.7 防災基本計画修正 (新旧表 P38) の反映 項目番号の誤記修正</p>	<p>210</p> <p>211</p> <p>211</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>(4) 傷病者の搬送と収容 (略)</p> <p>イ 熊本赤十字病院、<u>熊本大学医学部附属病院</u>、被災地以外の災害拠点病院や公的病院等の後方支援病院は、被災地域の医療機関で対応の困難な傷病者を受け入れる。</p> <p>(略)</p>	<p>(4) 傷病者の搬送と収容 (略)</p> <p>イ 熊本赤十字病院、<u>熊本大学病院</u>、被災地以外の災害拠点病院や公的病院等の後方支援病院は、被災地域の医療機関で対応の困難な傷病者を受け入れる。</p> <p>(略)</p>	<p>④その他修正 平成31年4月1日名称変更の反映</p>	<p>212</p>
<p><u>(新規)</u></p>	<p><u>エ 県は、必要に応じ、政府本部（「特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部」をいう。）に対し、船舶を活用した傷病者の搬送を要請するものとする。</u></p>	<p>①R7.7 防災基本計画修正（新旧表P40）の反映</p>	<p>212</p>
<p>5. 惨事ストレス対策 医療救護活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。</p> <p>6. 災害救助法に基づく医療 災害救助法を適用した場合は、「熊本県災害救助法施行細則」に定めるところによる。</p>	<p>5. 惨事ストレス対策 医療救護活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。</p> <p><u>(改行)</u></p> <p>6. 災害救助法に基づく医療 災害救助法を適用した場合は、「熊本県災害救助法施行細則」に定めるところによる。</p>	<p>④その他修正 体裁修正（改行挿入）</p>	<p>213</p>
<p>第16節 食料調達・供給（県農林水産部、県健康福祉部、県商工労働部、県環境生活部、県知事公室、農林水産省（農産局長））</p> <p>2. 食料の調達</p> <p>(2) 米穀の調達・供給（県農林水産部、農林水産省（農産局長））</p> <p>イ 応急供給 県は、米穀販売事業者に被災地域への米穀の輸送を要請し、市町村に供給するものとするが、必要な場合は、本節 <u>第2.2節</u> 輸送に基づき市町村に供給するものとする。</p>	<p>第16節 食料調達・供給（県農林水産部、県健康福祉部、県商工労働部、県環境生活部、県知事公室、農林水産省（農産局長））</p> <p>2. 食料の調達</p> <p>(2) 米穀の調達・供給（県農林水産部、農林水産省（農産局長））</p> <p>イ 応急供給 県は、米穀販売事業者に被災地域への米穀の輸送を要請し、市町村に供給するものとするが、必要な場合は、本節 <u>第2.3節</u> 輸送に基づき市町村に供給するものとする。</p>	<p>④その他修正 誤字修正</p>	<p>214</p>


第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>第17節 給水（県健康福祉部、県環境生活部）</p> <p>1. 実施体制</p> <p>(1) 飲料水供給の実施は、被災市町村が行うものとする。 市町村は、災害対策本部の中に給水対策部門を設けるとともに、被災者等へ飲料水、医療用水及び生活用水の供給を実施することとする。 <u>(新規)</u></p> <p>(2) 県は、被災市町村から、災害により被災市町村において応急給水できない旨の報告又は応急給水に関する支援の要請があった場合には、県内水道事業者、関係団体等に被災市町村への応援を要請し、飲料水の緊急確保を図るものとする。</p> <p>5. 飲料水以外の生活用水の確保 (略)</p> <p>また、学校にあるプールの水を常時溜めておくことで、大規模災害時における避難所トイレの水等の利用や、火災時の消火水として活用できるため、学校施設管理者と<u>予め</u>貯水するよう協議しておく。</p>	<p>第17節 給水（県健康福祉部、県環境生活部、<u>県土木部、県教育庁、市町村</u>）</p> <p>1. 実施体制</p> <p>(1) 飲料水供給の実施は、被災市町村が行うものとする。 市町村は、災害対策本部の中に給水対策部門を設けるとともに、被災者等へ飲料水、医療用水及び生活用水の供給を実施することとする。 <u>水道事業者は、断水が発生した場合、速やかに、断水状況を把握した上で応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、応急給水の実施に努めるものとする。</u> <u>また、水道事業者及び下水道管理者は、災害の発生時において、上下水道の構造等を勘案して、速やかに、上下水道施設の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、上下水道一体となって施設の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。</u></p> <p>(2) 県は、被災市町村から、災害により被災市町村において応急給水できない旨の報告又は応急給水に関する支援の要請があった場合には、県内水道事業者、関係団体等に被災市町村への応援を要請し、飲料水<u>等</u>の緊急確保を図るものとする。</p> <p>5. 飲料水以外の生活用水の確保 (略)</p> <p>また、学校にあるプールの水を常時溜めておくことで、大規模災害時における避難所トイレの水等の利用や、火災時の消火水として活用できるため、学校施設管理者と<u>あらかじめ</u>貯水するよう協議しておく。</p>	<p>③県独自の修正 熊本県国土強靱化地域計画P53を反映</p> <p>④その他修正 対応機関の追加</p> <p>①R7.7 防災基本計画修正（新旧表P36）の反映</p> <p>④その他修正 1.実施体制(1)にある『被災者等へ飲料水、医療用水及び生活用水の供給を…』の記載との整合に伴う修正</p> <p>①R7.7 防災基本計画修正の反映（用字修正）</p>	<p>216</p> <p>216</p> <p>216</p> <p>217</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>第19節 生活必需品供給（県健康福祉部、県環境生活部、県商工労働部）</p> <p>5. 生活必需品の円滑な提供（県健康福祉部、県商工労働部、市町村）</p> <p>県及び市町村は、被災者が必要とする生活必需品が円滑に提供されるよう、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>等を活用し情報共有を図り、迅速かつ的確な情報収集を行うものとする。</p>	<p>第19節 生活必需品供給（県健康福祉部、県環境生活部、県商工労働部）</p> <p>5. 生活必需品の円滑な提供（県健康福祉部、県商工労働部、市町村）</p> <p>県及び市町村は、被災者が必要とする生活必需品が円滑に提供されるよう、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、<u>新物資システム（B-P L o）</u>等を活用し情報共有を図り、迅速かつ的確な情報収集を行うものとする。</p>	<p>①R7.7 防災基本計画修正（新旧表 P46）の反映</p>	<p>220</p>
<p>第21節 住宅応急対策 <u>（新規）</u></p>	<p>第21節 住宅応急対策 <u>（県健康福祉部、県土木部、市町村）</u></p>	<p>④その他修正 関係部局・機関を追記</p>	<p>223</p>
<p>第22節 交通規制（県土木部、市町村、県警察本部、九州地方整備局、西日本高速道路（株）、熊本県道路公社）</p> <p>7. 災害時における車両の移動等</p> <p>(2) 道路啓開等</p> <p>（略）</p> <p>道路管理者等は、民間団体等との間の応援協定等に基づき、道路啓開等（路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、火山災害における火山噴出物の除去及び雪害における除雪を含む。）に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。</p> <p><u>（新規）</u></p> <p><u>（新規）</u></p>	<p>第22節 交通規制（県土木部、市町村、県警察本部、九州地方整備局、西日本高速道路（株）、熊本県道路公社）</p> <p>7. 災害時における車両の移動等</p> <p>(2) 道路啓開等</p> <p>（略）</p> <p>道路管理者等は、民間団体等との間の応援協定等に基づき、道路啓開等（路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、火山災害における火山噴出物の除去及び雪害における除雪を含む。）に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。</p> <p><u>状況に応じて協力し、道路啓開について、道路管理者等、警察機関、消防機関、自衛隊等は必要な措置をとるものとする。</u></p> <p><u>8. 緊急交通路の指定</u></p> <p><u>大規模災害が発生した場合の緊急交通路について、具体的な指定路線は以下のとおりである。</u></p>	<p>①R7.7 防災基本計画修正（新旧表 P41）の反映</p> <p>④その他修正 緊急交通路の指定予定路線の明記</p>	<p>230</p> <p>230</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>第23節 輸送（県知事公室、県健康福祉部、県商工労働部、県農林水産部、県土木部、九州地方整備局、九州運輸局熊本運輸支局、九州旅客鉄道(株)熊本支社、熊本海上保安部、自衛隊、関係機関）</p> <p>4. 救援物資の調達・輸送体制の構築（県知事公室、県健康福祉部、県商工労働部、関係機関）</p> <p>県は、輸送関係機関と連携し、車両の確保及び配車計画の策定を行い、迅速かつ円滑な救援物資の調達・輸送体制を構築するものとする。</p> <p>県及び市町村は、状況に応じて人員の派遣等を行いながら、あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から、県は広域物資輸送拠点を、市町村は地域内輸送拠点を開設するとともに、<u>その周知徹底を図る</u>ものとする。</p> <p>（略）</p>	 <p>第23節 輸送（県知事公室、県健康福祉部、県商工労働部、県農林水産部、県土木部、九州地方整備局、九州運輸局熊本運輸支局、九州旅客鉄道(株)熊本支社、熊本海上保安部、自衛隊、関係機関）</p> <p>4. 救援物資の調達・輸送体制の構築（県知事公室、県健康福祉部、県商工労働部、関係機関）</p> <p>県は、輸送関係機関と連携し、車両の確保及び配車計画の策定を行い、迅速かつ円滑な救援物資の調達・輸送体制を構築するものとする。</p> <p>県及び市町村は、状況に応じて人員の派遣等を行いながら、あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から、県は広域物資輸送拠点を、市町村は地域内輸送拠点を開設し、<u>その周知徹底を図るとともに、民間事業者との災害時連携協定に基づいて輸送拠点での物資の受入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整え、指定避難</u></p>	<p>①R7.7 防災基本計画修正（新旧表 P46）の反映</p>	<p>232</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>第24節 緊急通行車両確認（県知事公室、県警察本部） 2. 緊急通行車両の確認（県知事公室、県警察本部） (1) 申請手続（申請窓口） ア 知事（県） 知事公室 <u>危機管理防災課</u> （略）</p>	<p><u>所等までの輸送体制を確保する</u>ものとする。 （略）</p> <p>第24節 緊急通行車両確認（県知事公室、県警察本部） 2. 緊急通行車両の確認（県知事公室、県警察本部） (1) 申請手続（申請窓口） ア 知事（県） 知事公室 <u>危機管理防災局危機管理課・防災推進課</u> （略）</p>	<p>④その他修正 R8.4 組織改正の反映</p>	<p>235</p>
<p>第25節 民間団体活用（市町村、県健康福祉部、県教育庁、日本赤十字社熊本県支部） 災害における民間団体〔青年団、婦人会（日赤地域奉仕団）赤十字ボランティア <u>（奉仕団、防災ボランティア）</u>〕の活用については、本節の定めるところによる。 （略）</p>	<p>第25節 民間団体活用（市町村、県健康福祉部、県教育庁、日本赤十字社熊本県支部） 災害における民間団体〔青年団、婦人会（日赤地域奉仕団）赤十字ボランティア <u>（削る）</u>〕の活用については、本節の定めるところによる。 （略）</p>	<p>④その他修正 「災害ボランティア」に表現統一</p>	<p>236</p>
<p>(3) (2)の災害発生の際、知事又は県教育委員会は、一部活動業務を <u>日本赤十字社熊本県支部</u>に委託できる。</p>	<p>(3) (2)の災害発生の際、知事又は県教育委員会は、一部活動業務を <u>日赤県支部</u>に委託できる。</p>	<p>④その他修正 組織名の変更</p>	<p>236</p>
<p>第26節 労務供給（県知事公室、県総務部、県健康福祉部、熊本労働局） 2. 労務者の確保 (1) 供給の要請 地方災害対策本部を設置した場合の労務者の要請は、次によるものとする。 ア 市町村長は、災害応急措置の実施について、労務者を必要とするときは、<u>所轄地域振興局長</u>に対し、文書又は口頭をもって、要請をすること。</p> <p>3. 従事命令等による労務者の確保 (3) 従事命令等の執行</p>	<p>第26節 労務供給（県知事公室、県総務部、県健康福祉部、熊本労働局） 2. 労務者の確保 (1) 供給の要請 地方災害対策本部を設置した場合の労務者の要請は、次によるものとする。 ア 市町村長は、災害応急措置の実施について、労務者を必要とするときは、<u>所轄広域本部長・地域振興局長</u>に対し、文書又は口頭をもって、要請をすること。</p> <p>3. 従事命令等による労務者の確保 (3) 従事命令等の執行</p>	<p>④その他修正 広域本部長の追記</p>	<p>238</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>ア (略)</p> <p>なお、災害救助法に基づく従事命令等の発令は、健康福祉部健康福祉政策課が担当し、災害対策基本法に基づくものは知事公室<u>危機管理防災課</u>が担当する。</p>	<p>ア (略)</p> <p>なお、災害救助法に基づく従事命令等の発令は、健康福祉部健康福祉政策課が担当し、災害対策基本法に基づくものは知事公室<u>危機管理防災局危機管理課・防災推進課</u>が担当する。</p>	<p>④その他修正 R8.4 組織改正の反映</p>	<p>240</p>
<p>第27節 保健衛生 <u>(新規)</u> (県健康福祉部)</p> <p>被災地、特に<u>避難所</u>においては、避難が長期に及ぶ場合もあり、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置やこころのケアを含めた対策を行うものとする。</p>	<p>第27節 保健衛生 <u>福祉</u> (県健康福祉部)</p> <p>被災地、特に<u>避難所等</u>においては、避難が長期に及ぶ場合もあり、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置やこころのケアを含めた対策を行うものとする。</p>	<p>①R7.7 防災基本計画修正(新旧表P46)の反映</p> <p>①R7.7 防災基本計画修正(新旧表P47)の反映</p>	<p>241</p> <p>241</p>
<p>1～6 (略)</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>1～6 (略)</p> <p><u>7. 福祉</u></p> <p><u>県は、必要に応じ、その地域内における福祉的支援を円滑に行うための総合調整等に努めるものとする。</u></p> <p><u>県は、避難所等の高齢者、障がい者等の多様なニーズへの対応のため、必要に応じて、災害派遣福祉チームを避難所の避難者、在宅避難者や車中泊避難者のもとへ派遣するものとする。</u></p>	<p>①R7.7 防災基本計画修正(新旧表P47)の反映</p> <p>熊本県災害派遣福祉チームは、熊本 DCAT 及び熊本 DWAT の2組織で構成されるため、DWAT の記載を削る。</p>	<p>245</p>
<p>第28節 災害ボランティア連携 (県関係各部、関係機関)</p> <p>2 災害ボランティアセンターに係る体制整備</p> <p>(1) 県センター</p> <p>ウ 役割と機能</p> <p>(エ) 各種情報収集及び発信 (略)</p> <p>・マスコミや県民等の<u>問い合わせ</u>対応、ホームページの立ち上げや情報管理、県センターニュースの作成及び各関係機関、団体への発信</p>	<p>第28節 災害ボランティア連携 (県関係各部、関係機関)</p> <p>2 災害ボランティアセンターに係る体制整備</p> <p>(1) 県センター</p> <p>ウ 役割と機能</p> <p>(エ) 各種情報収集及び発信 (略)</p> <p>・マスコミや県民等の<u>問合せ</u>対応、ホームページの立ち上げや情報管理、県センターニュースの作成及び各関係機関、団体への発信</p>	<p>①R7.7 防災基本計画修正の反映(用字修正)</p>	<p>247</p>

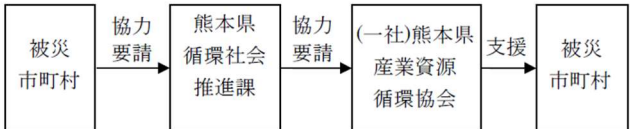
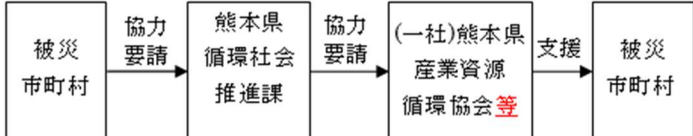
第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P												
<p>4 個々の分野における専門ボランティアとの連携            (1) 災害発生時の対応            (イ) 専門ボランティアを把握(登録等)している団体を所管又は把握している課</p> <table border="1" data-bbox="212 486 907 630"> <thead> <tr> <th>担当課</th> <th>所管又は把握している団体名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>危機管理防災課</td> <td>(一社)日本アマチュア無線連盟熊本県支部</td> </tr> <tr> <td>危機管理防災課</td> <td>NPO法人九州救助犬協会</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 平時の取組み            (略)</p>	担当課	所管又は把握している団体名	危機管理防災課	(一社)日本アマチュア無線連盟熊本県支部	危機管理防災課	NPO法人九州救助犬協会	<p>4 個々の分野における専門ボランティアとの連携            (1) 災害発生時の対応            (イ) 専門ボランティアを把握(登録等)している団体を所管又は把握している課</p> <table border="1" data-bbox="938 486 1635 630"> <thead> <tr> <th>担当課</th> <th>所管又は把握している団体名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>危機管理課</td> <td>(一社)日本アマチュア無線連盟熊本県支部</td> </tr> <tr> <td>防災推進課</td> <td>NPO法人九州救助犬協会</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 平時の取組み            (略)</p>	担当課	所管又は把握している団体名	危機管理課	(一社)日本アマチュア無線連盟熊本県支部	防災推進課	NPO法人九州救助犬協会	<p>④その他修正 R8.4 組織改正の反映 249</p> <p>④その他修正 用字修正 250</p>	
担当課	所管又は把握している団体名														
危機管理防災課	(一社)日本アマチュア無線連盟熊本県支部														
危機管理防災課	NPO法人九州救助犬協会														
担当課	所管又は把握している団体名														
危機管理課	(一社)日本アマチュア無線連盟熊本県支部														
防災推進課	NPO法人九州救助犬協会														
<p>第29節 廃棄物処理(県環境生活部、県土木部、市町村)            1. 計画の方針            県は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助や非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例に関する条例等の整備の支援を行うとともに、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。  <u>(新規)</u></p> <p>2. 被害状況調査、把握体制</p>	<p>第29節 廃棄物処理(県環境生活部、県土木部、市町村)            1. 計画の方針            県は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助や非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例に関する条例等の整備の支援を行うとともに、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力の在り方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。  <u>県及び市町村は、平時から災害発生時を見据えた災害廃棄物の早期適正処理体制の構築や対応力の向上を推進するとともに、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施し、必要に応じて災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるものとする。</u></p> <p>2. 被害状況調査、把握体制</p>	<p>①R7.7 防災基本計画修正の反映(用字修正) 251</p> <p>③県独自の修正 令和7年8月豪雨からの復旧・復興プラン1被災者の救済・生活支援の3を反映 251</p> <p>①R7.7 防災基本計画修正(新旧表P29)の反映</p>													

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>(2) 市町村は、廃棄物処理施設等の被害状況を早急に取りまとめ、<u>所轄保健所</u>へ報告する体制を整備する。</p> <p>(3) 県は、<u>保健所</u>からの被害状況報告を取りまとめ、国等関係機関へ連絡する体制を整備する。</p>	<p>(2) 市町村は、廃棄物処理施設等の被害状況を早急に取りまとめ、<u>県</u>へ報告する体制を整備する。</p> <p>(3) 県は、<u>市町村</u>からの被害状況報告を取りまとめ、国等関係機関へ連絡する体制を整備する。</p>	<p>④災害廃棄物処理計画の改訂による修正</p>	<p>251</p>
<p>3. 廃棄物の仮置場候補地の選定等</p> <p>(1) 災害廃棄物の処理を早期に完了するためには、迅速な仮置場の設置と適正な運営管理が必要となる。そのため、市町村は、あらかじめ、災害時に発生する損壊家屋や流出家屋のがれき等の災害廃棄物の仮置場候補地の<u>選定・確保（新規）</u>、動線やレイアウトの検討等に<u>（新規）</u>努めるものとする。</p> <p>また、仮置場候補地については、周辺環境や交通アクセス等に留意するとともに、浸水想定区域や河川敷、がけ地などの災害の<u>恐れ</u>がある場所を避け、複数の候補地選定に努めるものとする。</p>	<p>3. 廃棄物の仮置場候補地の選定等</p> <p>(1) 災害廃棄物の処理を早期に完了するためには、迅速な仮置場の設置と適正な運営管理が必要となる。そのため、市町村は、あらかじめ、災害時に発生する損壊家屋や流出家屋のがれき等の災害廃棄物の仮置場候補地を<u>組織的な意思決定により</u>、選定・確保し、併せて、動線やレイアウトの検討等について<u>も</u>努めるものとする。</p> <p>また、仮置場候補地については、周辺環境や交通アクセス等に留意するとともに、浸水想定区域や河川敷、がけ地などの災害の<u>おそれ</u>がある場所を避け、複数の候補地選定に努めるものとする。</p>	<p>④災害廃棄物処理計画の改訂による修正</p> <p>①R7.7 防災基本計画修正の反映（用字修正）</p>	<p>251</p> <p>251</p>
<p>5. 災害廃棄物の処理</p> <p>(4) 市町村は、災害廃棄物の発生状況を踏まえ、必要に応じて災害廃棄物の仮置場の設置を行うものと<u>（新規）</u>する。</p>	<p>5. 災害廃棄物の処理</p> <p>(4) 市町村は、災害廃棄物の発生状況を踏まえ、必要に応じて災害廃棄物の仮置場の設置を行うものと<u>し、市町村による直接の運営が困難な場合は、仮置場の運営管理や災害廃棄物の搬出・処分について業務委託を行うものとする。</u></p>	<p>④災害廃棄物処理計画の改訂による修正</p>	<p>252</p>
<p>(8) 県は、市町村からの要請を受けた時又は被害の状況等から判断して必要と認めるときは、迅速かつ適切な処理が行えるように、市町村相互間の応援要請、「九州・山口9件における災害廃棄物処理に係る相互支援協定」等に基づく他県への応援要請及び廃棄物処理業者等で構成する（一社）熊本県産業資源循環協会との災害廃棄物処理</p>	<p>(8) 県は、市町村からの要請を受けた時又は被害の状況等から判断して必要と認めるときは、迅速かつ適切な処理が行えるように、市町村相互間の応援要請、「九州・山口9件における災害廃棄物処理に係る相互支援協定」等に基づく他県への応援要請及び廃棄物処理業者等で構成する（一社）熊本県産業資源循環協会等との災害廃棄物処</p>	<p>④協定締結団体が複数</p>	<p>253</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>支援活動協定に基づく協力要請について必要な連絡調整及び助言を行うものとする。</p>  <p>第3 2節 公共施設応急工事（県総務部、県健康福祉部、県環境生活部、県農林水産部、県土木部、県企画振興部、県商工労働部、県観光文化部、県教育庁、九州旅客鉄道（株）熊本支社、九州地方整備局、西日本高速道路（株）、熊本県道路公社、市町村）</p> <p>1. 公共土木施設（県環境生活部、県土木部、九州地方整備局、熊本県道路公社、市町村）</p> <p><u>（新規）</u> 災害によって河川、海岸、道路その他の公共土木施設が被災した場合における応急工事は、次により実施する。</p> <p>(1) 実施機関 カ 水道 <u>（新規）</u></p> <p>(2) 人員資機材の確保 応急工事を実施するに当たり、実施機関のみの人員、資機材で不足する場合は、人員については、本章第 25 節 労務供給及び本章第 24 節 民間団体活用の定めるところによって、人員の確保を図るものとする。</p>	<p>理支援活動協定に基づく協力要請について必要な連絡調整及び助言を行うものとする。</p>  <p>第3 2節 公共施設応急工事（県総務部、県健康福祉部、県環境生活部、県農林水産部、県土木部、県企画振興部、県商工労働部、県観光文化部、県教育庁、九州旅客鉄道（株）熊本支社、九州地方整備局、西日本高速道路（株）、熊本県道路公社、市町村）</p> <p>1. 公共土木施設（県環境生活部、県土木部、九州地方整備局、熊本県道路公社、市町村）</p> <p><u>災害発生時においては、順次災害復旧工事に着手し、再度災害防止の観点から踏まえた必要な箇所の改良工事を行うことが必要である。また、河川施設、砂防施設等の早期復旧及び再度災害防止のための施設整備を推進する必要がある。</u></p> <p>災害によって河川、海岸、道路その他の公共土木施設が被災した場合における応急工事は、次により実施する。</p> <p>(1) 実施機関 カ 水道 <u>市町村（水道事業者及び水道用水供給事業者）</u></p> <p>(2) 人員資機材の確保 応急工事を実施するに当たり、実施機関のみの人員、資機材で不足する場合は、人員については、本章第 26 節 労務供給及び本章第 25 節 民間団体活用の定めるところによって、人員の確保を図るものとする。</p>	<p>あるため修正</p> <p>③県独自の修正 令和 7 年 8 月豪雨からの復旧・復興プラン 3 社会・産業インフラの機能回復の 6 及び 7 を反映</p> <p>④その他修正 対応機関を明記</p> <p>④その他修正 用字修正</p>	<p>P</p> <p>259</p> <p>259</p> <p>259</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>3. 社会福祉施設（県健康福祉部） <u>（新規）</u> 社会福祉施設等が被災し、応急工事を実施しなければ人命に危害を及ぼすおそれがある場合は、次により応急工事を実施する。</p>	<p>3. 社会福祉施設（県健康福祉部） <u>被災した施設の復旧が速やかに完了するよう、各施設が行う実地調査の早期着手に向けた支援を実施するものとする。</u> <u>また、</u>社会福祉施設等が被災し、応急工事を実施しなければ人命に危害を及ぼすおそれがある場合は、次により応急工事を実施する。</p>	<p>③県独自の修正 令和7年8月豪雨からの復旧・復興プラン1 被災者の救済・生活支援の2を反映</p>	261
<p>4. 医療衛生施設（県健康福祉部） <u>（新規）</u> 医療衛生施設等が被災し、応急工事を実施しなければ診療が不可能なとき、又は、入院患者に危害を及ぼすおそれがある場合は、次により応急工事を実施する。</p>	<p>4. 医療衛生施設（県健康福祉部） <u>被災した施設の復旧が速やかに完了するよう、各施設が行う実地調査の早期着手に向けた支援を実施するものとする。</u> <u>また、</u>医療衛生施設等が被災し、応急工事を実施しなければ診療が不可能なとき、又は、入院患者に危害を及ぼすおそれがある場合は、次により応急工事を実施する。</p>	<p>③県独自の修正 令和7年8月豪雨からの復旧・復興プラン1 被災者の救済・生活支援の2を反映</p>	261
<p>6. 学校施設（県教育庁、市町村、県総務部、県健康福祉部） (1) 公立学校における対策 オ 学校施設の復旧 学校施設の災害復旧に関する事業を活用して、早期に施設の復旧を図るものとする。</p>	<p>6. 学校施設（県教育庁、市町村、県総務部、県健康福祉部） (1) 公立学校における対策 オ 学校施設の復旧 学校施設の災害復旧に関する事業を活用して、早期に施設の復旧を図るものとする。<u>その際、早期に被災した学校施設等の復旧工事等に着手するとともに、被災した学校からのニーズを的確に把握し、迅速な復旧を行うものとする。</u></p>	<p>③県独自の修正 令和7年8月豪雨からの復旧・復興プラン3 社会・産業インフラの機能回復の12を反映</p>	262
<p>第33節 農林水産応急対策（県農林水産部） 2. 林業 異常気象により、造林地、ほだ場、苗畑等に被害が発生した場合は、その拡大防止と早期復旧を図るため、被災</p>	<p>第33節 農林水産応急対策（県農林水産部） 2. 林業 異常気象により、造林地、ほだ場、苗畑等に被害が発生した場合は、その拡大防止と早期復旧を図るため、被災</p>		

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P												
<p>林業者に対し、応急措置及び復旧対策について技術等の指導を行う。また、被害の発生するおそれがある場合についても、被害の未然防止対策について指導する。</p> <p>これらの措置を迅速かつ確実にを行うため、県出先機関、市町村、森林組合及びその他の関係機関と連絡を密にして当たるものとする。</p>	<p>林業者に対し、応急措置及び復旧対策について技術等の指導を行う。また、被害の発生するおそれがある場合についても、被害の未然防止対策について指導する。</p> <p>これらの措置を迅速かつ確実にを行うため、県出先機関、市町村、森林組合及びその他の関係機関と連絡を密にして当たるものとする。</p> <p><u>さらに、現場の状況に即した設計・積算に努めるとともに、建設業協会等との意見交換を通じて施工体制の確保を図り、復旧事業の計画的な整備を推進するものとする。</u></p>	<p>③県独自の修正 令和7年8月豪雨からの復旧・復興プラン3 社会・産業インフラの機能回復の10を反映</p>	263												
<p>第35節 通信施設災害応急対策 (<u>西日本電信電話株式会社熊本支店</u>)</p>	<p>第35節 通信施設災害応急対策 (<u>NTT 西日本株式会社熊本支店</u>)</p>	<p>④その他修正 社名変更に伴う修正</p>	267												
<p>第39節 九州縦貫自動車道等災害対策 (西日本高速道路(株)、熊本県道路公社、九州地方整備局)</p> <p>5. 救急医療体制</p> <p>災害により負傷者が発生した場合救急隊は<u>救急医療情報システムを活用し、緊急</u>医療機関と連絡をとり、搬送するものとする。</p> <p>6. 情報連絡体制</p> <p>(1) 連絡系統</p> <p>【高速道路等】情報伝達系統</p> <p><u>熊本県危機管理防災課</u></p> <p>(2) 連絡窓口</p> <table border="1" data-bbox="210 1219 909 1294"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>連絡窓口</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熊本県</td> <td><u>危機管理防災課</u></td> <td>096-333-2115</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	連絡窓口	電話番号	熊本県	<u>危機管理防災課</u>	096-333-2115	<p>第39節 九州縦貫自動車道等災害対策 (西日本高速道路(株)、熊本県道路公社、九州地方整備局)</p> <p>5. 救急医療体制</p> <p>災害により負傷者が発生した場合、<u>救急隊は救急</u>医療機関と連絡をとり、搬送するものとする。</p> <p>6. 情報連絡体制</p> <p>(1) 連絡系統</p> <p>【高速道路等】情報伝達系統</p> <p><u>熊本県知事公室危機管理防災局危機管理課</u></p> <p>(2) 連絡窓口</p> <table border="1" data-bbox="931 1219 1630 1294"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>連絡窓口</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熊本県</td> <td><u>防災推進課</u></td> <td>096-333-2115</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	連絡窓口	電話番号	熊本県	<u>防災推進課</u>	096-333-2115	<p>④その他修正 体裁の修正、救急医療情報システムの終了に伴う修正、誤字訂正</p> <p>④その他修正 R8.4 組織改正の反映</p>	278
機関名	連絡窓口	電話番号													
熊本県	<u>危機管理防災課</u>	096-333-2115													
機関名	連絡窓口	電話番号													
熊本県	<u>防災推進課</u>	096-333-2115													
<p>第4章 災害復旧・復興</p> <p>第3節 農林水産業施設災害復旧 (県農林水産部、関係機関)</p> <p>1. 実施機関</p>	<p>第4章 災害復旧・復興</p> <p>第3節 農林水産業施設災害復旧 (県農林水産部、関係機関)</p> <p>1. 実施機関</p>		279												
			280												

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>農地等の災害復旧は、当該災害の規模等により実施主体を決めるものとし、一般的には市町村、土地改良区、農業協同組合、漁業協同組合及び森林組合等当該機関によって施行するものであるが、災害の規模が大でしかも高度な技術を要するもの等は、その実情に応じ県営事業として施行するものとする。</p> <p>2. 復旧方針 (略)</p> <p>(2) 前記(1)の事業を推進するため、当該災害の規模等により適切な技術職員の配置を考慮するとともに、早期復旧を図るものとする。</p> <p>3. 対象事業 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第2条に規定する <u>(新規)</u> 農林水産業施設とは次のような施設である。</p> <p>(1) 農地 耕作の目的に供される土地 <u>田、畑及びわさび田</u></p> <p>第4節 その他の災害復旧</p> <p>6. 文化財災害復旧計画 文化財等の災害復旧は、必要に応じ、国庫補助事業及び県単独事業として、国、市町村、関係機関及び被災文化財の所有者と連携して、行うものとする。</p>	<p>農地等の災害復旧は、当該災害の規模等により実施主体を決めるものとし、一般的には市町村、土地改良区、農業協同組合、漁業協同組合及び森林組合等当該機関によって施行するものであるが、災害の規模が大でしかも高度な技術を要するもの等は、その実情に応じ県営事業 <u>(県営農地等災害復旧事業等) の実施や団体営農地等災害復旧事業の支援等を行う</u> ものとする。</p> <p>2. 復旧方針 (略)</p> <p>(2) 前記(1)の事業を推進するため、当該災害の規模等により適切な技術職員の配置を考慮するとともに、<u>事業主体(市町村) が他所管の災害復旧事業と調整を図れるよう支援を行うなど</u>、早期復旧を図るものとする。</p> <p>3. 対象事業 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第2条に規定する <u>農地及び</u> 農林水産業施設とは次のような施設である。</p> <p>(1) 農地 耕作の目的に供される土地 <u>(削る)</u></p> <p>第4節 その他の災害復旧</p> <p>6. 文化財災害復旧計画 文化財等の災害復旧は、必要に応じ、国庫補助事業及び県単独事業として、国、市町村、関係機関及び被災文化財の所有者と連携して、行うものとする。 <u>また、国・県指定文化財の着実な復旧を図るため、市町村の計画策定等を支援する。</u></p>	<p>③県独自の修正 令和7年8月豪雨からの復旧・復興プラン3 社会・産業インフラの機能回復の8を反映</p> <p>③県独自の修正 令和7年8月豪雨からの復旧・復興プラン3 社会・産業インフラの機能回復の9を反映</p> <p>④その他の修正 農地と施設は異なるため。補足するもの。第2条に規定されていないため削除するもの</p> <p>③県独自の修正 令和7年8月豪雨からの復旧・復興プラン3 社会・産業インフラの機能回復の</p>	<p>291</p> <p>291</p> <p>291</p> <p>295</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>第5節 被災農林漁業の経営安定（県農林水産部）</p> <p>被災した農林漁業者等が、今後の経営に支障を来さないよう、必要に応じ、補助金の創設や、必要な資金を円滑に融通するとともに、災害の状況等により、借り入れた資金の金利負担軽減措置等を講じる。</p> <p>また、被害状況を円滑に把握するため、既存の事業申請マニュアルに、被害額推定方法等災害発生から事業に至るまでの手順を追加する。</p> <p>なお、被害な甚大な市町村においては、単独で被害調査を行うことが困難であることから、国・県の職員による代行調査をルール化するものとする。</p>	<p>第5節 被災農林漁業の経営安定（県農林水産部）</p> <p>被災した農林漁業者等が、今後の経営に支障を来さないよう、必要に応じ、補助金の創設や、必要な資金を円滑に融通するとともに、災害の状況等により、借り入れた資金の金利負担軽減措置等を講じる。</p> <p><u>さらに、被災農林漁業者が速やかに事業再開できるよう、ニーズに合った支援を実施するとともに、災害に強い産地づくりに向けた中長期的な支援を継続する。</u></p> <p>また、被害状況を円滑に把握するため、既存の事業申請マニュアルに、被害額推定方法等災害発生から事業に至るまでの手順を追加する。</p> <p>なお、被害な甚大な市町村においては、単独で被害調査を行うことが困難であることから、国・県の職員による代行調査をルール化するものとする。</p>	<p>13を反映</p> <p>③県独自の修正 令和7年8月豪雨からの復旧・復興プラン2 産業復興支援の4を反映</p>	<p>296</p>
<p>第6節 被災中小企業振興 <u>(新規)</u> (略)</p> <p>災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できるよう、市町村及び県は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>第6節 被災中小企業振興 <u>(県商工労働部)</u> (略)</p> <p>災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できるよう、市町村及び県は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど体制の整備に努めるとともに、<u>再建を目指す事業者が復旧を完了できるよう支援する。</u></p>	<p>③県独自の修正 令和7年8月豪雨からの復旧・復興プラン2 産業復興支援の5を反映</p> <p>③県独自の修正 令和7年8月豪雨からの復旧・復興プラン2 産業復興支援の5を反映</p>	<p>297</p> <p>297</p>
<p>第7節 被災者自立支援対策(県知事公室、県健康福祉部、県環境生活部、<u>(新規)</u>、日赤県支部)</p> <p>1. 被災者に対する生活支援等</p> <p>市町村は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、その見守りや生活支援、相談対応等のきめ細やかな被災者支援を行うとともに、<u>被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努</u></p>	<p>第7節 被災者自立支援対策(県知事公室、県健康福祉部、県環境生活部、<u>県土木部</u>、日赤県支部)</p> <p>1. 被災者に対する生活支援等</p> <p>市町村は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、その見守りや生活支援、相談対応等のきめ細やかな被災者支援を行うとともに、<u>被災者に対し丁寧な制度周知を行い、それぞれの意向に沿っ</u></p>	<p>③県独自の修正 令和7年8月豪雨からの復旧・復興プラン1 被災者の救済・生活支援の1を反映</p> <p>③県独自の修正 令和7年8月豪雨からの復旧・</p>	<p>298</p> <p>298</p>

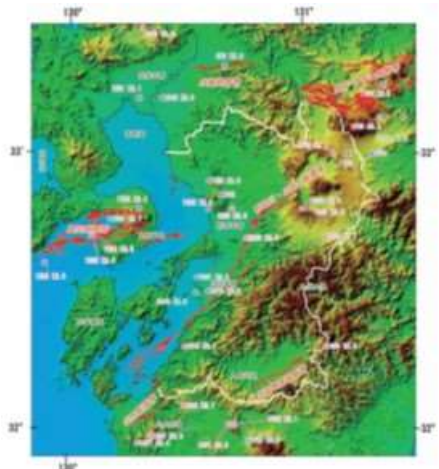
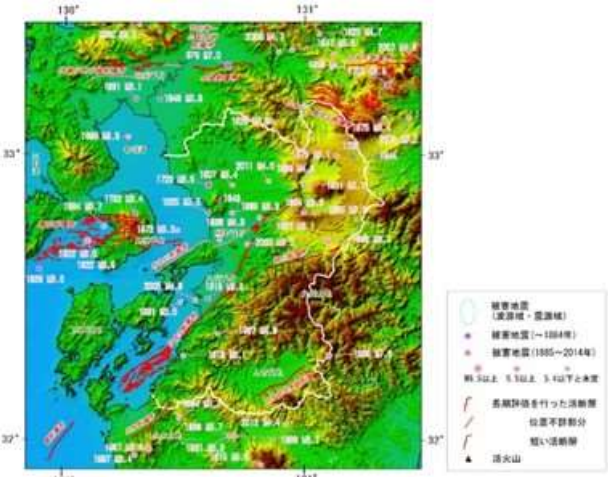
第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p><u>めるものとする。</u> <u>(新規)</u></p> <p>県は、市町村が行う被災者支援が効果的に実施されるよう、情報提供や市町村間の連携構築、地域の支援者や民間事業者等との連携による見守り体制の構築など、市町村に対する支援を行うものとする。</p> <p>2. 被災者に対する生活相談 (略)</p> <p>市町村は、消費生活相談を総合支援窓口に取り込み、優先的に相談を実施するよう努める。 <u>(新規)</u></p> <p>3. 罹災証明書の交付 (2) 交付状況等の把握及び課題共有等に関する調整</p> <p>県は、住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、市町村<u>毎</u>の進捗状況を把握するとともに、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、他の地方公共団体や民間</p>	<p><u>た生活・住まいの再建支援を図る必要がある。</u> <u>また、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるとともに、地域支え合いセンターによる支援体制構築等により、1日も早く被災前の生活を取り戻すための支援を実施するものとする。</u></p> <p><u>さらに、市町村は、国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を積極的に検討するものとする。</u></p> <p>県は、市町村が行う被災者支援が効果的に実施されるよう、情報提供や市町村間の連携構築、地域の支援者や民間事業者等との連携による見守り体制の構築など、市町村に対する支援を行うものとする。</p> <p>2. 被災者に対する生活相談 (略)</p> <p>市町村は、消費生活相談を総合支援窓口に取り込み、優先的に相談を実施するよう努める。 <u>県及び市町村は、熊本行政評価事務所が行う被災者への生活支援情報の提供、専用電話を備えた相談窓口の開設や特別行政相談所の開設といった特別行政相談活動に協力するものとする。</u></p> <p>3. 罹災証明書の交付 (2) 交付状況等の把握及び課題共有等に関する調整</p> <p>県は、住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、市町村<u>ごと</u>の進捗状況を把握するとともに、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、他の地方公共団体や民</p>	<p>復興プラン 1 被災者の救済・生活支援の1を反映</p> <p>①R7.7 防災基本計画修正（新旧表 P13）の反映</p> <p>④その他修正 行政評価事務所が指定地方行政機関に指定されたことを受けた修正</p> <p>①R7.7 防災基本計画修正の反映（用字修正）</p>	<p></p> <p>298</p> <p>298</p> <p>299</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>団体の応援を要請し、被災市町村と応援職員が合同で事務を実施できる体制構築に努めるなど当該市町村に対し必要な支援を行う。</p> <p>4. 被災者台帳の作成等 市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。<u>また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p> <p>6. 被災者自立支援対策の充実に向けた平時の取組み等 市町村は、災害時に被災者自立支援対策が遅滞なく行われるよう、平時から住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定めるとともに、担当者の人材育成、他の自治体や<u>(新規)</u>民間団体との応援協定の締結、受援体制の構築等を計画的に進め、業務実施体制の整備・充実に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>併せて、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。 県は、市町村担当者向け研修機会の充実や、業務支援経験職員名簿の作成、他の都道府県や<u>(新規)</u>民間団体との応援協定の締結等を通じて市町村の支援体制強化を図るものとする。</p>	<p>間団体の応援を要請し、被災市町村と応援職員が合同で事務を実施できる体制構築に努めるなど当該市町村に対し必要な支援を行う。</p> <p>4. 被災者台帳の作成等 市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。<u>(削る)</u></p> <p>6. 被災者自立支援対策の充実に向けた平時の取組み等 市町村は、災害時に被災者自立支援対策が遅滞なく行われるよう、平時から住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定めるとともに、担当者の人材育成、他の自治体や<u>不動産鑑定士や行政書士等土業団体その他の</u>民間団体との応援協定の締結、受援体制の構築等を計画的に進め、業務実施体制の整備・充実に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>併せて、当該業務を支援するシステムの<u>導入</u>、活用について検討するものとする。 県は、市町村担当者向け研修機会の充実や、業務支援経験職員名簿の作成、他の都道府県や<u>不動産鑑定士や行政書士等の土業団体その他の</u>民間団体との応援協定の締結等を通じて市町村の支援体制強化を図るものとする。</p>	<p>①R7.7 防災基本計画修正（新旧表 P50）の反映</p> <p>④その他修正 用字修正</p> <p>①R7.7 防災基本計画修正（新旧表 P30）の反映</p> <p>③県独自の修正 令和7年8月豪雨における初動対応（ソフト面）の検証結果Ⅶ早期に講じる対策⑧を反映 ①R7.7 防災基本計画修正（新旧表 P30）の反映</p>	<p>P</p> <p>299</p> <p>300</p> <p>300</p> <p>300</p>

第2編 地震・津波対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>第1章 総則</p> <p>第1節 本編の性格等</p> <p>2. 南海トラフ地震防災対策推進地域 (<u>平成26年3月31日内閣府告示第21号</u>)</p> <p>南海トラフ特措法第3条第1項の規定に基づく県内における南海トラフ地震防災対策推進地域は、<u>(新規)</u>宇城市、阿蘇市、天草市、阿蘇郡高森町、上益城郡山都町、<u>(新規)</u>球磨郡多良木町、同郡湯前町、同郡水上村、同郡あさぎり町及び天草郡苓北町である。</p> <p>南海トラフ地震防災対策推進地域においては、南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき、地震防災に関する措置を実施するものとする。</p> <p>第3節 被害想定</p> <p>(5) 対象地震</p> <p>熊本県周辺の主要活断層 (図面上の丸数字は上表の検討対象地震)</p> 	<p>第1章 総則</p> <p>第1節 本編の性格等</p> <p>2. 南海トラフ地震防災対策推進地域 (<u>令和7年7月2日内閣府告示第107号</u>)</p> <p>南海トラフ特措法第3条第1項の規定に基づく県内における南海トラフ地震防災対策推進地域は、<u>熊本市、宇城市、阿蘇市、天草市、阿蘇郡高森町、上益城郡山都町、八代郡氷川町、球磨郡多良木町、同郡湯前町、同郡水上村、同郡あさぎり町及び天草郡苓北町</u>である。</p> <p>南海トラフ地震防災対策推進地域においては、南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき、地震防災に関する措置を実施するものとする。</p> <p>第3節 被害想定</p> <p>(5) 対象地震</p> <p>熊本県周辺の主要活断層 (図面上の丸数字は上表の検討対象地震)</p> 	<p>④その他修正 南海トラフ地震防災対策推進地域の追加指定の反映</p> <p>④その他修正 時点修正 (最新版へ差替え)</p>	<p>304</p> <p>320</p>

第2編 地震・津波対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>第2章 災害予防</p> <p>第1節 建築物等災害予防</p> <p>3. 宅地の災害予防対策</p> <p>県は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表、市町村は、滑動崩落の<u>恐れ</u>が大きい大規模盛土造成地において、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。また、県及び市町村は液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表する。</p> <p>第4節 防災知識普及（県知事公室、県健康福祉部、県土木部、県教育庁、市町村、関係機関）</p> <p>(1) 普及の内容（県知事公室、県健康福祉部、県土木部、県警察本部、市町村、関係機関）</p> <p>(略)</p> <p>(サ) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、<u>健康保険証</u>・おくすり手帳（コピーでも可）等）の準備</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>第2章 災害予防</p> <p>第1節 建築物等災害予防</p> <p>3. 宅地の災害予防対策</p> <p>県は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表、市町村は、滑動崩落の<u>おそれ</u>が大きい大規模盛土造成地において、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。また、県及び市町村は液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表する。</p> <p>第4節 防災知識普及（県知事公室、県健康福祉部、県土木部、県教育庁、市町村、関係機関）</p> <p>(1) 普及の内容（県知事公室、県健康福祉部、県土木部、県警察本部、市町村、関係機関）</p> <p>(略)</p> <p>(サ) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、<u>マイナンバーカード</u>、おくすり手帳（コピーでも可）等）の準備</p> <p><u>第5節 津波対策（県知事公室、県土木部、県農林水産部、関係市町）</u></p> <p><u>1. 津波に強いまちづくり</u></p> <p><u>(1) 津波に強いまちの形成</u></p> <p><u>津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。特に、津波到達時間が短い地域では、おおむね5分程度で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。ただし、地形的条件や土地利用の実態など地域の状況によりこのような対応が困難な地域については、津波到達時間等を考慮して津波から避難する方策を十分に検討する必要がある。</u></p>	<p>①R7.7 防災基本計画修正の反映（用字修正）</p> <p>④その他修正 マイナ保険証利用移行に伴う修正</p> <p>④その他修正 津波災害警戒区域の指定に伴い、防災基本計画（国）から関係規定を追記</p>	<p>324</p> <p>330</p> <p>331</p>

第2編 地震・津波対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
	<p><u>県は、津波災害のおそれのある区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行うものとする。その結果を踏まえ、津波浸水想定を設定し、施設整備、警戒避難体制、土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進するものとする。</u></p> <p><u>県は、津波浸水想定を踏まえ、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域を津波災害警戒区域に指定し、津波発生時の警戒避難津波発生時の警戒避難体制の整備に努めるものとする。そのうち津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため、津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p><u>市町は、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成し、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すよう努めるものとする。</u></p> <p><u>市町は、津波災害警戒区域の指定のあったときは、市町地域防災計画において、当該区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定めるものとする。</u></p> <p><u>市町は、市町地域防災計画において、津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設については、当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。</u></p> <p><u>津波災害警戒区域をその区域に含む市町の長は、市町地域防災計画に基づき津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路、円滑な警戒避難を確保する上で必</u></p>		P

第2編 地震・津波対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
	<p><u>要な事項について住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p><u>市町は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努めるものとする。</u></p> <p><u>県及び市町は、海岸保全施設等の総合的な整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備その他避難対策の強化等の総合的な取組を進めるものとする。また、県及び市町は、河川堤防の整備等を推進するとともに、水門等の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保に努めるものとする。</u></p> <p><u>(2) 避難関連施設の整備</u></p> <p><u>市町は、指定緊急避難場所の整備に当たり、これらを津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>市町等は、津波災害警戒区域内等において、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位（基準水位）以上の場所に避難場所が配置され安全な構造である民間等の建築物について、津波避難ビル等の避難場所として確保する場合には、管理協定の締結や指定をすることなどにより、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努めるものとする。</u></p> <p><u>県及び市町は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故</u></p>		

第2編 地震・津波対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>第5節 海岸対策（県土木部、県農林水産部、県知事公室、市町）</p> <p>1. 海岸対策（県土木部、県農林水産部、市町、関係機関）</p> <p>(2) 海岸保全施設等の整備</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>港湾については、<u>近年の高波災害や気候変動を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進する。また、関係者で協働した気候変動適応策の計画的な実施を推進する。</u></p> <p>(3)～(4) (略)</p>	<p><u>の発生等を十分考慮するとともに、地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性の確保を図るものとする。また、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p>第6節 海岸対策（県土木部、県農林水産部、県知事公室、市町）</p> <p>1. 海岸対策（県土木部、県農林水産部、市町、関係機関）</p> <p>(2) 海岸保全施設等の整備</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>港湾については、<u>官民全ての関係者が協働して気候変動適応に取り組む「協働防護」により、護岸の嵩上げやコンテナの固縛等のハード・ソフト一体での高潮対策等を推進するとともに、防波堤等の耐波性能の照査や(削る)補強を推進する。(削る)</u></p> <p>(3)～(4) (略)</p>	<p>①R7.7 防災基本計画修正（新旧表 P57）の反映</p>	<p>332</p>
<p>第6節 火災予防（<u>県総務部</u>、県土木部、消防機関）</p> <p>1. 出火防止、初期消火（<u>県総務部</u>、消防機関、市町村）</p> <p>2. 火災拡大要因の除去（<u>県総務部</u>、県土木部、市町村、消防機関）</p> <p>(1) 火災危険区域の設定（<u>県総務部</u>、消防機関）</p> <p>(4) 市街地整備事業（土地区画整理事業等）の推進（<u>県総務部</u>、県土木部、市町村）</p> <p>(5) 建築物の不燃化の促進（県総務部、県土木部、市町</p>	<p>第7節 火災予防（<u>県知事公室</u>、県土木部、消防機関）</p> <p>1. 出火防止、初期消火（<u>県知事公室</u>、消防機関、市町村）</p> <p>2. 火災拡大要因の除去（<u>県知事公室</u>、県土木部、市町村、消防機関）</p> <p>(1) 火災危険区域の設定（<u>県知事公室</u>、消防機関）</p> <p>(4) 市街地整備事業（土地区画整理事業等）の推進（<u>県知事公室</u>、県土木部、市町村）</p> <p>(5) 建築物の不燃化の促進（県総務部、県土木部、市町</p>	<p>④その他修正 R8.4 組 織改正の反映</p> <p>④その他修正 R8.4 組 織改正の反映</p> <p>④その他修正 R8.4 組 織改正の反映</p>	<p>334</p> <p>334</p> <p>335</p>

第2編 地震・津波対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>村)</p> <p>3. 消防力の強化 (県総務部、消防機関、市町村)</p> <p>(1) 消防計画の整備</p> <p>地震発生時の同時多発火災に備え、消防機関ではその実情に応じて災害応急活動体制がとれるよう消防計画及び消防力の整備を行うものとする。特に消防本部(署)及び消防団車庫等の建物は、災害時に重要な拠点となるので、十分な耐震性を備えたものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>村)</p> <p>3. 消防力の強化 (県知事公室、消防機関、市町村)</p> <p>(1) 消防計画の整備</p> <p>地震発生時の同時多発火災に備え、消防機関ではその実情に応じて災害応急活動体制がとれるよう消防計画及び消防力の整備を行うものとする。特に消防本部(署)及び消防団車庫等の建物は、災害時に重要な拠点となるので、十分な耐震性を備えたものとする。</p> <p><u>消防本部は、津波警報下での安全・的確な消防活動の実施のため、県や市町村の防災担当部局等と連携した消防計画の策定等により、津波時の浸水想定を勘案した消防体制の整備に努めるものとする。</u></p>	<p>④その他修正 R8.4 組 織改正の反映</p>	<p>335</p>
<p>第7節 危険物等災害予防 (県総務部、市町村、消防機関、関係機関)</p> <p>1. 危険物にかかる予防対策</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>ア～エ</u> (略)</p> <p>2. 高圧ガス設備等の予防対策</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>ア～エ</u> (略)</p> <p>3. 火薬類に係る予防対策</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>ア～エ</u> (略)</p>	<p>第8節 危険物等災害予防 (県知事公室、市町村、消防機関、関係機関)</p> <p>1. 危険物にかかる予防対策</p> <p><u>ア 最大クラスの津波を含む津波の被害を軽減するための対策の強化</u></p> <p><u>イ～オ</u> (略)</p> <p>2. 高圧ガス設備等の予防対策</p> <p><u>ア 最大クラスの津波を含む津波の被害を軽減するための対策の強化</u></p> <p><u>イ～オ</u> (略)</p> <p>3. 火薬類に係る予防対策</p> <p><u>ア 最大クラスの津波を含む津波の被害を軽減するための対策の強化</u></p> <p><u>イ～オ</u> (略)</p>	<p>④その他修正 R8.4 組 織改正の反映</p> <p>①R7.7 防災基本計画修正 (新旧表 P55) の反映</p> <p>①R7.7 防災基本計画修正 (新旧表 P54) の反映</p> <p>①R7.7 防災基本計画修正 (新旧表 P54) の反映</p> <p>①R7.7 防災基本計画修正 (新旧表 P54) の反映</p>	<p>335</p> <p>337</p> <p>337</p> <p>337</p> <p>337</p>
<p>第8節 給水確保 (県環境生活部、市町村)</p>	<p>第9節 給水確保 (県健康福祉部、県環境生活部、市町村)</p>	<p>④その他修正 対応機</p>	<p>338</p>

第2編 地震・津波対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>1. 水道施設の耐震化 (略)</p> <p>2. 災害時応急体制の整備 (略)</p> <p>(5) 水道事業者等は、消防水利の多様化促進、緊急輸送手段の確保等について<u>平常時</u>から関係機関との協議、調整を行うものとする。 <u>(新規)</u></p>	<p>1. 水道施設の耐震化 (略)</p> <p>2. 災害時応急体制の整備 (略)</p> <p>(5) 水道事業者等は、消防水利の多様化促進、緊急輸送手段の確保等について<u>平時</u>から関係機関との協議、調整を行うものとする。</p> <p><u>(6) 市町村は、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努めるものとする。</u></p>	<p>関の追加</p> <p>①R7.7 防災基本計画修正の反映（用字修正）</p> <p>①R7.7 防災基本計画修正（新旧表 P7）の反映</p>	<p></p> <p>338</p> <p>338</p>
<p>第9節 通信施設災害予防（<u>西日本電信電話株式会社熊本支店</u>）</p> <p>第10節</p> <p>第11節 都市ガス施設災害予防（西部ガス熊本地区）</p> <p>1. 都市ガス施設耐震計画</p> <p>(5) 緊急用資機材、人員の確保 災害時に備え緊急用資機材を確保しておくとともに、これらの資機材が不足する場合を考慮して、<u>平常時</u>から外部団体及び民間機関等に対し、あらかじめ非常時の資機材の補給に関する依頼をしておくものとする。</p> <p>2. 機能の確保</p> <p>(1) ガス施設の災害予防措置 災害発生時のガス施設の被害を最小限にするため、関</p>	<p>第10節 通信施設災害予防（<u>NTT 西日本株式会社熊本支店</u>）</p> <p>第11節</p> <p>第12節 都市ガス施設災害予防（西部ガス熊本地区）</p> <p>1. 都市ガス施設耐震計画</p> <p>(5) 緊急用資機材、人員の確保 災害時に備え緊急用資機材を確保しておくとともに、これらの資機材が不足する場合を考慮して、<u>平時</u>から外部団体及び民間機関等に対し、あらかじめ非常時の資機材の補給に関する依頼をしておくものとする。</p> <p>2. 機能の確保</p> <p>(1) ガス施設の災害予防措置 災害発生時のガス施設の被害を最小限にするため、関</p>	<p>④その他修正 社名変更に伴う修正</p> <p>①R7.7 防災基本計画修正の反映（用字修正）</p>	<p>339</p> <p>341</p>

第2編 地震・津波対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>係法令、諸規定等の定めに従い、次のとおり平常時からガス施設の点検及び整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 防災用資機材の確保及び整備等</p> <p>ア 災害発生時の被害を最小限とするため、緊急措置及び早期復旧に必要な資機材について、平常時からその確保に努めるとともに、定期的にその保管状況を点検整備するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 広報活動</p> <p>平常時から需要家に対して、チラシ、テレビ、検針票等を利用して、ガスに関する安全知識の周知に努めるものとする。</p>	<p>係法令、諸規定等の定めに従い、次のとおり平時からガス施設の点検及び整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 防災用資機材の確保及び整備等</p> <p>ア 災害発生時の被害を最小限とするため、緊急措置及び早期復旧に必要な資機材について、平時からその確保に努めるとともに、定期的にその保管状況を点検整備するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 広報活動</p> <p>平時から需要家に対して、チラシ、テレビ、検針票等を利用して、ガスに関する安全知識の周知に努めるものとする。</p>	<p>①R7.7 防災基本計画修正の反映（用字修正）</p>	342
<p>第1.2節</p> <p>第1.3節 避難収容（県知事公室、県健康福祉部、県環境生活部、県農林水産部、県土木部、県教育庁、県警察本部、市町村）</p> <p>2. 避難誘導の事前措置（県知事公室、<b>県総務部</b>、県健康福祉部、県教育庁、県警察本部、市町村、消防機関、関係機関）</p> <p>(1) 指定緊急避難場所等の周知徹底</p> <p>(略)</p> <p>ウ 住民等は、アの（ア）～（オ）の内容、家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、大規模地震の発生、津波が襲来した場合の備えに万全を期するよう努めるものとする。</p>	<p>第1.3節</p> <p>第1.4節 避難収容（県知事公室、県健康福祉部、県環境生活部、県農林水産部、県土木部、県教育庁、県警察本部、市町村）</p> <p>2. 避難誘導の事前措置（県知事公室、<b>削る</b>）、県健康福祉部、県教育庁、県警察本部、市町村、消防機関、関係機関）</p> <p>(1) 指定緊急避難場所等の周知徹底</p> <p>(略)</p> <p>ウ 住民等は、アの（ア）～（オ）の内容、家族との連絡方法等を平時から確認しておき、大規模地震の発生、津波が襲来した場合の備えに万全を期するものとする。</p>	<p>①R7.7 防災基本計画修正の反映（用字修正）</p>	342
<p>第1.4節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う防災対応（県、市町村、関係機関）</p> <p>南海トラフ沿いの地域においては、地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価によるとマグニチュー</p>	<p>第1.5節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う防災対応（県、市町村、関係機関）</p> <p>南海トラフ沿いの地域においては、地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価によるとマグニチュー</p>	<p>④その他修正 R8.4 組織改正の反映</p>	347
<p>ウ 住民等は、アの（ア）～（オ）の内容、家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、大規模地震の発生、津波が襲来した場合の備えに万全を期するよう努めるものとする。</p>	<p>ウ 住民等は、アの（ア）～（オ）の内容、家族との連絡方法等を平時から確認しておき、大規模地震の発生、津波が襲来した場合の備えに万全を期するものとする。</p>	<p>①R7.7 防災基本計画修正の反映（用字修正）</p>	347

第2編 地震・津波対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>ド8～9クラスの地震が今後30年以内に発生する確率は<u>80%程度(令和7年1月1日現在)</u>とされており、大規模な地震・津波が発生すれば、本県においても、広域な範囲で被害が想定されている。</p>	<p>ド8～9クラスの地震が今後30年以内に発生する確率は<u>60～90%程度以上(令和7年1月1日現在)</u>とされており、大規模な地震・津波が発生すれば、本県においても、広域な範囲で被害が想定されている。</p>	<p>④その他修正 「南海トラフの地震活動の長期評価」の改訂反映</p>	348
<p>第3章 災害応急対策</p> <p>第1節 職員配置(県、市町村)</p> <p>1. 指揮系統</p> <p>(2) 連絡系統</p> <p>ア 県内で震度6弱以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合、<u>危機管理防災課長</u>は、直ちに知事、副知事に連絡を行い、必要な指示を受けるものとする。また、各部局長にも速やかに連絡するものとする。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 電話回線途絶により連絡不能な場合、<u>危機管理防災課長</u>は、使者の派遣等により知事に連絡するものとする。 (参考) 指揮系統図 <u>危機管理防災課</u>受信</p> <p>2. 組織の確立</p> <p>(1) 職員の配置</p> <p>イ 第1警戒体制</p> <p>(ア) 地震津波情報の伝達及び被害情報の収集を行うため、<u>危機管理防災課</u>・消防保安課職員3名による警戒体制をとるものとする。 <u>危機管理防災課</u>・消防保安課職員は、必要に応じて被害情報等を関係各部へ連絡するものとする。 (略)</p> <p>ウ 第2警戒体制 (略)</p> <p>勤務時間外に県内で震度5弱・強の地震発生又は津波警報・長周期地震動階級3の発表をテレビ、ラジオ等で確認したときは、関係課職員は直ちに自主登庁をするもの</p>	<p>第3章 災害応急対策</p> <p>第1節 職員配置(県、市町村)</p> <p>1. 指揮系統</p> <p>(2) 連絡系統</p> <p>ア 県内で震度6弱以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合、<u>防災推進課長</u>は、直ちに知事、副知事に連絡を行い、必要な指示を受けるものとする。また、各部局長にも速やかに連絡するものとする。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 電話回線途絶により連絡不能な場合、<u>防災推進課長</u>は、使者の派遣等により知事に連絡するものとする。 (参考) 指揮系統図 <u>防災推進課</u>受信</p> <p>2. 組織の確立</p> <p>(1) 職員の配置</p> <p>イ 第1警戒体制</p> <p>(ア) 地震津波情報の伝達及び被害情報の収集を行うため、<u>防災推進課</u>・<u>危機管理課</u>・消防保安課職員3名による警戒体制をとるものとする。 <u>防災推進課</u>・<u>危機管理課</u>・消防保安課職員は、必要に応じて被害情報等を関係各部へ連絡するものとする。 (略)</p> <p>ウ 第2警戒体制 (略)</p> <p>勤務時間外に県内で震度5弱・強の地震発生又は津波警報・長周期地震動階級3の発表をテレビ、ラジオ等で確認したときは、関係課職員は直ちに自主登庁をするもの</p>	<p>④その他修正 R8.4 組 組織改正の反映</p> <p>④その他修正 R8.4 組 組織改正の反映</p> <p>④その他修正 R8.4 組 組織改正の反映</p> <p>④その他修正 R8.4 組 組織改正の反映</p>	351 351 352 352

第2編 地震・津波対策編

修正前				修正後				修正理由等	P
<p>のとする。            なお、職員が登庁していない課については、<u>危機管理防災課</u>・消防保安課職員が連絡を行い、警戒体制を整えるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 職員配置体制の強化            (参考)職員の参集基準</p>				<p>とする。            なお、職員が登庁していない課については、<u>防災推進課</u>・<u>危機管理課</u>・消防保安課職員が連絡を行い、警戒体制を整えるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 職員配置体制の強化            (参考)職員の参集基準</p>				④その他修正 R8.4 組	352
警戒体制	震度等	職員配置体制	参集方法	警戒体制	震度等	職員配置体制	参集方法	④その他修正 R8.4 組	354
第1警戒体制	4・津波 注意報 の発表	<u>危機管理防災課</u> ・消防保安課 3名 (略)	勤務時間内 熊本地方気象台⇒防災情報提供装置 <u>危機管理防災課</u> 長が担当職員へ指示 勤務時間外 熊本地方気象台⇒防災センター⇒ <u>危機管理防災課</u> 長⇒担当職員登庁 (略)	第1警戒体制	4・津波 注意報 の発表	<u>防災推進課</u> ・ <u>危機管理課</u> ・消防保安課 3名 (略)	勤務時間内 熊本地方気象台⇒防災情報提供装置 <u>防災推進課</u> 長が担当職員へ指示 勤務時間外 熊本地方気象台⇒防災センター⇒ <u>防災推進課</u> 長⇒担当職員登庁 (略)		
第2警戒体制 (災害警戒本部) [自動設置]	5弱 又は 5強 ・ 津波警報 の発表 ・ 長周期地震 動階級 3の 発表	(略) <u>危機管理防災課</u> ・消防保安課	(略) なお、職員が登庁していない部局については、 <u>危機管理防災課</u> ・消防保安課職員が連絡を行い警戒体制を整えるものとする。 (略)	第2警戒体制 (災害警戒本部) [自動設置]	5弱 又は 5強 ・ 津波警報 の発表 ・ 長周期地震 動階級 3の 発表	(略) <u>防災推進課</u> ・ <u>危機管理課</u> ・消防保安課	なお、職員が登庁していない部局については、 <u>防災推進課</u> ・ <u>危機管理課</u> ・消防保安課職員が連絡を行い警戒体制を整えるものとする。 (略)		

第2編 地震・津波対策編

修正前			修正後			修正理由等	P
第2節 地震・津波情報伝達(熊本地方気象台、県知事公室) 3. 地震・津波情報の種類等 (1) 地震及び津波に関する情報 ア 地震に関する情報			第2節 地震・津波情報伝達(熊本地方気象台、県知事公室) 3. 地震・津波情報の種類等 (1) 地震及び津波に関する情報 ア 地震に関する情報				
地震情報 の種類	発表基準	内容	地震情報 の種類	発表基準	内容		
震源・震 度情報	(略)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村 <u>毎</u> の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表	震源・震 度情報	(略)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村 <u>ごと</u> の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表	①R7.7 防災基本計画修正の反映(用字修正)	361
長周期地 震動に関 する観測 情報	(略)	地域 <u>毎</u> の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測地点 <u>毎</u> に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別	長周期地 震動に関 する観測 情報	(略)	地域 <u>ごと</u> の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測地点 <u>ごと</u> に、長周期地震動階級や長周期地震動の周	①R7.7 防災基本計画修正の反映(用字修正)	361

第2編 地震・津波対策編

修正前		修正後		修正理由等	P
	階級等を発表（地震発生から10分程度で1回発表）。		期別階級等を発表（地震発生から10分程度で1回発表）。		
<p>(3) 地震及び津波に関する情報の伝達図 <u>危機管理防災課</u></p> <p>5. 予報等伝達責任者（各防災関係機関） （略）</p> <p>(1) 県：<u>危機管理防災課</u> 1人</p> <p>第3節 公共施設応急復旧（県土木部、九州地方整備局、県農林水産部、県企業局、県健康福祉部、県警察本部、県教育庁、県総務部、県企画振興部、県商工労働部、市町村）</p> <p>2. 港湾（県土木部）</p> <p>(1) 実施機関 災害により被災した港湾施設は、それぞれの管理者において、その主要度、緊急度及び公共性に応じて、関係機関の協力を求めて迅速な応急措置を実施し、努めて海上交通の確保を図るものとする。 <u>（新規）</u></p> <p>第6節 電力施設応急対策（九州電力株式会社熊本支店、九州電力送配電株式会社熊本支社）</p> <p>2. 応急対策の方法</p> <p>(2) 防災関係機関との情報連絡及び協力</p>		<p>(3) 地震及び津波に関する情報の伝達図 <u>防災推進課</u></p> <p>5. 予報等伝達責任者（各防災関係機関） （略）</p> <p>(1) 県：<u>防災推進課</u> 1人</p> <p>第3節 公共施設応急復旧（県土木部、九州地方整備局、県農林水産部、県企業局、県健康福祉部、県警察本部、県教育庁、県総務部、県企画振興部、県商工労働部、市町村）</p> <p>2. 港湾（県土木部）</p> <p>(1) 実施機関 災害により被災した港湾施設は、それぞれの管理者において、その主要度、緊急度及び公共性に応じて、関係機関の協力を求めて迅速な応急措置を実施し、努めて海上交通の確保を図るものとする。 <u>港湾管理者は、港湾施設について、早急に被害状況を把握し、国（国土交通省）に対して被害状況を報告するとともに、被災した係留施設等の利用可否判断を速やかに行うものとする。</u></p> <p>第6節 電力施設応急対策（九州電力株式会社熊本支店、九州電力送配電株式会社熊本支社）</p> <p>2. 応急対策の方法</p> <p>(2) 防災関係機関との情報連絡及び協力</p>		<p>④その他修正 R8.4 組 369 織改正の反映</p> <p>④その他修正 R8.4 組 374 織改正の反映</p> <p>①R7.7 防災基本計画修正（新旧表 P42）の反映</p>	<p>369</p> <p>374</p> <p>375</p>

## 第2編 地震・津波対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>県災害対策本部等の情報収集は、九電熊本支店及び、九電送配熊本支社非常災害対策本部要員を県<u>危機管理防災課</u>に派遣し、関係防災機関との緊密な連携に努めることとする。</p> <p>第7節 ガス施設応急対策（西部ガス熊本地区、民生用LPガス事業者）</p> <p>1. 都市ガス施設の災害応急対策</p> <p>(5) 社外期間との協調</p> <p><u>平常時</u>には、担当部署（事業者）が地方公共団体の防災会議等と、また災害時には対策本部等が地方公共団体の災害対策本部等と緊密な連絡を保ち、この計画が円滑、適切に行われるよう努める。</p>	<p>県災害対策本部等の情報収集は、九電熊本支店及び、九電送配熊本支社非常災害対策本部要員を県<u>防災推進課</u>に派遣し、関係防災機関との緊密な連携に努めることとする。</p> <p>第7節 ガス施設応急対策（西部ガス熊本地区、民生用LPガス事業者）</p> <p>1. 都市ガス施設の災害応急対策</p> <p>(5) 社外期間との協調</p> <p><u>平時</u>には、担当部署（事業者）が地方公共団体の防災会議等と、また災害時には対策本部等が地方公共団体の災害対策本部等と緊密な連絡を保ち、この計画が円滑、適切に行われるよう努める。</p>	<p>④その他修正 R8.4 組 織改正の反映</p> <p>①R7.7 防災基本計画修正の反映（用字修正）</p>	<p>381</p> <p>384</p>

## 第3編 風水害対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>第1節 高潮災害予防計画（県土木部、県農林水産部、県知事公室、市町、関係機関）</p> <p>1. 海岸対策（県土木部、県農林水産部、市町、関係機関）</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>第1節 高潮災害予防計画（県土木部、県農林水産部、県知事公室、市町、関係機関）</p> <p>1. 海岸対策（県土木部、県農林水産部、市町、関係機関）</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 水防法に基づく対応</u></p> <p><u>県は、水防法に基づき、高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する海岸について、想定し得る最大規模の高潮であって国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を公表するとともに、関係市町の長に通知するものとする。</u></p> <p><u>また、市町は水防法（水防法第14条の3）に基づく高潮浸水想定区域の指定があったときは、市町地域防災計</u></p>	<p>④その他修正 水防法に基づく高潮浸水想定区域の指定に伴う追加</p>	<p>395</p>

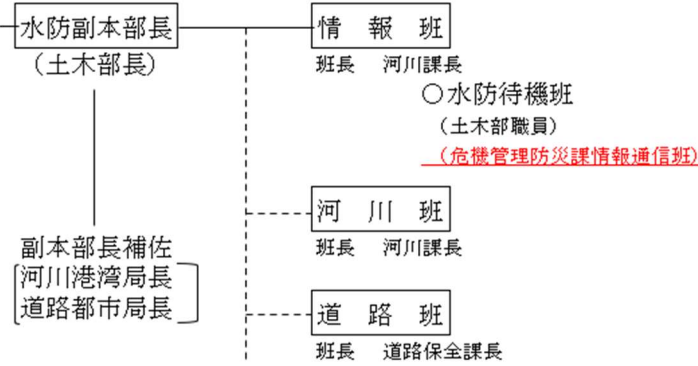
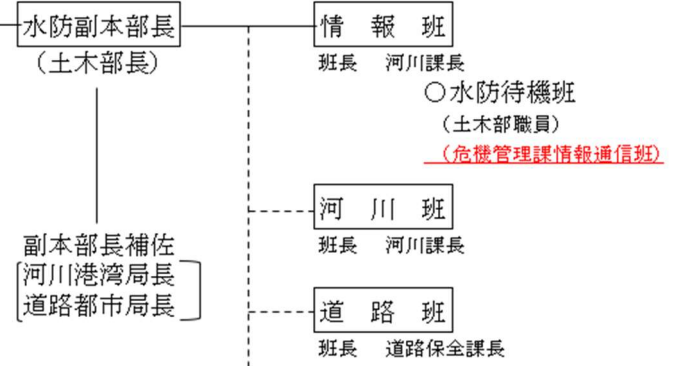
第3編 風水害対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
	<p><u>画において、次に掲げる事項について定めることとする。</u></p> <p><u>ア 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項</u></p> <p><u>イ 浸水想定区域内に地下街等で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。）で高潮時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市町が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地</u></p> <p><u>なお、名称及び所在地を定めたこれらの施設については、市町は、市町地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する高潮に係る水位情報等の伝達方法を定めるものとし、避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示等を行うものとする。</u></p> <p><u>浸水想定区域内に位置し、市町地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施するものとする。</u></p> <p><u>また、浸水想定区域内に位置し、市町地域防災計画に名称及び所在地を定められた全ての要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、これを市町長に報告するとともに、策定した計画に基づき、避難誘導等の訓練を</u></p>		P

第3編 風水害対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>(4) その他 平成11年5月に海岸法の改正が行われ、海岸の防護とともに環境や利用にも配慮した整備を目指すこととなり、国において定められた「海岸保全基本方針」を受け策定した県下各沿岸の「海岸保全基本計画」に基づき整備を実施する。</p> <p>5. 土地利用の適正化（県土木部、県農林水産部、県知事公室、市町、関係機関） 平成11年の台風18号による溢水、堤防決壊など、高潮による大規模な災害が発生していることから、災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限や、安全性を優先的に考慮した土地利用を図るものとする。 <u>(新規)</u></p> <p>第2節 災害危険地域指定（県土木部、県農林水産部、九州地方整備局、市町村） 5. 盛土関係 (1) 盛土による災害の防止のための取組<u>み</u></p> <p>第3節 水防計画（県土木部）</p>	<p><u>施し、この結果を市町長に報告するものとする。</u></p> <p>(5) その他 平成11年5月に海岸法の改正が行われ、海岸の防護とともに環境や利用にも配慮した整備を目指すこととなり、国において定められた「海岸保全基本方針」を受け策定した県下各沿岸の「海岸保全基本計画」に基づき整備を実施する。</p> <p>5. 土地利用の適正化（県土木部、県農林水産部、県知事公室、市町、関係機関） 平成11年の台風18号による溢水、堤防決壊など、高潮による大規模な災害が発生していることから、災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限や、安全性を優先的に考慮した土地利用を図るものとする。 <u>県及び市町村は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用の誘導を検討するに当たっては、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価のほか、その地域の状況や地域でとり得る防災・減災対策を幅広く考慮して総合的に判断することとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。</u></p> <p>第2節 災害危険地域指定（県土木部、県農林水産部、九州地方整備局、市町村） 5. 盛土関係 (1) 盛土による災害の防止のための取組<u>み</u></p> <p>第3節 水防計画（県土木部） 2. 水防組織</p>	<p>①R7.7 防災基本計画修正（新旧表P58）の反映</p> <p>④その他修正 用字修正</p>	<p>P</p> <p>396</p> <p>399</p>

第3編 風水害対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>2. 水防組織 (2) 水防区本部</p>  <p>水防副本部長 (土木部長)</p> <p>情報班 班長 河川課長 ○水防待機班 (土木部職員) <u>(危機管理防災課情報通信班)</u></p> <p>河川班 班長 河川課長</p> <p>道路班 班長 道路保全課長</p> <p>副本部長補佐 河川港湾局長 道路都市局長</p> <p>第4節 ダム等管理 (県農林水産部、県土木部、県企業局、市町村、九州地方整備局、九州電力株式会社熊本支店、電源開発株)</p> <p>3. 管理の方法 (2) 知事が管理するダムの操作は、次により行う。(県土木部、県企業局、<u>県農林水産部</u>)</p>	<p>(2) 水防区本部</p>  <p>水防副本部長 (土木部長)</p> <p>情報班 班長 河川課長 ○水防待機班 (土木部職員) <u>(危機管理課情報通信班)</u></p> <p>河川班 班長 河川課長</p> <p>道路班 班長 道路保全課長</p> <p>副本部長補佐 河川港湾局長 道路都市局長</p> <p>第4節 ダム等管理 (県農林水産部、県土木部、県企業局、市町村、九州地方整備局、九州電力株式会社熊本支店、電源開発株)</p> <p>3. 管理の方法 (2) 知事が管理するダムの操作は、次により行う。(県土木部、県企業局、<u>(削る)</u>)</p>	<p>④その他修正 R8.4 組織改正の反映</p> <p>④その他修正 町へ管理委託しており、農林水産部直接管理のダムがないため</p>	<p>400</p> <p>401</p>

第4編 阿蘇火山噴火対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>第2章 災害予防 第1節 防災対策事業等の推進 3. 防災対策事業等の推進 <u>(新規)</u></p>	<p>第2章 災害予防 第1節 防災対策事業等の推進 3. 防災対策事業等の推進 <u>大規模噴火に伴う降灰は広域に影響を及ぼすことから、国、県、市町村及び関係機関は、住民の安全確保策など、広域に降り積もる火山灰への対策の推進に努めるものとする。対策の検討に当たっては、可能な限り降灰域内に留まって自宅等で生活を確保することを基本としつつ、状況によっては直ちに命に危険がある場合も想定し</u></p>	<p>①R7.7 防災基本計画修正 (新旧表 P61) の反映</p>	<p>411</p>

第4編 阿蘇火山噴火対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>(1) 県 (略) イ 火山噴火予知のための観測施設の整備促進 (略)</p> <p>第2節 避難収容 1. 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所 関係市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、災害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、<u>平常時</u>から、指定避難所等の場所、収容人数、家庭動物の受け入れ方法等について、住民への周知徹底を図るものとする。</p> <p>2. 避難促進施設の指定及び避難確保計画の策定等 (2) 避難確保計画の作成 (略) 避難促進施設の施設所有者等は、「集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引き」[内閣府(防災担</p>	<p><u>て避難等の行動をとる必要があることを考慮するものとする。</u> <u>県及び市町村は、火山噴火による危険が差し迫った状態にある場合には短時間に多数の住民、登山者等の避難が必要になる場合があることを勘案し、詳細な地形や地形特性及び退避壕等の防災関連施設を表した地理空間情報の整備の推進、あらかじめ避難のための道路、港湾、広場等の整備の推進に努めるものとする。</u></p> <p>(1) 県 (略) イ 火山調査のための観測施設の整備促進 (略)</p> <p>第2節 避難収容 1. 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所 関係市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、災害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、<u>平時</u>から、指定避難所等の場所、収容人数、家庭動物の受け入れ方法等について、住民への周知徹底を図るものとする。</p> <p>2. 避難促進施設の指定及び避難確保計画の策定等 (2) 避難確保計画の作成 (略) 避難促進施設の施設所有者等は、「集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引き」[内閣府(防災担</p>	<p>①R7.7 防災基本計画修正（新旧表 P61）の反映</p> <p>①R7.7 防災基本計画修正（新旧表 P62）の反映</p> <p>①R7.7 防災基本計画修正の反映（用字修正）</p>	<p>411</p> <p>411</p> <p>412</p>

第4編 阿蘇火山噴火対策編

修正前	修正後	修正理由等	P																
<p>当))」等を参考として、従業員の体制や情報収集・伝達ルート、避難誘導方法等について定めた「避難確保計画」を<b>作成又は公表するもの</b>とし、その結果について、市町村に報告するものとする。</p>	<p>当))」等を参考として、従業員の体制や情報収集・伝達ルート、避難誘導方法等について定めた「避難確保計画」を<b>作成又は変更し、公表するとともに</b>、その結果について、市町村に報告するものとする。</p>	④その他修正 R6 防災基本計画修正内容の反映	412																
<p>第3章 災害応急対策 第2節 職員配置 1. 職員配置体制の整備 (2) 速やかな登庁体制の確保 ア 防災対策要員の指定 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>災害対策本部の区分</th> <th>職名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害対策本部（本庁）</td> <td>知事公室長、<b>総務部長</b>、危機管理監、<b>危機管理防災課長</b>、消防保安課長</td> </tr> <tr> <td>地方災害対策本部（<b>新規</b>）、<b>地域振興局</b>）</td> <td><b>新規</b>、<b>地域振興局長</b>、<b>地域振興局次長</b></td> </tr> </tbody> </table>	災害対策本部の区分	職名	災害対策本部（本庁）	知事公室長、 <b>総務部長</b> 、危機管理監、 <b>危機管理防災課長</b> 、消防保安課長	地方災害対策本部（ <b>新規</b> ）、 <b>地域振興局</b> ）	<b>新規</b> 、 <b>地域振興局長</b> 、 <b>地域振興局次長</b>	<p>第3章 災害応急対策 第2節 職員配置 1. 職員配置体制の整備 (2) 速やかな登庁体制の確保 ア 防災対策要員の指定 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>災害対策本部の区分</th> <th>職名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害対策本部（本庁）</td> <td>知事公室長、<b>削る</b>、危機管理監、<b>危機管理課長</b>、<b>防災推進課長</b>、消防保安課長</td> </tr> <tr> <td>地方災害対策本部（<b>県央広域本部</b>・<b>地域振興局</b>）</td> <td><b>県央広域本部長</b>、<b>県央広域本部総務部長</b>、<b>地域振興局長</b>、<b>地域振興局次長</b></td> </tr> </tbody> </table>	災害対策本部の区分	職名	災害対策本部（本庁）	知事公室長、 <b>削る</b> 、危機管理監、 <b>危機管理課長</b> 、 <b>防災推進課長</b> 、消防保安課長	地方災害対策本部（ <b>県央広域本部</b> ・ <b>地域振興局</b> ）	<b>県央広域本部長</b> 、 <b>県央広域本部総務部長</b> 、 <b>地域振興局長</b> 、 <b>地域振興局次長</b>	④その他修正 R8.4 組 組織改正の反映	418				
災害対策本部の区分	職名																		
災害対策本部（本庁）	知事公室長、 <b>総務部長</b> 、危機管理監、 <b>危機管理防災課長</b> 、消防保安課長																		
地方災害対策本部（ <b>新規</b> ）、 <b>地域振興局</b> ）	<b>新規</b> 、 <b>地域振興局長</b> 、 <b>地域振興局次長</b>																		
災害対策本部の区分	職名																		
災害対策本部（本庁）	知事公室長、 <b>削る</b> 、危機管理監、 <b>危機管理課長</b> 、 <b>防災推進課長</b> 、消防保安課長																		
地方災害対策本部（ <b>県央広域本部</b> ・ <b>地域振興局</b> ）	<b>県央広域本部長</b> 、 <b>県央広域本部総務部長</b> 、 <b>地域振興局長</b> 、 <b>地域振興局次長</b>																		
<p>2. 組織の確立 (1) 職員の配置 ア 警戒体制 (ア) 噴火警戒レベル2が発表された場合で、<b>危機管理防災課長</b>が必要と認めた場合 【参考】阿蘇火山噴火時における災害配置基準一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>噴火警戒レベル</th> <th>状況</th> <th>トリガー</th> <th>体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>火山活動の状況等により、警戒が必要と判断される場合</td> <td><b>危機管理防災課長</b>からの指示</td> <td>待機</td> </tr> </tbody> </table>	噴火警戒レベル	状況	トリガー	体制	2	火山活動の状況等により、警戒が必要と判断される場合	<b>危機管理防災課長</b> からの指示	待機	<p>2. 組織の確立 (1) 職員の配置 ア 警戒体制 (ア) 噴火警戒レベル2が発表された場合で、<b>防災推進課長</b>が必要と認めた場合 【参考】阿蘇火山噴火時における災害配置基準一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>噴火警戒レベル</th> <th>状況</th> <th>トリガー</th> <th>体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>火山活動の状況等により、警戒が必要と判断される場合</td> <td><b>防災推進課長</b>からの指示</td> <td>待機</td> </tr> </tbody> </table>	噴火警戒レベル	状況	トリガー	体制	2	火山活動の状況等により、警戒が必要と判断される場合	<b>防災推進課長</b> からの指示	待機	④その他修正 R8.4 組 組織改正の反映	419
噴火警戒レベル	状況	トリガー	体制																
2	火山活動の状況等により、警戒が必要と判断される場合	<b>危機管理防災課長</b> からの指示	待機																
噴火警戒レベル	状況	トリガー	体制																
2	火山活動の状況等により、警戒が必要と判断される場合	<b>防災推進課長</b> からの指示	待機																
<p>第4節 火山現象に関する予警報等伝達</p>	<p>第4節 火山現象に関する予警報等伝達</p>	④その他修正 R8.4 組 組織改正の反映	419																

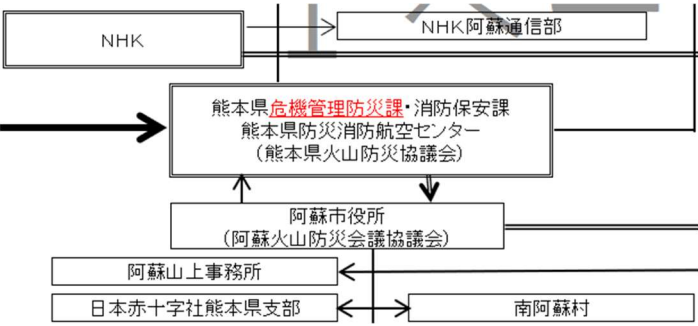
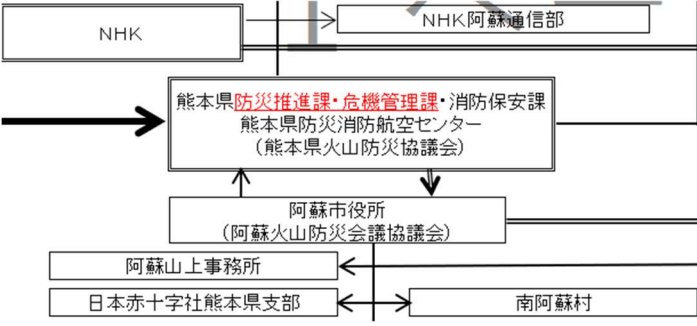
第4編 阿蘇火山噴火対策編

修正前	修正後	修正理由等	P								
<p>1. 火山現象に関する予報及び警報等</p> <p>(8) 噴火警戒レベル</p> <p><u>火山現象の予報及び警報は、噴火警戒レベルを付加して発表する。噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して発表する指標である。(別紙「阿蘇山の噴火警戒レベル」参照)</u></p> <p><u>なお、本編における噴火予報及び噴火警報の発表は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>ア 噴火警戒レベル5 (避難)</u></p> <p><u>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫しているため住民等の避難が必要と認める場合に噴火警報 (居住地域) を用いて発表。</u></p> <p><u>イ 噴火警戒レベル4 (高齢者等避難)</u></p> <p><u>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)ため、高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要と認める場合に噴火警報 (居住地域) を用いて発表。</u></p> <p><u>ウ 噴火警戒レベル3 (入山規制)</u></p> <p><u>居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想されるため、登山・入山規制等危険な地域への立入規制等が必要と認める場合に噴火警報 (火口周辺) を用いて発表。</u></p> <p><u>エ 噴火警戒レベル2 (火口周辺規制)</u></p> <p><u>火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想されるため、火口周辺への立入規制等が必要と認める場合に噴火警報 (火口周辺) を用いて発表。</u></p> <p><u>オ 噴火警戒レベル1 (活火山であることに留意)</u></p> <p><u>火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)と認められる場合に噴火予報を用いて発表。</u></p>	<p>1. 火山現象に関する予報及び警報等</p> <p>(8) 噴火警戒レベル</p> <p><u>福岡管区气象台が、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分し、噴火予報・警報に付して発表する。</u></p> <p><u>活動火山対策特別措置法第4条の規定に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平常時から、噴火時や想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備について共同で検討を実施する。噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、市町村・都道府県の「地域防災計画」に定められた火山で、噴火警戒レベルは運用される。阿蘇山の噴火警戒レベルを下表に示す。</u></p> <p><u>【噴火警報・予報の名称、火山活動の状況、噴火警戒レベル等の一覧表】</u></p> <table border="1" data-bbox="936 836 1628 1273"> <thead> <tr> <th data-bbox="936 836 1099 1078">名称</th> <th data-bbox="1099 836 1218 1078">対象範囲</th> <th data-bbox="1218 836 1391 1078">噴火警戒 レベル  (キーワード)</th> <th data-bbox="1391 836 1628 1078">火山活動の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="936 1078 1099 1273">噴火警報 (居住地域)</td> <td data-bbox="1099 1078 1218 1273">居住地域 及びそれ より火口</td> <td data-bbox="1218 1078 1391 1273">レベル5  (避難)</td> <td data-bbox="1391 1078 1628 1273">居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。</td> </tr> </tbody> </table>	名称	対象範囲	噴火警戒 レベル  (キーワード)	火山活動の状況	噴火警報 (居住地域)	居住地域 及びそれ より火口	レベル5  (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	<p>④その他修正 時点修正 (最新版へ差替え)</p>	<p>425</p>
名称	対象範囲	噴火警戒 レベル  (キーワード)	火山活動の状況								
噴火警報 (居住地域)	居住地域 及びそれ より火口	レベル5  (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。								

第4編 阿蘇火山噴火対策編

修正前	修正後				修正理由等	P
	<p><u>又は</u> <u>噴火警報</u></p>	<p><u>側</u></p>	<p><u>レベル4</u> <u>(高齢者等避難)</u></p>	<p><u>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。</u></p>		P
	<p><u>噴火警報</u> <u>(火口周辺)</u></p>	<p><u>火口から</u> <u>居住地域</u> <u>近くまで</u> <u>の広い範囲の火口</u> <u>周辺</u></p>	<p><u>レベル3</u> <u>(入山規制)</u></p>	<p><u>居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。</u></p>		
	<p><u>又は</u> <u>火口周辺警報</u></p>	<p><u>火口から</u> <u>少し離れた所まで</u> <u>の火口周辺</u></p>	<p><u>レベル2</u> <u>(火口周辺規制)</u></p>	<p><u>火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。</u></p>		

第4編 阿蘇火山噴火対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>阿蘇山の噴火警戒レベルの表 (略)</p> <p>2. 予警報等の伝達                      (3) 噴火予報、噴火警報、噴火速報及び火山の状況に関する解説情報の伝達体制の整備                      ○ 噴火警報・予報等の伝達系統図</p> 	<p>阿蘇山の噴火警戒レベルの表 (略)</p> <p>2. 予警報等の伝達                      (3) 噴火予報、噴火警報、噴火速報及び火山の状況に関する解説情報の伝達体制の整備                      ○ 噴火警報・予報等の伝達系統図</p> 	<p>火山活動は静穏。</p> <p>レベル1                      (活火山であることに留意)</p> <p>火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。</p> <p>④その他修正                      組織改正の反映</p>	<p>R.4 組                      428</p>

第4編 阿蘇火山噴火対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>(6) 災害危険予想区域の把握等 イ (略)</p>	<p>(6) 災害危険予想区域の把握等 イ (略)</p>	<p>④その他修正 R8.4 組 織改正の反映</p>	<p>429</p>

第5編 海上災害対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>第2節 海上災害応急対策（熊本海上保安部、県知事公室、県健康福祉部、県環境生活部、県農林水産部、県土木部） 1. 各関係機関の措置 (2) 熊本県の措置 ア 組織の確立 (ア) 第1警戒体制 海上災害が発生し、人命救助が必要となる可能性がある場合又は本県の近海で大量の油排出事故が発生し県沿岸に漂着する可能性があるためその状況を監視する必要</p>	<p>第2節 海上災害応急対策（熊本海上保安部、県知事公室、県健康福祉部、県環境生活部、県農林水産部、県土木部） 1. 各関係機関の措置 (2) 熊本県の措置 ア 組織の確立 (ア) 第1警戒体制 海上災害が発生し、人命救助が必要となる可能性がある場合又は本県の近海で大量の油排出事故が発生し県沿岸に漂着する可能性があるためその状況を監視する必要 がある場合には、海上災害に関する情報の伝達及び被害</p>		

第5編 海上災害対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>がある場合には、海上災害に関する情報の伝達及び被害情報の収集を行うため、<b>危機管理防災課</b>・消防保安課職員による警戒体制をとるものとする。</p> <p>(4) 沿岸市町村の措置 キ 排出油に係る対策 ウ) 海上災害により油が排出し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、海岸線の陸上パトロール等を実施のうえ、広域本部・地域振興局を經由して県災害対策本部(<b>危機管理防災課</b>)に報告するものとする。</p>	<p>情報の収集を行うため、<b>防災推進課</b>・<b>危機管理課</b>・消防保安課職員による警戒体制をとるものとする。</p> <p>(4) 沿岸市町村の措置 キ 排出油に係る対策 ウ) 海上災害により油が排出し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、海岸線の陸上パトロール等を実施のうえ、広域本部・地域振興局を經由して県災害対策本部(<b>防災推進課</b>)に報告するものとする。</p>	<p>④その他修正 R8.4 組 織改正の反映</p> <p>④その他修正 R8.4 組 織改正の反映</p>	<p>445</p> <p>448</p>

第6編 航空機災害対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>第1節 航空機災害応急対策（県知事公室、県企画振興部、県健康福祉部、県土木部、市町村、阿蘇くまもと空港、関係機関）</p> <p>1. 各関係機関の措置</p> <p>(1) 情報の通信連絡及び広報</p> <p>ア 航空機災害が発生した場合の通信連絡系統は次のとおりである。</p> <p>(イ) 空港内で災害が発生した場合（天草空港）</p>	<p>第1節 航空機災害応急対策（県知事公室、県企画振興部、県健康福祉部、県土木部、市町村、阿蘇くまもと空港、関係機関）</p> <p>1. 各関係機関の措置</p> <p>(1) 情報の通信連絡及び広報</p> <p>ア 航空機災害が発生した場合の通信連絡系統は次のとおりである。</p> <p>(イ) 空港内で災害が発生した場合（天草空港）</p>	<p>④その他修正 R8.4 組 織改正の反映</p>	<p>455</p>

第6編 航空機災害対策編

修正前			修正後			修正理由等	P
エ 各関係機関の窓口は次のとおりとする。(阿蘇くまもと空港)			エ 各関係機関の窓口は次のとおりとする。(阿蘇くまもと空港)			④その他修正 R8.4 組 織改正の反映	456
区分	機関名 (順不同)	所在地	区分	機関名 (順不同)	所在地		
地方自治体	10 熊本県知事公室 <u>危機管理防災課</u>	(略)	地方自治体	10 熊本県知事公室 <u>危機管理防災局 防災推進課</u>	(略)		
その他関係機関	50 <u>西日本電信電話(株) 熊本支店 設備部企画担当</u>	<u>862-0805</u> <u>熊本市中央区桜町 3-1</u>	その他関係機関	50 <u>NTT 西日本(株) 熊本支店 設備部</u>	<u>862-0976</u> <u>熊本市中央区九 品寺 1-2-11</u>	④その他修正 社名変 更に伴う修正、転居に伴 う住所変更	456
オ 各関係機関の窓口は次のとおりとする。(天草空港)			オ 各関係機関の窓口は次のとおりとする。(天草空港)			④その他修正 R8.4 組 織改正の反映	457
区分	機関名 (順不同)	所在地	区分	機関名 (順不同)	所在地		
地方自治体	4 熊本県知事公室 <u>危機管理 防災課</u>	(略)	地方自治体	4 熊本県知事公室 <u>危機管理 防災局防災推進課</u>	(略)		
その他関係機関	15 <u>西日本電信電話(株) 熊 本支店設備部企画担当</u>	(略)	その他関係機関	15 <u>NTT 西日本(株) 熊本支店 設備部</u>	(略)	④その他修正 社名変 更に伴う修正	457
(2) 組織の確立 ア 第1警戒体制 航空機の墜落等が発生し、又は発生した可能性があり、人命救助が必要となる可能性がある場合には、航空機災害に関する情報の伝達および被害情報の収集を行うため、 <u>危機管理防災課</u> ・消防保安課職員による警戒体制をとるものとする。			(2) 組織の確立 ア 第1警戒体制 航空機の墜落等が発生し、又は発生した可能性があり、人命救助が必要となる可能性がある場合には、航空機災害に関する情報の伝達および被害情報の収集を行うため、 <u>防災推進課</u> ・ <u>危機管理課</u> ・消防保安課職員による警戒体制をとるものとする。			④その他修正 R8.4 組 織改正の反映	457

第7編 特殊災害対策編

前	修正後	修正理由等	P
第2章 防災関係機関及び企業等の処理すべき事務又は業務の大綱	第2章 防災関係機関及び企業等の処理すべき事務又は業務の大綱		
第1節 防災関係機関 (6) 指定公共機関及び指定地方公共機関 ア <u>西日本電信電話株式会社（熊本支店）</u>	第1節 防災関係機関 (6) 指定公共機関及び指定地方公共機関 ア <u>NTT 西日本株式会社（熊本支店）</u>	④その他修正 社名変更に伴う修正	464
第5章 災害応急対策	第5章 災害応急対策		
第2節 組織動員 1. 防災関係機関 (1) 熊本県  (略) ア 災害対策本部設置前における体制 関係部課長は、災害の発生が予想される情報を受理したときは所要の人員により情報の収集伝達を行い、災害応急対策の整備を図るとともに、 <u>危機管理防災課</u> 長へ連絡するものとする。	第2節 組織動員 1. 防災関係機関 (1) 熊本県  (略) ア 災害対策本部設置前における体制 関係部課長は、災害の発生が予想される情報を受理したときは所要の人員により情報の収集伝達を行い、災害応急対策の整備を図るとともに、 <u>防災推進課</u> 長へ連絡するものとする。	④その他修正 R8.4 組織改正の反映	470
第3節 陸上災害の場合の各種応急措置 9. 輸送 (2) 地元市町の措置 ③ 県警察（県公安委員会）において緊急交通路確保のための交通規制の措置がとられたときは、県公安委員会（県警察本部）又は県（ <u>危機管理防災課</u> ）に対し、緊急通行車両の確認を申請し、確認証明書及び標章の交付を受ける。	第3節 陸上災害の場合の各種応急措置 9. 輸送 (2) 地元市町の措置 ③ 県警察（県公安委員会）において緊急交通路確保のための交通規制の措置がとられたときは、県公安委員会（県警察本部）又は県（ <u>防災推進課</u> ）に対し、緊急通行車両の確認を申請し、確認証明書及び標章の交付を受ける。	④その他修正 R8.4 組織改正の反映	480

第8編 原子力災害対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
第2章 防災活動体制 第1節 対策本部等の体制（県知事公室、市町村、関係機関） （別表2）	第2章 防災活動体制 第1節 対策本部等の体制（県知事公室、市町村、関係機関） （別表2）		

第8編 原子力災害対策編

修正前		修正後		修正理由等	P
機関名	事務又は業務	機関名	事務又は業務	④その他修正 原子力災害対策指針(令和7年6月4日一部改正)改正内容の反映	488
熊本県	(略) 6 健康相談及び医療体制の整備 (略)	熊本県	(略) 6 健康相談及び原子力災害医療体制の整備 (略)		
市町村	(略) 6 健康相談及び医療体制の整備に関する県への協力 (略)	市町村	(略) 6 健康相談及び原子力災害医療体制の整備に関する県への協力 (略)		
日本赤十字社(熊本県支部)	1 健康相談及び医療体制の整備に関する県への協力	日本赤十字社(熊本県支部)	1 健康相談及び原子力災害医療体制の整備に関する県への協力		
第3章 災害予防		第3章 災害予防			
第1節 情報の収集・連絡体制の整備(県知事公室、市町村、関係機関)		第1節 情報の収集・連絡体制の整備(県知事公室、市町村、関係機関)		①R7.7 防災基本計画修正の反映(用字修正)	489
1. 情報収集・連絡体制の整備 県は、原子力発電所事故等に関して、できるだけ迅速に情報収集・連絡を行うため、発電事業者である九州電力株式会社と平成24年7月6日に「川内原子力発電所に係る防災情報等の連絡に関する覚書」、平成25年3月28日に「玄海原子力発電所に係る防災情報等の連絡に関する覚書」を締結しており、これに定められた「非常時」、「異常時」及び「平常時」の各当該事象が川内原子力発電所及び玄海原子力発電所において発生した場合には、九州電力株式会社は本県に対してあらかじめ定めた方法により、情報連絡を実施することとしている。 <u>(新規)</u> また、県、市町村及び関係機関は、訓練の実施等により情報収集・連携体制の一層の充実を図る。		1. 情報収集・連絡体制の整備 県は、原子力発電所事故等に関して、できるだけ迅速に情報収集・連絡を行うため、発電事業者である九州電力株式会社と平成24年7月6日に「川内原子力発電所に係る防災情報等の連絡に関する覚書」、平成25年3月28日に「玄海原子力発電所に係る防災情報等の連絡に関する覚書」を締結しており、これに定められた「非常時」、「異常時」及び「平時」の各当該事象が川内原子力発電所及び玄海原子力発電所において発生した場合には、九州電力株式会社は本県に対してあらかじめ定めた方法により、情報連絡を実施することとしている。 <u>県及び市町村は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、船舶、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム(ヘリサット)、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。</u>			

第8編 原子力災害対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>2. 住民等への情報伝達体制の整備 (略)</p> <p>さらに、県は、市町村等と連携し、必要に応じ住民等からの<u>問い合わせ</u>に対応する相談窓口が設置できるよう平常時から情報収集に努める。</p> <p>第5節 健康相談及び医療体制の整備（県健康福祉部、市町村、関係機関）</p> <p>県及び市町村は、県内の医療機関等と連携して、避難所等でのサーベイメータ等を用いた<u>放射性物質の汚染検査（スクリーニング）、ふき取り</u>等の簡易除染、安定ヨウ素剤服用（配布）及び健康相談等の実施体制を整備する。</p> <p>県は、<u>スクリーニング</u>や安定ヨウ素剤服用（配布）等の実施体制の整備が図られるよう、県内の医療機関等と連携して、医療従事者に対する研修等の実施（国等が実施する医療従事者を対象とした研修会等への参加を含む）に努める。</p>	<p>また、県、市町村及び関係機関は、訓練の実施等により情報収集・連携体制の一層の充実を図る。</p> <p>2. 住民等への情報伝達体制の整備 (略)</p> <p>さらに、県は、市町村等と連携し、必要に応じ住民等からの<u>問合せ</u>に対応する相談窓口が設置できるよう<u>平時</u>から情報収集に努める。</p> <p>第5節 健康相談及び医療体制の整備（県健康福祉部、市町村、関係機関）</p> <p>県及び市町村は、県内の医療機関等と連携して、避難所等でのサーベイメータ等を用いた<u>避難退域時検査、拭き取り</u>等の簡易除染、安定ヨウ素剤服用（配布）及び健康相談等の実施体制を整備する。</p> <p>県は、<u>避難退域時検査</u>や安定ヨウ素剤服用（配布）等の実施体制の整備が図られるよう、県内の医療機関等と連携して、医療従事者に対する研修等の実施（国等が実施する医療従事者を対象とした研修会等への参加を含む）に努める。</p>	<p>①R7.7 防災基本計画修正の反映（用字修正）</p> <p>④その他修正 原子力災害対策指針（令和7年6月4日一部改正）改正内容の反映</p>	<p>489</p> <p>490</p>
<p>第4章 災害応急対策</p> <p>第3節 情報の連絡（県知事公室、市町村、関係機関）</p> <p>5. 相談窓口の設置</p> <p>県は、市町村等と連携し、必要に応じて、県民等からの<u>問い合わせ</u>に対応する相談窓口を設置する。</p> <p>第4節 住民避難等の防護<u>活動</u>（県知事公室、市町村、関係機関）</p> <p>第6節 健康相談及び医療の実施（県健康福祉部、市町村、</p>	<p>第4章 災害応急対策</p> <p>第3節 情報の連絡（県知事公室、市町村、関係機関）</p> <p>5. 相談窓口の設置</p> <p>県は、市町村等と連携し、必要に応じて、県民等からの<u>問合せ</u>に対応する相談窓口を設置する。</p> <p>第4節 住民避難等の防護<u>措置</u>（県知事公室、市町村、関係機関）</p> <p>第6節 健康相談及び医療の実施（県健康福祉部、市町村、</p>	<p>①R7.7 防災基本計画修正の反映（用字修正）</p> <p>④その他修正 原子力災害対策指針（令和7年6月4日一部改正）改正内容の反映</p>	<p>492</p> <p>492</p>

第8編 原子力災害対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>関係機関)</p> <p>県及び市町村は、必要に応じて、県内の医療機関等の協力を得て、避難所等でのサーベイメータ等を用いた放射性物質の<u>汚染検査(スクリーニング)</u>、<u>ふき取り</u>等の簡易除染、安定ヨウ素剤服用(配布)及び健康相談等を実施する。</p>	<p>関係機関)</p> <p>県及び市町村は、必要に応じて、県内の医療機関等の協力を得て、避難所等でのサーベイメータ等を用いた放射性物質の<u>避難退域時検査</u>等の簡易除染、安定ヨウ素剤服用(配布)及び健康相談等を実施する。</p>	<p>④その他修正 原子力災害対策指針(令和7年6月4日一部改正)改正内容の反映</p>	493

第9編 火事災害対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>新規</p> <p>新規</p>	<p><u>第1章 大規模な火事災害対策編</u></p> <p><u>第1節 災害予防(県知事公室、県土木部、県観光文化部、県健康福祉部、県企業局、県教育庁、市町村、指定公共機関)</u></p> <p><u>1. 災害に強いまちづくり</u></p> <p><u>(1) 災害に強いまちの形成</u></p> <p><u>ア 県及び市町村は、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾緑地等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、海水・河川水・下水処理等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強い都市構造の形成を図るものとする。</u></p> <p><u>イ 県及び市町村、事業者等は、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急</u></p>	<p>④その他修正 R7.7 防災基本計画 第14編大規模な火事災害対策編(P335-341)の反映</p>	新規

第9編 火事災害対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
新規	<p><u>第1章 大規模な火事災害対策編</u></p> <p><u>救助用のスペースの設置を促進するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(2)火災に対する建築物の安全化</u></p> <p><u>ア 消防用設備等の整備、維持管理</u></p> <p><u>(ア) 県及び市町村、事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の高層建築物、地下街等について、法令に適合したスプリンクラー設備等の消防用設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう 定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行うものとする。</u></p> <p><u>(イ) 県及び市町村、事業者等は、高層建築物等において最新の技術を活用し、建築物全体として総合的かつ有機的に機能する消防防災システムのインテリジェント化の推進に努めるものとする。また、消防用設備等の防災設備全般の監視、操作等を行うための総合操作盤の防災センターにおける設置の促進を図るものとする。</u></p> <p><u>イ 建築物の防火管理体制</u></p> <p><u>県及び市町村、事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の高層建築物、地下街等について、防火管理者を適正に選任するとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図るものとする。</u></p> <p><u>ウ 建築物の安全対策の推進</u></p> <p><u>(ア) 県及び市町村は、火災等の災害から人命の安全を確保するため、特殊建築物等の適切な維持保全及び必要な防災改修を促進するものとする。</u></p> <p><u>(イ) 県及び市町村、事業者等は、高層建築物、地下街等について、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化、</u></p>		P

第9編 火事災害対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
新規	<p><u>第1章 大規模な火事災害対策編</u></p> <p><u>防火区画の徹底などによる火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等における火気の使用制限、安全なガスの使用などによる火災安全対策の充実を図るものとする。</u></p> <p><u>(ウ) 県及び市町村は、文化財保護のための施設・設備の整備等の防火対策に努めるものとする。</u></p> <p><u>2. 防災知識の普及</u></p> <p><u>(1) 防災知識の普及</u></p> <p><u>県等は、全国火災予防運動、防災週間等を通じ、住民に対し、大規模な火事の被害想定等を示しながらその危険性を周知するものとする。</u></p> <p><u>(2) 防災関連設備等の普及</u></p> <p><u>市町村は、住民等に対して消火器、避難用補助具等の普及に努めるものとする。</u></p> <p><u>3. 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え</u></p> <p><u>(1) 避難の受入れ及び情報提供活動関係</u></p> <p><u>指定緊急避難場所については、市町村は、木造住宅密集地域外等の大規模な火災の発生が想定されない安全区域内に立地する施設等であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。</u></p> <p><u>(2) 施設、設備の応急復旧活動関係</u></p> <p><u>県及び市町村、公共機関は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。</u></p> <p><u>(3) 防災関係機関等の防災訓練の実施</u></p> <p><u>ア 消防機関は、大規模災害を想定し、より実践的な消</u></p>		P

第9編 火事災害対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
新規	<p><u>第1章 大規模な火事災害対策編</u></p> <p><u>火、救助・救急等の訓練を実施するものとする。</u></p> <p><u>イ 消防機関を始めとする地方公共団体、国の機関、事業者、地域住民等が相互に連携した訓練を実施するものとする。</u></p> <p><u>第2節 災害応急対策（県知事公室、県土木部、県警察本部、九州地方整備局、自衛隊、市町村）</u></p> <p><u>1. 消火活動</u></p> <p><u>消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。</u></p> <p><u>2. 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動</u></p> <p><u>警察機関、道路管理者、国〔海上保安庁〕及び非常災害対策本部は、交通規制に当たって、相互に密接な連絡をとるものとする。</u></p> <p><u>第3節 災害復旧・復興（県知事公室、県土木部、県企画振興部、県健康福祉部、県企業局、県教育庁、県市町村、指定公共機関）</u></p> <p><u>1. 計画的復興の進め方</u></p> <p><u>ア 防災まちづくり</u></p> <p><u>県及び市町村は、防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾等骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等、ライフラインの耐災化等、建築物や公共施設の不燃化、耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とするものとする。</u></p> <p><u>2. 被災者等の生活再建等の支援</u></p> <p><u>県及び市町村は、被災地域外へ疎開等を行っている個々の被災者に対しても、不利にならず、不安を与えな</u></p>		P

第9編 火事災害対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
新規	<p><u>第1章 大規模な火事災害対策編</u></p> <p><u>いような広報・連絡体制を構築するものとする。</u></p> <p><u>3. 被災中小企業の復旧その他経済復興の支援</u></p> <p><u>県及び市町村は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置するものとする。</u></p>		

第9編 火事災害対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
新規 新規	<p><u>第2章 林野火災対策編</u></p> <p><u>第1節 災害予防（県知事公室、県農林水産部、九州森林管理局、熊本地方気象台、市町村、消防機関）</u></p> <p><u>1. 林野火災に強い地域づくり</u></p> <p><u>ア 県及び市町村は、林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域において、地域の特性に配慮しつつ、関係市町村による林野火災対策に係る総合的な事業計画を作成し、その推進を図るものとする。</u></p> <p><u>イ 県及び市町村は、消火活動の円滑な実施のための防火林道や防火性のある樹種の植栽等による防火林帯の整備等を実施するものとする。</u></p> <p><u>ウ 森林所有者、地域の林業関係団体等は、自主的な森林保全管理活動を推進するように努めるものとする。</u></p> <p><u>2. 防災活動の促進</u></p> <p><u>ア 防災知識の普及</u></p> <p><u>（ア）県及び市町村、消防機関は、林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いという人為的なものであることにかんがみ、山火事予防運動等の機会やSNS等の各種媒体を活用した火の取扱いや不始末による出火の危険性等の周知により、林野火災に対する県民の防火意識の高揚を図るとともに、林業関係者、林野周辺住民、ハイカー等の入山</u></p>	④その他修正 R7.7 防災基本計画 第15編林野火災対策編（P342-349）の反映	新規

第9編 火事災害対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
新規	<p><u>第2章 林野火災対策編</u></p> <p><u>者等に対する啓発を実施するものとする。なお、啓発に当たっては、多発期や休日前に重点的に行うなど林野火災の発生傾向にも十分留意するものとする。</u></p> <p><u>(イ) 県及び市町村は、本県の自然条件等についての県民の正しい理解を得るため、林野火災に関する広報資料の作成・周知等に努めるものとする。</u></p> <p><u>(ウ) 県及び市町村は、林野火災の未然防止と被害の軽減を図るため、林野火災の発生危険度等に係る情報の発信に努めるとともに、標識板や立看板、防火水槽、簡易防火用水など防火思想の普及と初期消火のための施設の配備を促進するものとする。</u></p> <p><u>イ 県民の防災活動の環境整備</u></p> <p><u>林野火災の予防活動については、地域住民や林業関係者等の協力が不可欠であるので、市町村は、住民や事業所等の自主防災活動を育成・助長するものとする。</u></p> <p><u>3. 林野火災に対する警戒の強化</u></p> <p><u>ア 県及び市町村は、火入れの許可申請の徹底やたき火等の把握に取り組むとともに、火入れやたき火等を行う者が火災予防上必要な措置の徹底を図るよう、適切な対応を行うものとする。</u></p> <p><u>イ 市町村は、許可した火入れの情報等を消防機関に共有するものとする。</u></p> <p><u>ウ 県及び市町村は、乾燥や強風等の気象状況に応じて的確に火災に関する警戒情報等を発表するとともに、住民等に対する注意喚起、監視パトロール等の強化など適切な対応を行うものとする。</u></p>		

第9編 火事災害対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
新規	<p><u>第2章 林野火災対策編</u></p> <p><u>4. 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</u></p> <p><u>林野火災は、ひとたび発生すると気象条件や地形、飛び火の発生等により急激な延焼拡大等に至る場合があること、気象状況の変化により延焼方向の急変や飛び火等が発生するおそれがあること、その消火活動においては、全体像の把握や、狭隘・急峻な林野内への進入・放水活動に困難な場合があること、活動が長期化し多くの人員を必要とすること等に留意して備えを行う必要がある。このため、消防機関を始めとする県及び市町村は、指揮体制の早期確立、速やかな応援要請、地上・空中消火の連携を基本とした災害対応等の実施のための備えを行うものとする。</u></p> <p><u>(1)情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係</u></p> <p><u>県及び市町村等は、平時から災害時の情報通信手段の確保に努め、その整備・運用・管理に当たっては、山間地での利用を前提とした広範囲な情報連絡が可能な通信機器の整備を促進することとする。</u></p> <p><u>(2)消火活動関係</u></p> <p><u>ア 消防機関は、林野火災を想定した消防計画や林野火災防御図のほか、強風下の林野火災を想定した飛び火警戒要領等の策定等を行い、効果的な消火活動体制を整備するものとする。</u></p> <p><u>イ 県及び市町村は、熱源探査を活用した効果的な延焼状況等の把握や消火活動のため、関連する資機材の整備を促進するものとする。</u></p> <p><u>ウ 県及び市町村は、ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、ヘリコプター、活動拠点、資機材等の整備を推進するものとする。</u></p> <p><u>エ 県及び市町村は、林野火災においては迅速な初期消火が重要であることから、消防団について、消防本部等と連携した実践的かつ効果的な訓練の充実や、悪条件下での情報伝達体制の強化、火災対応能力の向上に</u></p>		

第9編 火事災害対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
新規	<p><u>第2章 林野火災対策編</u></p> <p><u>必要な資機材等の充実等を図るものとする。</u></p> <p><u>オ 県及び市町村は、林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。</u></p> <p><u>カ 県及び市町村は、水利に限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等、林野内への送水や放水を可能にする資機材の充実強化を図るとともに、建設業者等の所有車両の活用に向けて連携を強化するものとする。</u></p> <p><u>(3) 応急復旧及び二次災害の防止活動関係</u></p> <p><u>県及び市町村は、林野火災により、流域が荒廃した地域の下流部における土砂災害等の危険度を応急的に判定する技術者の養成、並びに事前登録等の施策を推進するものとする。</u></p> <p><u>(4) 防災関係機関等の防災訓練の実施</u></p> <p><u>ア 消防機関は、広域応援など様々な状況を想定し、消防計画や林野火災防御図等を活用した、より実践的な消火等の訓練を実施するものとする。</u></p> <p><u>イ 消防機関を始めとする地方公共団体、国の機関、林業関係団体、民間企業及び地域住民等が相互に連携した訓練を実施するものとする。</u></p> <p><u>第2節 災害応急対策（県知事公室、県農林水産部、九州森林管理局、自衛隊、市町村）</u></p> <p><u>1. 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立</u></p> <p><u>(1) 災害情報の収集・連絡</u></p> <p><u>ア 一般被害情報等の収集・連絡</u></p> <p><u>消防機関は、無人航空機等を活用し、夜間も含め刻々と変化する災害の状況を的確に把握するものとする。</u></p> <p><u>(2) 地方公共団体の活動体制</u></p> <p><u>県及び被災市町村は、林野火災対応の指揮体制を早期</u></p>		P

第9編 火事災害対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
新規	<p><u>第2章 林野火災対策編</u></p> <p><u>に確立するとともに、関係機関との調整等を含む消防活動全体の総合調整を行うものとする。</u></p> <p><u>(3) 事業者の活動体制</u></p> <p><u>林業関係事業者は、消防機関及び警察機関を始めとする県及び市町村との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力を努めるものとする。</u></p> <p><u>(4) 広域的な応援体制</u></p> <p><u>ア 消防機関は、急激な延焼拡大や火災の長期化にも的確に対応できるよう、林野火災の発生を他の消防機関や消防防災航空隊、自衛隊に情報共有するとともに、早期に応援を要請するものとする。また、県は、必要に応じ、又は被災市町村からの要請に基づき、消防庁や自衛隊に対して応援等の要請を行うものとする。</u></p> <p><u>イ 県内応援部隊の調整を行う代表消防機関は、火災の延焼状況等を把握し、被災市町村の消防機関に対して応援部隊の派遣に係る調整など支援を行うものとする。</u></p> <p><u>2. 消火活動</u></p> <p><u>(1) 消火活動</u></p> <p><u>ア 消防機関等による消火活動</u></p> <p><u>(ア) 消防機関等は、火災防御に当たっては人命を第一とし、住家等への延焼防止を最優先に行うものとする。</u></p> <p><u>(イ) 消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、消防計画、林野火災防御図、飛び火警戒要領等の活用や、地上消火隊及び消防防災航空隊間の連携により、迅速かつ効果的な消火活動を行うものとする。また、活動終期にあつては、空中からの熱源探査並びに地上での警戒及び残火処理を徹底し、確実な鎮火を行うものとする。</u></p> <p><u>(ウ) 消防機関等は、消火活動の実施に当たり、滑落や落</u></p>		P

第9編 火事災害対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
新規	<p><u>第2章 林野火災対策編</u></p> <p><u>石、火煙に囲まれる危険性等の山間地特有の安全管理を周知徹底するものとする。</u></p> <p><u>イ 被災地域外の地方公共団体による応援</u></p> <p><u>(ア) 県及び被災市長村は、消防防災航空隊及び自衛隊による迅速かつ効果的な空中消火を行うため、ヘリコプター機数、給水拠点、燃料補給方法などの調整を行うとともに、地上及び空中の消火活動の連携強化に努めるものとする。</u></p> <p><u>(イ) 応援部隊は、水利に限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等を活用するものとする。</u></p> <p><u>(ウ) 応援部隊は、人員・資機材の搬送に当たって、山間地の悪路・隘路でも走行可能な車両を適切に活用するものとする。</u></p> <p><u>(エ) 応援部隊は、地域の実情に精通した消防団を含む消防機関と情報共有を密にして連携の強化を図るものとする。</u></p> <p><u>3. 情報提供活動</u></p> <p><u>(1) 要配慮者への配慮</u></p> <p><u>ア 市町村は、林野火災が急激に延焼拡大して避難指示等が広範囲となる場合があるため、避難行動要支援者の避難支援が適切に行われるよう十分配慮するものとする。</u></p> <p><u>4. 応急復旧及び二次災害の防止活動</u></p> <p><u>ア 県及び市町村は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して二次災害の防止に努めるものとする。</u></p> <p><u>イ 県及び市町村は、降雨等による二次的な土砂災害防止施策として専門技術者を活用して、土砂災害等の危</u></p>		

第9編 火事災害対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
新規	<p><u>第2章 林野火災対策編</u></p> <p><u>険箇所</u>の点検等を行うものとする。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制の整備を行うものとし、可及的速やかに砂防設備、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行うものとする。</p> <p><u>第3節 災害復旧（県農林水産部、市町村）</u></p> <p>県及び市町村は、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良復旧を行う。</p>		